

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

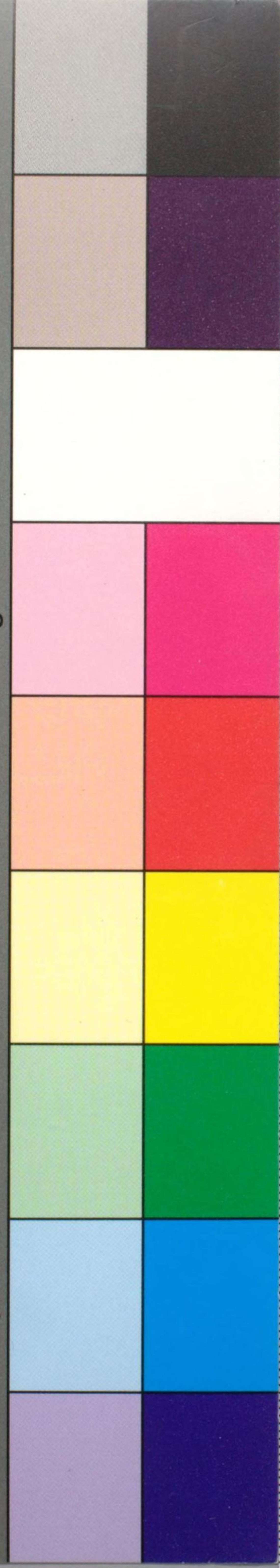
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



法務年鑑

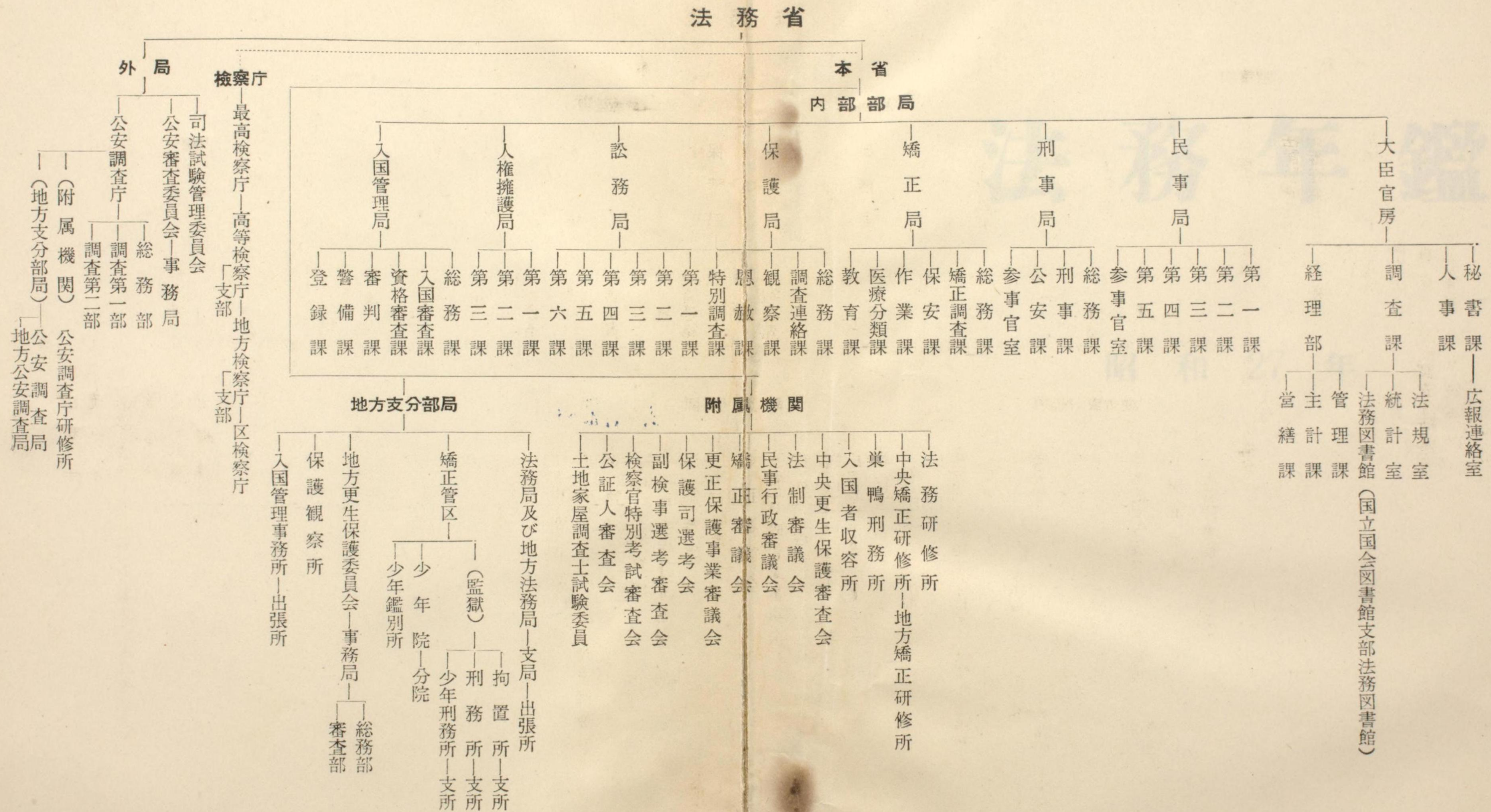
昭和 27 年

法 務 省

71-2W-31

法務省機構図

(昭和27年12月31日現在)



31

法務年鑑

昭和 27 年

法務省

317.23H617R

は し が き

- 1 本年鑑は昭和27年における法務省(府)の機構とその業務運営の状況とを概観するのに便利なように編さんしたものである。編集にはほぼ次のような企図をもつて当つた。
 - (1) 法務本省(府)の各局課並びに所管各庁について、それぞれその組織・目的・所掌業務の内容及び実施概要等を記し、総合的に中央・地方の活動を明らかにした。
 - (2) 業務の実施状況は、正確な統計をもつて、できるだけ具体的に表現するようにつとめた。
- 2 本年鑑の取扱つた期間は、既刊年鑑の例に従い、原則として昭和27年1月1日から昭和27年12月31日までとした。
- 3 本年度における特記すべき事項は、8月1日に行われた大規模な機構改革である。いまその変更・異動の主要な点を列挙すると次の通りである。
 - (1) 従来の法務府を法務省と改称し、法務総裁を法務大臣とし、事務次官を置き、三長官制及び総裁官房長を廃止した。
 - (2) 法制意見第一局、同第二局及び同第三局の所掌事務並びに同第四局の所掌事務の一部を内閣に移して、法制局を設置した。
 - (3) 内部部局として大臣官房の外、民事、刑事、矯正、保護、訟務、人権擁護及び入国管理局の七局を置き、大臣官房に経理部を、訟務局及び入国管理局に次長各一人を置いた。
 - (4) 本省の附属機関として中央更生保護審査会を附置した。
 - (5) 地方成人保護委員会及び地方少年保護委員会を統合して地方更生保護委員会とした。
 - (6) 矯正保護管区本部は矯正管区、少年保護鑑別所は少年鑑別所とそれぞれ改称した。
 - (7) 成人保護観察所及び少年保護観察所は統合して保護観察所とした。
 - (8) 検察研究所、法務府研修所及び従来の入国管理庁の入国管理庁研修所を統合して法務研修所とした。
 - (9) 外務省の外局であつた入国管理庁は、法務省の内局たる入国管理局に組



K.6326

組織替えされた。それに伴い、従来の入国管理庁の出張所及び入国者収容所は法務省の入国管理事務所、同出張所及び入国者収容所に組織替えされた。

- (10) 中央更生保護委員会を廃止し、内局たる保護局とした。
- (11) 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第241号）により法務省の外局として公安審査委員会を新設し、事務局を置いた。（昭和27年7月21日から施行）
- (12) 公安調査庁設置法（昭和27年法律第242号）により公安調査庁を設置し、同庁の附属機関として公安調査庁研修所、地方支分部局として公安調査局及び地方調査局を置いた。（昭和27年7月21日から施行）なお、公安調査庁の設置とともに、特別審査局は廃止された。

以上の外、平和条約の締結に伴い、巣鴨刑務所が4月から法務総裁（法務大臣）の管理に属せしめられている。

4 この劃期的な機構改革を取扱うに当つては、編さんの便宜上、次のような方法を採用した。

- (1) 組織篇、本省（府）篇及び外局篇は、8月1日を界として前・後両期に分ち、法務府及び法務省の二部とした。改革に伴う変動の極めて少い附属機関もしくは地方部局にもこの方法を用いることはいささか煩瑣にすぎる嫌いがないでもないが、体裁の統一を慮り、しばらくこの区分に従うことにした。
- (2) 改革の結果、その業務が他の官庁に移管された局課については、移管されるまでの運営状況を前期法務府その項に記載した。
- (3) 改廃の行われた局課については、現にその業務を継承掌理しつつある局課の項に、改革の経緯及び業務の異同並びに実施状況を併せて収録した。
- (4) 公安審査委員会及び公安調査庁は機構改革前すなわち7月21日をもって設置されたのであるが、これに関する記述は便宜上後期法務省の部に取りまとめて収録した。

5 大幅な予算の削減が行われた結果、本年鑑もまた紙数の制限につとめなければならなくなつたため、従来掲載してきたもの、または新たに制定されたもので、極めて重要ではあるが、本年鑑の主として企図する機構、組織及び運営の記述に直接関連するところが比較的少いと思われる実体的法規の類は、

やむをえず割愛した。この点特に関係各方面の了承をお願いする。

- 6 26年版の年鑑の刊行が甚しく遅れたのかんがみ、本年鑑はおそくも九月末には刊行のできるように企劃し努力したのであるが、資料の提出が甚しく遅れたところがあり、遂に本来の期日をすぎること全4ヶ月の後に漸く全部が出そろつたという状態で、今年もまた昨年同様の遅延を来すに至つたことは、まことに遺憾である。次回からは特に資料提出期日を厳守していただき、もつと早期に刊行して、年鑑としてのつとめを十分に果たしたいと念願する。
- 7 最後に、編集に際して各方面から賜つた御協力に対して、あつく感謝の意を表するとともに、年鑑今後の向上に資するため、各位の一層腹臍のない批判をお願いする。

昭和27年11月

法務大臣官房調査課

目 次

- ◇ 法務省機構図……………(表見返し)
- ◇ 法務府機構図……………(裏見返し)

第一篇 組 織

[前期] 法務府

- I 法務府設置法……………1
- II 法務府組織規程……………13
- III 法務府職員定数規程……………23
- IV 国家行政組織法(抄)……………30
- V 行政機関職員定員法(抄)……………32

[後期] 法務省

- I 法務省設置法……………34
- II 法務省組織令……………43
- III 法務省組織規程……………59
- IV 法務省職員定数規程……………61
- V 国家行政組織法(抄)……………63
- VI 行政機関職員定員法(抄)……………66

第二篇 会 計

- I 予 算・決 算……………67
 - 一 法務省所管 昭和28年度政府職員予算定員表……………67
 - 1 法 務 本 省……………67
 - 2 法 務 研 修 所……………68
 - 3 法 務 局……………68
 - 4 最 高 検 察 庁……………69
 - 5 高 等 検 察 庁……………70

6	地方検察官署	70
7	矯正管区	71
8	矯正研修所	71
9	刑務所	72
10	少年院	72
11	少年鑑別所	73
12	巢鴨刑務所	73
13	地方更生保護委員会	74
14	保護観察所	74
15	地方入国管理官署	75
16	公安審査委員会	75
17	公安調査庁	76
二	法務府主管 昭和26年度歳入決算額	77
三	法務府所管 昭和26年度歳出決算額	78
1	法務総裁官房	78
2	法制意見長官	80
3	刑政長官	82
4	民事法務長官	82
5	法務府研修所	84
6	検察研究所	84
7	法務局	86
8	最高検察庁	86
9	高等検察庁	88
10	地方検察庁	88
11	区検察庁	90
12	矯正保護管区本部	90
13	矯正保護研修所	90
14	刑務所	92
15	少年院	92
16	少年保護鑑別所	94
17	中央更生保護委員会	96

18	地方保護委員会	96
19	保護観察所	96
20	国立国会図書館支部法務図書館	98
四	昭和26年度法務府所管歳出予算現額移替調書	98
五	法務府所管特別会計昭和26年度歳入歳出決算額	100
六	昭和28年度法務省主管歳入予算額	101
七	昭和28年度法務省所管歳出予算額項目別表	103
八	昭和27年度法務官署営繕費	115
II	財 産	116
	法務府所管国有財産現在額	116
1	行政財産(公用財産)	116
2	普通財産	118
3	解散団体財産収入金特別会計	118

第三篇 本省(府)

I	内部部局	121
	(局課分掌業務の目的及び実施概要)	
	[前期] 法務府	
一	法制意見部	121
1	法制意見長官総務室	121
2	法制意見第一局	122
3	法制意見第二・三局	125
4	法制意見第四局	127
	意見・勧告年度別処理比較表(第一局)	123
	意見・勧告行政庁別一覧表(同上)	124
	法律案・政令案・条約案処理件数調(第二・三局)	126
二	刑政部	127
1	刑政長官総務室	127
2	検務局	127
3	矯正保護局	128

4 特別審査局	128
三 民事法務部	128
1 民事法務長官総務室	128
2 民事訟務局	130
3 行政訟務局	130
4 民事局	130
5 人権擁護局	130
四 官 房	130

〔後期〕 法務省

一 大臣官房	131		
イ 秘書課	◇ 広報連絡室	ロ 人事課	○ 検察官適格審査会
ハ 調査課	◇ 法規室	◇ 統計室	◇ 法務図書館※
ニ 経理部	◇ 管理課	◇ 主計課	◇ 営繕課

任用関係取扱人員数（人事課）	136
各庁別収集資料の種類と冊数（調査課）	143
資料配布先別配布表（同上）	145
各種組合及びその他法人登記の名称調（統計室）	154
登記の総数累年比較（同上）	168

※ 法務図書館（国立国会図書館支部法務図書館）	173
一 基本的法規	17
二 沿革	18
三 法務図書館の目的及び業務の内容	18
四 組織	18
五 設備	18
六 予算	18
七 図書資料数	18
八 業務実施の概況	18
九 法務図書館の業務に関係ある法規指示等の主なるもの	19
図書資料数	18
図書相互貸借	18
図書資料受入調	18

(1) 罪名別	586
イ 被疑者受理（新受）人員累年比較	586
ロ 被疑者起訴人員累年比較	587
ハ 全被疑者の受理及び処理状況	588
(2) 地方検察庁管内別 全被疑者の受理及び処理状況	592
(3) 未処理被疑者の未済期間	604
三 少年犯罪事件被疑者の受理及び処理状況	606
(1) 罪名別	606
イ 少年被疑者の受理区分及び年齢区分	606
ロ 少年被疑者の処理状況	608
(2) 地方検察庁管内別	610
イ 少年被疑者の受理区分及び年齢区分	610
ロ 少年被疑者の処理状況	614
四 昭和27年 衆議院議員選挙事犯	618
イ 受理区分表	618
ロ 被告人党派別表	618
ハ 資格別処分表	618
ニ 罪名別処分表	619
五 労働関係事件統計	620
(1) 昭和27年度労働関係事件月別人員統計表（A）（B）	620
(2) 違反事件法令別月別人員統計表	622
イ 労働関係調整法	622
ロ 労働基準法	623
ハ 船員法	624
ニ 鉱山保安法	625
ホ 労働者災害補償保険法	626
ヘ 職業安定法	627
ト 失業保険法	628
チ 船員保険法	629
リ 政令 201号	630
ヌ 国家公務員法	631

ル 地方公務員法	632
ヲ 健康保険法	633
ヅ 児童福祉法	634
カ 厚生年金保険法	635
六 公安関係事件統計	636
(1) 公安関係事件統計	636
イ 月別統計表(昭和27年9—12月)	636
ロ 法条別統計表(昭和27年9—12月)	637
(2) 違法争議行為事件統計	638
イ 月別人員統計表	638
ロ 罪名別人員統計表	639
[参考]	
職よこせ事件統計	640
イ 月別人員統計表	640
ロ 罪名別人員統計表	641
七 麻薬関係事犯受理並に処理人員総計表	642
八 産業経済関係法令違反事件法令別月別人員調	643
九 密貿易事件法令別人員調	643
二 財政関係法令違反事件法令別受理並処理人員調	644
附録 全国検察庁一覧	

第一篇 組織

分類級別施設数(医療分類課).....	30
年間新入受刑者分類級別人員(同上).....	30
構外作業適格者調(同上).....	30
年間鑑別終了者数(同上).....	30
矯正施設における収容者栄養摂取量(同上).....	30
指紋対照及び前科発見並指紋原紙取扱最近十ヶ年比較表(同上).....	31
指紋対照による前科発見百分比十年比較(同上).....	31
指紋対照並前科発見其の他十年比較.....	31
指紋対照及前科発見人員累年比較(図).....	(折込)
五 保 護 局	31
イ 総務課 ロ 調査連絡課 ハ 観察課 ニ 恩赦課	
ホ 特別調査課	
地方更生保護委員会事務処理状況(観察課).....	33
その一 少年(1-7月).....	33
その二 成人(1-7月).....	33
その三 少年、成人(8-12月).....	33
保護観察事件取扱状況(同上).....	33
その一 少年、成人(1-6月).....	33
その二 少年、成人(7-12月).....	33
保護観察終了の期間調(同上).....	33
保護観察終了の事由調(同上).....	33
取扱官庁別大赦令該当人員表(恩赦課).....	34
罪名別大赦令該当人員表(同上).....	34
身分別大赦令該当人員表(同上).....	34
取扱官庁別減刑該当人員表(同上).....	34
死刑・無期刑・有期刑別減刑該当人員表(同上).....	34
身分別減刑該当人員表(同上).....	34
恩赦決定人員表(同上).....	34
平和条約発効後仮出所申請処理状況(特別調査課).....	35
全面赦免勧告状況(同上).....	35
個別赦免申請処理状況(同上).....	35

月別戦犯仮出所者保護監督状況(同上).....	355
六 訟 務 局	356
イ 第一課 ロ 第二課 ハ 第三課 ニ 第四課 ホ 第五課	
へ 第六課	
民事事件処理一覧表(全般).....	363
民事事件処理一覧表(本省・訟務局一、二課各法務局地方法務局別).....	365
民事事件各行政庁別内訳表.....	368
民事事件数表(図表).....	369
行政事件訴訟事件数総括表.....	370
行政訴訟事件地方裁判所別受理件数表.....	373
行政訴訟事件高等裁判所別受理件数表.....	374
行政訴訟事件最高裁判所受理件数表.....	375
行政事件各年度別受理既済未済件数表.....	375
審級別新受事件百分率表.....	375
審級別年末未済事件百分率表.....	375
七 人 権 擁 護 局	376
イ 第一課 ロ 第二課 ハ 第三課	
人権擁護委員委嘱数(第一課).....	378
人権擁護委員職業別分類表(同上).....	379
協議会・連合会開催数(同上).....	380
人権擁護局、法務局、地方法務局別事件受理数、既済数、未済数(第二課).....	386
事件別受理並に処理件数(同上).....	388
被逮捕者の身柄拘束の変化の状況(同上).....	390
八 入 国 管 理 局	392
イ 総務課 ロ 入国審査課 ハ 資格審査課 ニ 審判課	
ホ 警備課	
正規出国者数(入国審査課).....	398
正規入国者数(同上).....	399
港別寄港地上陸状況(同上).....	400
入国者収容所、入国管理事務所、港出張所所在地表.....	420

Ⅱ 附 属 機 関	422
〔前期〕 法務府	
一 法務府研修所	422
二 検察研究所	422
三 矯正保護研修所	422
四 巣鴨刑務所	422
五 法制審議会	422
六 民事行政審議会	422
七 更生保護事業審議会	422
八 副検事選考審査会	422
九 検察官特別考試審査会	422
〇 公証人審査会	422
一 土地家屋調査士試験委員	422
二 解散団体財産売却理事会	422
〔後期〕 法務省	
一 法務研修所	422
◇ 法務研修所組織規程	423
1 機構の概要	425
2 業務の実施状況	425
二 矯正研修所	433
1 法 規	433
2 業務の内容	434
3 研修実施状況	440
4 そ の 他	441
三 巣鴨刑務所	442
1 関係法規	442
2 巣鴨刑務所組織規程	442
3 所在地	444
四 入国者収容所	444

五 中央更生保護審査会	444
1 設置の経緯及び組織	444
2 業務の内容及び実施状況	444
六 法制審議会	445
1 法制審議会令	445
2 業務の実施状況	445
七 民事行政審議会	446
1 民事行政審議会令	446
2 業務の内容及び実施状況	447
八 矯正審議会	448
1 矯正審議会令	449
2 目 的	451
3 業務の内容及び実施状況	451
九 更生保護事業審議会	452
◇ 更生保護事業審議会令	452
1 設置の経緯	452
2 業務内容	453
3 業務の実施状況	453
〇 保護司選考会	454
1 保 護 司	454
2 保護司選考会	454
二 副検事選考審査会	455
1 目 的	455
2 業務の実施状況	455
副検事出身別並に学歴別人員数	455
三 検察官特別考試審査会	456
1 目 的	456
2 業務の実施状況	456
3 法 規	456
三 公証人審査会	459
◇ 公証人審査会令	459

1 業務内容	460
2 業務の実施状況	460
四 土地家屋調査士試験委員	462
1 業務内容	462
2 業務実施状況	462
Ⅲ 地方支分部局	463
〔前期〕 法務府	
一 法務局地方法務局	463
二 矯正施設	463
〔後期〕 法務省	
一 法務局及び地方法務局	463
1 法務局及び地方法務局組織規程	463
2 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	468
3 支局及び出張所の名称と数	471
二 矯正施設	488
1 関係法規	488
2 矯正管区	488
イ 矯正管区組織規程	488
ロ 矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	492
3 刑務所	492
イ 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程	492
ロ 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	501
ハ 刑務所の名称及び所在地（支所を含む）	501
ニ 少年刑務所の名称及び所在地	505
ホ 拘置所の名称及び所在地	506
ヘ 刑務所職員予算定員沿革	506
ト 刑務所の経費	508
チ 在監者平均一人に対する刑務所経費累年表	508
リ 業務の状況	509

1 刑務官吏と在監者との割合	509
2 受刑者の入出監累年表	509
3 一日平均在監者累年表	510
4 在監者の作業累年表	511
5 作業の賃金額並に一人当平均額累年表	511
6 昭和27年中各所別刑務事故調	512
7 指紋の成績	516
4 少年院	520
イ 少年院法	520
ロ 少年院及び少年鑑別所組織規程	520
ハ 少年院及び少年鑑別所の数	523
ニ 少年院の名称及び所在地（分院を含む）	523
ホ 少年鑑別所の名称及び所在地	524
三 地方更生保護委員会	527
イ 地方更生保護委員会事務局組織規程	527
ロ 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域	530
四 保護観察所	530
イ 保護観察所組織規程	530
ロ 保護観察所の名称、位置及び管轄区域	533

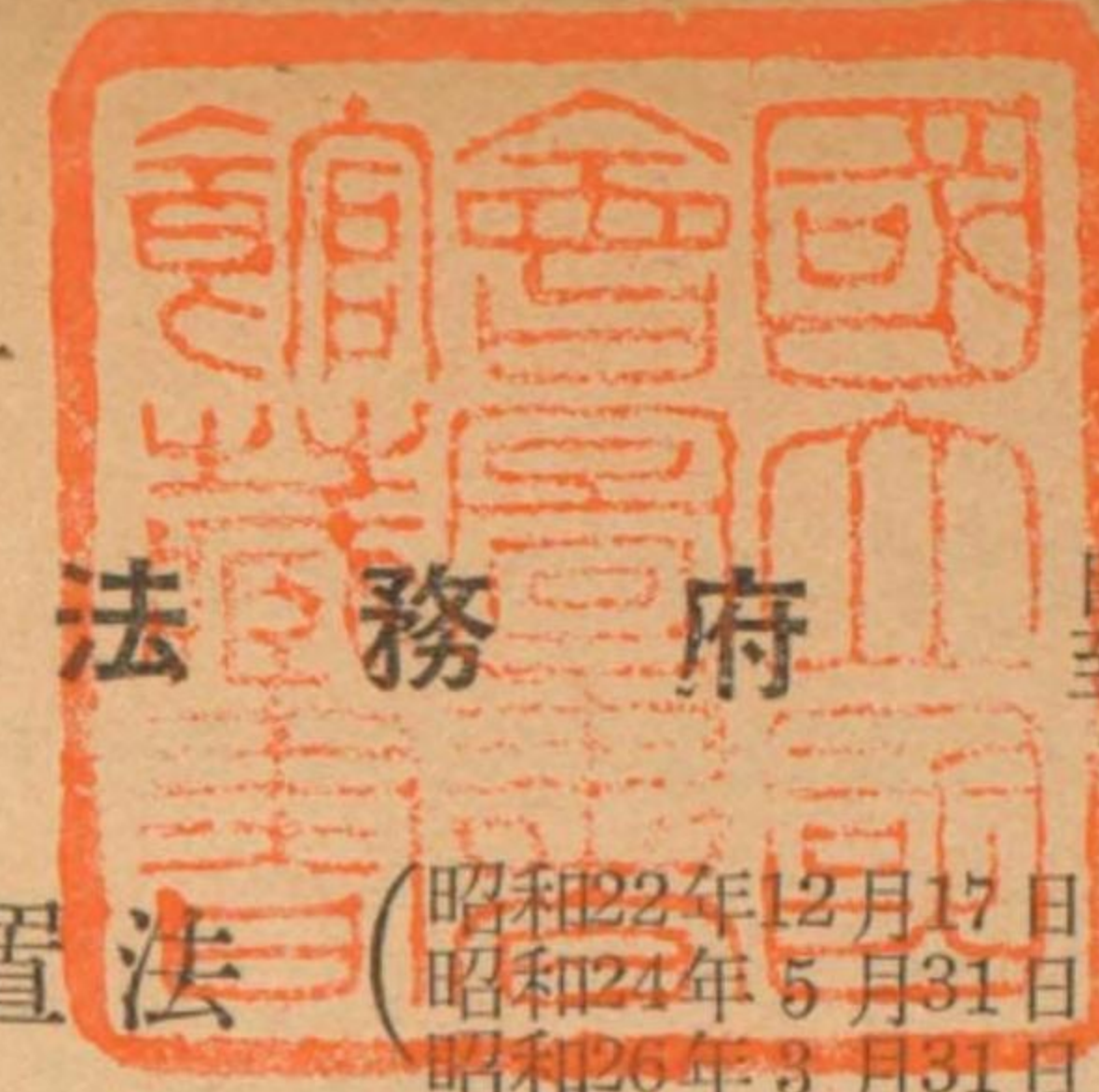
第四篇 外 局

〔前期〕 法務府	
Ⅰ 中央更生保護委員会	535
Ⅱ 司法試験管理委員会	535
〔後期〕 法務省	
Ⅰ 司法試験管理委員会	535
1 目的とその内容	535
2 業務の実施状況	535
3 法規	536
Ⅱ 公安審査委員会	538
1 関係法規	538
2 組織及び職員	538

3 業務の実施状況	539
Ⅱ 公安調査庁	540
1 関係法規	540
2 公安調査庁設置法	540
3 公安調査庁研修所等組織規程	547
4 沿革	549
5 組織	550
6 目的	551
7 業務の内容	552
8 業務の実施状況	554
団体等規正令に基く政治団体と届出数	554
日本共産党機関紙発行停止状況	554
日本共産党届出団体及び構成員一覧表	555

第五篇 検 察 庁

I 検 察 庁 法	557
II 検察庁の組織及び職員	564
一 検察庁の組織	564
(1) 検察庁の数	564
(2) 検察庁の名称ならびに所在地	564
1 最高検察庁	564
2 高等検察庁・高等検察庁支部	564
3 地方検察庁	565
4 地方検察庁支部	566
5 区検察庁	573
二 検察官政令(勅令)定員沿革	578
三 検察庁職員数	580
四 検察官の俸給	581
III 業務の状況	583
一 検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較	583
二 第一審捜査事件取扱状況	586



[前期]

法務府

自昭和27年1月1日
至昭和27年7月31日

I 法務府設置法

(昭和22年12月17日 法律第193号 [法務庁]
昭和24年5月31日 法律第136号 [法務府]
昭和26年3月31日 法律第83号)

本文 昭和27年1月1日現在

改正 { 昭和27年4月21日 法律第94号
昭和27年4月28日 法律第103号
昭和27年4月28日 法律第106号
昭和27年5月1日 法律第128号
昭和27年5月7日 法律第137号
昭和27年7月21日 法律第240号
昭和27年7月21日 法律第241号
昭和27年7月21日 法律第242号

第1条 政府における法務を統轄させるため、内閣に、法務総裁を置く。

法務総裁は、法律問題に関する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し、意見を述べ、又は勧告する。

法務総裁は、検察事務及び検察庁に関する事項、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、条約案の審議、内外及び国際法制の調査、国の利害に関係ある争訟、恩赦、犯罪人の引渡、国籍、戸籍、登記、供託、人権の擁護、行刑並びに更生保護に関する事項その他法務に関する事項、団体等規正令(昭和24年政令第64号)の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和23年政令第238号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項、連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)の規定による覚書該当者の観察等に関する事項を管理する。

第2条 法務総裁は、その地位に最もふさわし者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。その者は、国务大臣でなければならない。

法務総裁たる国务大臣は、内閣法(昭和22年法律第5号)にいう主任の大臣とする。

第3条 法務総裁の下に、法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官を置く。

各長官は、総裁を助けて、夫々各長官総務室及び所属各局の事務を指揮監督する。

各長官の外、法務総裁の下に、法務総裁官房長官を置く。

官房長は、総裁を助けて、総裁官房の事務を指揮監督し、府内の事務の連絡調整を図る。

第4条 法務総裁の管理する事務は、法務府でこれを掌る。

第5条 法務府に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官総務室及び左の区分により左の局を置く。

法制意見長官

法制意見第一局

法制意見第二局

法制意見第三局

法制意見第四局

刑政長官

検務局

矯正保護局

特別審査局

民事法務長官

民事訟務局

行政訟務局

民事局

人権擁護局

各長官総務室は、夫々その長官所属の各局の指揮監督に関する事務を掌る

第6条 法制意見第一局においては、左の事務を掌る。

- 1 第1条第2項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事項
- 2 法制意見第四局の所掌に属するもの以外の内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

法制意見第二局においては、左の事務を掌る。

- 1 主として外事、財政、金融、産業又は経済に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
- 2 条約案の審議に関する事項

法制意見第三局においては、主として文教、厚生、労働、運輸又は通

信に関する事項その他法制意見第二局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌る。

法制意見第四局においては、左の事務を掌る。

- 1 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項
- 2 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
- 3 内外の法令その他法制に関する資料の収集、整備及び編さんに関する事項
- 4 法務に関する統計に関する事項

法制意見長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の局に属する法律案若しくは政令案の審議立案又は条約案の審議に関する事務を他の局に行わせることができる。

第7条 検務局においては、左の事務を掌る。

- 1 検察事務及び検察庁に関する事項
- 2 犯罪人の引渡に関する事項
- 3 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 4 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 5 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

矯正保護局においては、左の事務を掌る。

- 1 犯罪人に対する刑及び未決勾留の執行その他行刑に関する事項
- 2 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年保護鑑別所その他の官公立の少年矯正保護施設に関する事項
- 3 矯正保護職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正保護に関する事項で他の所管に属しないもの

特別審査局においては、左の事務を掌る。

- 1 団体等規正令の規定による各種団体の登録並びにその結成の禁止及び解散等に関する事項
- 2 連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項

- 3 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の観察等に関する事項

第8条 民事訟務局においては、民事に関する争訟に関する事務を掌る。

行政訟務局においては、行政に関する争訟に関する事務を掌る。

民事局においては、左の事務を掌る。

- 1 国籍に関する事項
- 2 戸籍に関する事項
- 3 登記に関する事項
- 4 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 5 供託に関する事項
- 6 公証に関する事項
- 7 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 8 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項

9 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- 1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人身保護に関する事項
- 4 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 5 その他人権の擁護に関する事項

民事法務長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、訟務局のうち一の局の所掌に属する事務を他の局に行わせることができる。

第9条 官房においては、左の事務を掌る。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 総裁の官印及び府印の管守に関する事項
- 4 各部局の所管事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

- 7 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

- 8 職員の定員及び職階に関する事項

- 9 職員の進退身分に関する事項

- 10 職員の給与に関する事項

- 11 司法試験に関する事項

- 12 職員の研修に関する事項

- 13 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

- 14 法務府及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項

- 15 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項

- 16 営繕に関する事項

- 17 法令の周知徹底に関する事項

- 18 法務府及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

- 19 渉外事務に関する事項

前項第13号乃至第19号の事務を掌らせるため、官房に経理部を置く。

第10条 第5条第2項及び第6条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務総裁の定めるところによる。

第10条の2 検察官に検察に関する学理及び技術の研究を行わせる機関として、法務総裁の管理に属する検察研究所を置く。

検察研究所は、これを東京都に置く。

検察研究所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第11条 検察官、検察事務官、法務府事務官その他法務総裁所部の職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務総裁の管理に属する法務府研修所を置く。

法務府研修所は、これを東京都に置く。

法務府研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第12条 矯正保護の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務総裁の管理に属する中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所を置く。

中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 条 法務総裁の監督の下に、別表 2 の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第 13 条の 2 法務総裁の管理の下に、第 8 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 1 号乃至第 7 号及び第 4 項の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

法務総裁は、法務局の長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は別表 3 の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務府令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務府令でこれを定める。

法務総裁は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第 1 項又は第 6 項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第 13 条の 3 法務総裁の管理の下に、監獄法（明治 41 年法律第 28 号）第 1 条第 1 項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表 4 の通りとする。

法務総裁は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 条の 4 少年院及び少年保護鑑別所については、少年院法（昭和 23 年法律第 16 号）の定めるところにより、その名称及び位置は別表 5 の通りとする。

る。

法務総裁は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年保護鑑別所の分所を置くことができる。

少年院及び少年保護鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 条の 5 矯正保護局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年保護鑑別所の適正なる運営管理を図るため、法務総裁の管理に属する矯正保護管区本部を置く。

矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第 13 条の 6 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第 13 条の 7 中央更生保護委員会、その地方支分部局たる地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会並びに中央更生保護委員会の附属機関たる更生保護事業審議会及び保護司選考会については、犯罪者予防更生法（昭和 24 年法律第 142 号）更生緊急保護法（昭和 25 年法律第 203 号）及び保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）の定めるところによる。

第 13 条の 8 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）の定めるところによる。

第 13 条の 9 解散団体財産売却理事会については、解散団体財産売却理事会令（昭和 23 年政令第 285 号）の定めるところによる。

第 13 条の 10 各長官総務室に主幹を置く。

主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第 13 条の 11 特別審査局に次長 3 人を置く。

次長は、局長を助けて、局務を整理する。

第 13 条の 12 法務府及びその所管各庁におかれる職員については他の法律に特例の定あるものを除く外、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところによる。

第 13 条の 13 法務府及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

附 則

第 14 条 この法律は、公布の後 60 日を経過した日からこれを施行する。

第 15 条 法務総裁は、昭和 24 年 3 月 31 日までは、従来司法大臣の管理に属した私立の矯正施設に関する事務を管理する。但し、昭和 24 年 11 月 1 日からは、政令の定めるところにより、右施設の運営について、厚生大臣と協議しなければならない。法務総裁は、昭和 23 年 12 月 31 日までは、従来司法大臣の管理に属した少年の保護に関する事務を引続き管理し、罪を犯す虞のある少年に関するものを除いては、昭和 24 年 1 月 1 日から、これを厚生大臣の管理に移すものとする。

法務総裁は、第 1 項の施設の収容者に関する記録を審査し、罪を犯した少年及び家庭裁判所によつて保護処分を受けたその他の少年は、昭和 24 年 3 月 31 日までに、これを官公立の矯正施設に移し、私立の矯正施設は、同日限り、これを廃止しなければならない。

法務総裁は、前項の移管が終了するまでは、厚生大臣と協力して、すべての私立矯正施設が高い標準において管理され及び運営されるよう、これを厳重に監督しなければならない。

第 16 条 犯罪者予防厚生法が施行されるまでの間、臨時に、法務府に刑政長官の指揮監督の下に保護局を置き、少年審判所に関する事項、犯罪人の保護に関する事項、司法保護事業に関する事項、仮出獄並びに少年院収容者の退院及び仮退院に関する事項、その他司法保護に関する事項に係る事務を掌らせる。

犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、恩赦に関する事務は、検務局においてこれを掌るものとする。

第 17 条 当分の間、特に必要があるときは、第 13 条の 13 に定める職員（検察庁の職員を除く。）のうち、133 人は、検事をもつてこれに充てることができる。

附 則（昭和 24 年 5 月 31 日法律第 136 号）

この法律のうち、法務府設置法第 13 条の 7 の規定は犯罪者予防更生法が施行される日から、その他の規定は昭和 24 年 6 月 1 日から施行する。

左の政令及び勅令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定ある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当

の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

法務庁設置法施行令（昭和 23 年政令第 39 号）

法務庁研修所令（昭和 23 年政令第 180 号）

刑務官練習所官制（昭和 22 年政令第 71 号）

家事審判制度調査委員会官制（昭和 14 年勅令第 815 号）

経済罰則調査委員会官制（昭和 18 年勅令第 502 号）

刑務委員会官制（昭和 22 年政令第 305 号）

矯正科学審議会令（昭和 23 年政令第 391 号）

司法事務局令（昭和 23 年政令第 181 号）

刑務所及び拘置所令（昭和 23 年政令第 268 号）

少年院令（昭和 23 年政令第 397 号）

少年観護所令（昭和 23 年政令第 398 号）

少年鑑別所令（昭和 22 年政令第 399 号）

矯正保護管区設置令（昭和 23 年政令第 400 号）

前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の運用に影響を及ぼすものではない。

この法律施行前における法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職は、裁判所法第 41 条、第 42 条（判事補の職権の特例に関する法律第 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 44 条の規定の運用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

他の法令中「法務庁」とあるのは「法務府」と、「法制長官」又は「法務調査意見長官」とあるのは「法制意見長官」と、「検務長官」とあるのは「刑政長官」と、「訟務長官」とあるのは「民事法務長官」と、「法務庁事務官」とあるのは「法務府事務官」と、「法務庁教官」とあるのは、「法務府教官」と、「法務庁技官」とあるのは「法務府技官」と読み替えるものとする。

他の法令中司法事務局又はその出張所に関する規定は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に関する規定とみなす。

附 則（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 83 号）

この法律は、昭和 26 年 4 月 1 日から施行する。

〔註〕 別表省略

改 正

昭和27年4月21日法律第94号

法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和23年政令第238号）の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項並びに公職に関する就職禁止、退職に関する勅令（昭和22年勅令第1号）の規定による覚書該当者の観察等に関する事項、」を「並びに解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和23年政令第238号）の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項」に改める。

昭和27年4月28日法律第103号

法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「その他法務に関する事項、」の下に「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年法律第103号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項、」を加える。

第7条第2項中第5号の次に次の1号を加える。

6 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第13条の6を第13条の7とし、以下第13条の13まで一条ずつ繰り下げ、第13条の5の次に次の一条を加える。

第13条の6 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を収容するため、法務総裁の管理に属する巣鴨刑務所を置く。

巣鴨刑務所は、これを東京都に置く。

巣鴨刑務所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第17条中「第13条の13」を「第13条の14」に改める。

昭和27年4月28日法律第106号

法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「戸籍、」の下に「住民登録、」を加える。

第8条第3項第3号を同項第4号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の一号を加える。

3 住民登録に関する事項

第13条の2第1項中「第1号乃至第7号」を「第1号乃至第8号」に改める。

昭和27年5月1日法律第128号（省略）

昭和27年5月7日法律第137号

法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中、「連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査等に関する事項」を削る。

第7条第3項第2号を削る。

昭和27年7月21日法律第240号

法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中、「団体等規正令（昭和24年政令第64号）の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項並びに解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和23年政令第238号）の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事項」を「並びに破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項」に改める。

第8条第3項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

昭和27年7月21日法律第241号

法務府設置法（昭和22年法律第193号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「特別審査局」を削る。

第7条第3項を削る。

第13条の12を削り、第13条の11を第13条の12とし、第13条の10の次に次の一条を加える。

第13条の11 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和27年法律

第241号)の定めるところによる。

昭和27年7月21日法律第242号

法務府設置法(昭和22年法律第193号)の一部を次のように改正する。

第13条の10を次のように改める。

第13条の10 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法(昭和27年法律第242号)の定めるところによる。

Ⅱ 法務府組織規程 (昭和24年6月1日 法務府令第1号) (昭和26年8月10日 法務府令第130号)

本文 昭和27年1月1日現在

改正 {昭和27年7月1日 法務府令第73号}
{昭和27年7月21日 法務府令第84号}

第1条 法務府の内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 法制意見長官総務室においては、法制意見長官所属各局の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第3条 法制意見第一局においては、左の事務をつかさどる。

- 1 法務府設置法第1条第2項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事項
- 2 法制意見第四局の所掌に属するもの以外の内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

第4条 法制意見第二局においては、左の事務をつかさどる。

- 1 主として、外事、財政、金融、産業又は経済に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
- 2 条約案の審議に関する事項

第5条 法制意見第三局においては、主として文教、厚生、労働、運輸又は通信に関する事項その他法制意見第二局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務をつかさどる。

第6条 法制意見第四局においては、左の事務をつかさどる。

- 1 司法制度、民事及び刑事に関する内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項
- 2 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項
- 3 法制審議会に関する事項
- 4 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項
- 5 法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- 6 法制に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- 7 図書に関する事項
- 8 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

- 9 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 10 民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項
- 11 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

前項第4号及び第5号の事務をつかさどらせるため、法規課を、第6号から第8号までの事務をつかさどらせるため、資料課を、第9号から第11号までの事務をつかさどらせるため、統計課を置く。

第7条 法制意見各局において、意見の陳述若しくは勧告、調査研究又は審議立案について直接局長を補佐する職員を法制意見参事官とする。

第8条 刑政長官総務室においては、刑政長官所属各局の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第9条 検務局に総務課、調査課、刑事課、公安課、経済課及び財政課を置く。
総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 検察庁の組織及び運営に関する事項
- 2 犯罪人の引渡に関する事項
- 3 刑の執行指揮に関する事項
- 4 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 5 他の課の所掌に属しない事項

調査課においては、ファイル制度の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事務をつかさどる。

刑事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公安課、経済課及び財政課に属しない刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 犯罪捜査の科学的研究に関する事項

公安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 労働関係事件その他公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 麻薬関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

経済課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 産業経済関係事件の検察及び予防に関する事項
- 2 外国貿易及び外国為替関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

3 経済統制関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
財政課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 租税関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 専売関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 3 金融機関事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 4 経済民主化関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

第10条 矯正保護局に総務課、保安課、作業課、医療科学分類課、教育課、職員課及び予算管理課を置く。

総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正保護に関する一般的企画に関する事項
- 2 矯正保護施設の巡閲及び調査に関する事項
- 3 矯正保護に関する統計に関する事項
- 4 矯正保護に関する法令の整備に関する事項
- 5 矯正保護審議会に関する事項
- 6 他の課の所掌に属しない事項

前項第3号の事務をつかさどるため、統計室を置く。

総務課長は、局内の事務の連絡調整を図り、局長に差支あるときは、その職務を代理する。

保安課においては、収容、紀律、拘禁、保安（火災、地震、暴動及び脱獄等の事故に関する措置を含む。）及び満期釈放その他の釈放に関する事務をつかさどる。

作業課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 作業の企画指導及び運営に関する事項
- 2 作業賞与金の支払に関する事項

医療科学分類課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 処遇の科学化に関する事項
- 2 臨時的な分禁、分類及び配置に関する事項
- 3 給養、保健及び衛生に関する事項
- 4 指紋及び個人識別並びに鑑別に関する事項

教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職業教育、特殊教育及び訓練に関する事項
- 2 少年に対して必要な特殊教育及び訓練方法の調査並びにその実験に関する事項
- 3 累進処遇に関する事項
- 4 行状、成績、善行等による優遇に関する事項
- 5 レクリエーションに関する事項

職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正保護職員の研修及び厚生に関する事項
 - 2 矯正保護職員の配置、職種の分類、給与、紀律及び職責に関する勧告に関する事項
- 予算管理課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 予算（所要物資を含む。）の要求及び管理に関する勧告に関する事項
 - 2 新営工事の施行並びに施設の整備改善の促進に関する事項

第 11 条 特別審査局に総務課、連絡課、監査第一課、監査第二課、監査第三課、調査第一課、調査第二課及び調査第三課を置く。

総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 局内の事務の連絡調整に関する事項
 - 2 他の課の所掌に属しない事項
- 連絡課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 特別審査局の所掌に属する事務に関する外部機関との連絡に関する事項
 - 2 特別審査局の所掌に属する事務に関する資料の整理保管に関する事項
- 監査第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 連合国最高司令官の要求に基く正規陸海軍将校又は陸海軍特別志願予備将校であつた者の調査及び登録に関する事項
 - 2 公職に関する就職禁止、退職等に関する命令（昭和 22 年勅令第 1 号）の規定による覚書該当者の登録等に関する事項
- 監査第二課においては公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の動静の観察（監査第三課の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

監査第三課においては、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規

定による覚書該当者の軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的動静の観察に関する事務をつかさどる。

調査第一課においては、団体等規正令（昭和 24 年政令第 64 号）の規定による各種団体の登録及びこれらの団体の機関誌紙に関する事務をつかさどる。

調査第二課においては、団体等規正令の規定による軍国主義的、極端な国家主義的及び暴力主義的団体の結成の禁止及び解散並びにこれらの団体等に関する調査に関する事務をつかさどる。

調査第三課においては、調査第二課の所掌に属しない団体等規正令の規定による各種団体の結成の禁止及び解散並びにこれらの団体等に関する調査に関する事務をつかさどる。

次長のうち、一人は総務課及び連絡課の事務を、一人は監査第一課、監査第二課及び監査第三課の事務を、一人は調査第一課、調査第二課及び調査第三課の事務を担当するものとする。

第 12 条 民事法務長官総務室においては、民事法務長官所属各局の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第 13 条 民事訟務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 第二課及び第三課の所掌に属しない民事に関する争訟に関する事項
- 2 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、国家賠償に関する争訟に関する事務をつかさどる。

第三課においては、運輸及び通信に関する争訟に関する事務をつかさどる。

第 14 条 行政訟務局に第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 選挙争訟に関する事項
- 2 国家公務員に関する争訟に関する事項
- 3 地方自治に関する争訟に関する事項
- 4 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、財政及び金融関係の行政に関する争訟（但し、税務に関する行政に関するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

第三課においては、産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事務をつかさどる。

第四課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国税滞納処分に関する争訟に関する事項
- 2 関税に関する争訟に関する事項
- 3 第五課及び第六課の所掌に属しない税務に関する争訟に関する事項

第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 所得税に関する争訟に関する事項
- 2 法人税に関する争訟に関する事項

第六課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 酒税に関する争訟に関する事項
- 2 物品税に関する争訟に関する事項
- 3 前2号に掲げるものの外、間接税に関する争訟に関する事項

第15条 民事局に第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 法務局及び地方法務局に関する事項
- 2 公証に関する事項
- 3 供託に関する事項
- 4 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- 5 財政、金融、運輸及び通信に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項
- 6 他の課の所掌に属しない事項

前項第1号の事務で、他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協力しなければならない。

第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 民事に関する事項
- 2 戸籍に関する事項
- 3 寄留に関する事項
- 4 文教、厚生及び通商産業に関する民事（第四課の所掌に属するものを

除く。)に関する事項

第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 不動産登記その他の登記（第六課の所掌に属するものを除く。）に関する事項
- 2 商業登記に関する事項
- 3 法人の登記その他登記に関する事項
- 4 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 5 外事及び農林に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第四課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 商事に関する事項
- 2 非訟事件に関する事項
- 3 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 4 経済民主化及び経済再建に関する民事に関する事項
- 5 経済統制に関する民事に関する事項

第五課においては、解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理等に関する事務をつかさどる。

第六課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する事項
- 2 商業登記に関する事項
- 3 法人の登記に関する事項
- 4 労働に関する民事（第四課の所掌に属するものを除く。）に関する事項

第16条 人権擁護局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権擁護に関する企画に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 2 人権擁護委員に関する事項
- 4 他の課の所掌に属しない事項

第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権侵犯事件の調査に関する事項

2 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- 2 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 3 国選弁護に関する事項
- 4 自由人権思想の啓蒙活動に関する事項

第 17 条 官房に秘書課、人事課、経理部、渉外課及び情報課を置く。

秘書課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 総裁の官印及び府印の管守に関する事項
- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 本府及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- 7 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 8 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
- 9 他の部局の所掌に属しない事項

人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員の配置に関する事項
- 2 職員の任免に関する事項
- 3 職員の職階及び給与に関する事項
- 4 職員の紀律及び能率に関する事項
- 5 職員の試験、選考及び審査に関する事項
- 6 職員の研修に関する事項
- 7 公証人及び司法書士の身分に関する事項
- 8 司法試験管理委員会の庶務に関する事項

経理部においては、総務課、主計課、営繕課及び用度課を置き、左の区分により経理に関する事務をつかさどる。

総務課

- 1 会計の監査に関する事項

2 共済組合に関する事項

- 3 職員の厚生に関する事項
- 4 府内の警備及び保安に関する事項
- 5 運輸に関する事項
- 6 他の課の所掌に属しない事項

主計課

- 1 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 2 本府歳入徴収官所管の歳入徴収事務に関する事項
- 3 本府支出所管の経費の支出及び支出証明に関する事項

営繕課

- 1 営繕の企画及び経理計画に関する事項
- 2 営繕工事の設計及び実施に関する事項
- 3 本府及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- 4 通信施設に関する事項

用度課

- 1 物品の調達、売買及び貸借に関する事項
 - 2 物資の需給調整に関する事項
 - 3 没収品その他国庫帰属物品の処理に関する事項
 - 4 本府の物品の出納及び保管に関する事項
 - 5 本府の物品会計の経理計画に関する事項
- 渉外課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 連合軍官憲との連絡交渉に関する事項
 - 2 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
 - 3 連合軍官憲より発せられる指令覚書その他の公文書類の接受及びその連絡に関する事項
 - 4 公文書類のほん訳に関する事項
 - 5 連合軍官憲に対する文書の作成及び提出に関する事項
 - 6 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項
- 情報課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 法令の周知徹底に関する事項

2 本府及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

第 18 条 各局に局長を、経理部に部長を、各長官総務室に主幹を、各課に課長を置く。

局長、部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ局務、部務及び課務をつかさどり、主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第 19 条 官房長、各局長又は経理部長は、必要があると認めるときは、官房各局又は経理部内の一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

第 20 条 第 2 条から第 17 条までの規定により、所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務総裁の定めるところによる。

附 則 (昭和 26 年 8 月 10 日府令第 130 号)

この府令は、昭和 26 年 8 月 15 日から施行する。

改 正

昭和 27 年 7 月 1 日府令第 73 号

法務府組織規程 (昭和 24 年法務府令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 4 項第 3 号中「寄留」を「住民登録」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

昭和 27 年 7 月 21 日府令第 84 号

法務府組織規程 (昭和 24 年法務府令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削 除

第 15 条第 7 項中「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による国庫に帰属した財産の管理等」を「破壊活動防止法 (昭和 27 年法律第 240 号) 附則第 4 項に規定する財産の管理及び処分」に改める。

附 則

この府令は、破壊活動防止法 (昭和 27 年法律第 240 号) の施行の日から施行する。

Ⅲ 法務府職員定数規程 (昭和 24 年 8 月 30 日法務府令第 51 号) (昭和 26 年 12 月 8 日法務府令第 169 号)

本 文 昭和 27 年 1 月 1 日現在

改 正 { 昭和 27 年 5 月 2 日 法務府令第 47 号 }
{ 昭和 27 年 7 月 21 日 法務府令第 85 号 }

1 法務府に置かれる職員の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定数は、長官、官房長、法務府事務官、法務府技官、法務府教官、検察官、検察事務官、検察技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本 府

区 分	定 数	備 考	
内 部 部 局	総 裁 官 房	430人	うち 353 人は、経理部の定数とする。
	法制意見長官部内		
	長 官 総 務 室	25人	
	法制意見第一局	12人	
	法制意見第二局	10人	うち 6 人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とする。
	法制意見第三局	10人	
	法制意見第四局	70人	
	刑 政 長 官 部 内		
	長 官 総 務 室	5人	
	検 務 局	67人	
	矯 正 保 護 局	52人	
	特 別 審 査 局	1,145人	
	民 事 法 務 長 官 部 内		
	長 官 総 務 室	5人	
	民 事 訟 務 局	19人	
	行 政 訟 務 局	40人	
民 事 局	67人		
人 権 擁 護 局	14人		
計	1,971人		
附 属 機 関	検 察 研 究 所	32人	
	法 務 府 研 修 所	22人	
	矯 正 保 護 研 修 所	29人	
	解 散 団 体 財 産 売 却 理 事 会	一人	
	計	83人	

区	分	定数	備考
地方支分部局	法務局 (地方法務局を含む)	8,338人	
	監獄	17,304人	
	少年院	1,676人	
	少年保護鑑別所	1,037人	
	矯正保護管区本部	240人	
	計	28,595人	
検察庁		10,907人	
合	計	41,556人	

中央更生保護委員会(外局)

区	分	定数	備考
内部部局	事務局総務部	20人	
	事務局少年部	9人	
	事務局成人部	8人	
	計	37人	
地方支分部局	地方少年保護委員会	638人	
	地方成人保護委員会	471人	
	計	1,109人	
合	計	1,146人	

2 各矯正保護研修所、各法務局、各地方方法務局、各監獄、各少年院、各少年観護所、各少年鑑別所、各矯正保護管区本部、各検察庁、各地方少年保護事務局、各少年保護観察所、各地方成人保護事務局、各成人保護観察所別の定数は、前項に規定する当該附属機関又は地方支部分局別並びに検察庁の定数の範囲内において法務総裁又は外局の長が別に定める。

附 則(昭和26年12月8日府令第169号)

この府令は、昭和27年1月1日から施行する。

各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、改正後の法務府職員定数規程で定める定数をこえる員数の職員は、昭和27年6月30日までの間は、その定数の外に置くことができる。

改正

昭和27年5月2日府令第47号

行政機関職員定員法(昭和24年法律第126号)第3条の規定に基づき、法務府職員定数規程(昭和24年法務府令第51号)の一部を次のように改正する。

第1項本府の表及び中央更生保護委員会(外局)の表をそれぞれ次のように改める。

本府

区	分	定数	備考
内部部局	総裁官房	430人	うち353人は、経理部の定数とする。
	法制意見長官部内		
	長官総務室	25人	
	法制意見第一局	12人	
	法制意見第二局	10人	
	法制意見第三局	10人	
	法制意見第四局	70人	うち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とする。
	刑政長官部内		
	長官総務室	5人	
	検務局	67人	
	矯正保護局	52人	
	特別審査局	1,145人	
	民事法務長官部内		
	長官総務室	5人	
	民事訟務局	19人	
	行政訟務局	40人	
	民事局	67人	
	人権擁護局	14人	
	計	1,971人	
附属機関	検察研究所	32人	
	法務府研修所	22人	
	矯正保護研修所	29人	
	解散団体財産売却 理事會	一人	
	巢鴨刑務所	343人	
	計	426人	

区	分	定数	備考
地方支分部局	法務局 (地方法務局を含む)	8,338人	
	監獄	17,097人	
	少年院	2,326人	
	少年保護鑑別所	1,037人	
	矯正保護管区本部	240人	
	計	29,038人	
検察庁		10,907人	
合	計	42,342人	

中央更生保護委員会(外局)

区	分	定数	備考
内部部局	事務局総務部	15人	
	事務局少年部	8人	
	事務局成人部	7人	
	計	30人	
地方支分部局	地方少年保護委員会	642人	
	地方成人保護委員会	474人	
	計	1,116人	
合	計	1,146人	

附則

- この府令は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。
- 各内部部局、各附属機関又は各地方支分部局において、改正後の法務府職員定数規程で定める定数をこえる員数の職員は、昭和27年6月30日までの間は、その定数の外に置くことができる。

昭和27年7月21日府令第85号

行政機関職員定員法(昭和24年法律第126号)第3条の規定に基づき、法務府職員定数規程(昭和24年法務府令第51号)の一部を次のように改正する。
第1項の表を次のように改める。

本府

区	分	定数	備考
内部部局	総裁官房	430人	うち353人は、経理部の定数とする。
	法制意見長官部内		
	長官総務室	25人	
	法制意見第一局	12人	
	法制意見第二局	10人	
	法制意見第三局	10人	
	法制意見第四局	70人	うち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とする。
	刑政長官部内		
	長官総務室	5人	
	検務局	67人	
	矯正保護局	52人	
	民事法務長官部内		
長官総務室	5人		
民事訟務局	19人		
行政訟務局	40人		
民事局	67人		
人権擁護局	14人		
	計	826人	
附属機関	検察研究所	32人	
	法務府研修所	22人	
	矯正保護研修所	29人	
	巢鴨刑務所	343人	
	計	426人	
地方支分部局	法務局 (地方法務局を含む)	8,338人	
	監獄	17,097人	
	少年院	2,326人	
	少年保護鑑別所	1,037人	
	矯正保護管区本部	240人	
	計	29,038人	
検察庁		10,907人	
合	計	41,197人	

中央更生保護委員会（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	事務局総務部	15人		
	事務局少年部	8人		
	事務局成人部	7人		
	計	30人		
地方支分部局	地方少年保護委員会	642人		
	地方成人保護委員会	474人		
	計	1,116人		
合	計	1,146人		

司法試験管理委員会（外局）

区	分	定数	備	考
		一人		

公安審査委員会（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	事務局	10人		

公安調査庁（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	総務部	145人		
	調査第一部	176人		
	調査第二部	141人		
	計	462人		
附属機関	公安調査庁研修所	一人		
地方支分部局	公安調査局	620人		
	地方公安調査局	620人		
	計	1,240人		
合	計	1,702人		

第2項中「各成人保護観察所別」を「各成人保護観察所、各公安調査局及び各地方公安調査局別」に改める。

附 則

この府令は、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）の施行の日から施行する。

IV 国家行政組織法 (昭和23年7月10日法律第120号) 抄
 (昭和26年10月4日政令第320号)

本文 昭和27年1月1日現在

改正 (昭和27年7月21日 法律第241号)
 (昭和27年7月21日 法律第242号)

- 第3条 1 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。
 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
 3 委員会及び庁は、総理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。
 4 第2項の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

附 則

第24条 当分の間、第7条第1項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第2上欄に掲げる府又は省の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。

第27条 第3条第4項及び第22条第2項に規定する別表は、第3条及び第22条の規定に基く法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは昭和24年4月1日以後であつてはならない。

(別表第1) (第27条の規定に基く。)

府、省又は本部	委 員 会	庁	公 団
法 務 府	中央更生保護委員会 司法試験管理委員会		

(別表第2)

府、省又は本部の官房又は局	
法 務 府 総 裁 官 房	経 理 部

改 正

昭和27年7月21日法律第241号

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)の一部を次のように改正する。
 別表第1の表法務府の項中庁の欄に「公安調査庁」を加える。

昭和27年7月21日法律第242号

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)の一部を次のように改正する。
 別表第1法務府の項中「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会
 公安審査委員会」

に改める。

Ⅴ 行政機関職員定員法 (昭和24年5月31日法律第126号)
(昭和26年12月6日法律第297号)

本文 昭和27年1月1日現在

改正 {昭和27年4月28日 法律第115号}
{昭和27年7月21日 法律第241号}

(各行政機関の職員の定員)

第2条 各行政機関の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

行政機関の区分		定員	備考
法務府	本府	41,556人	
	中央更生保護委員会	1,146人	うち10,907人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一人	
	計	42,702人	

第2項、第3項及び第4項略

附則 (昭和26年12月6日法律第297号)

この法律は、昭和27年1月1日から施行する。

改正

昭和27年4月28日法律第115号

行政機関職員定員法 (昭和24年法律第126号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
法務府	本府	42,342人	うち10,907人は、検察庁の職員とする。
	中央更生保護委員会	1,146人	
	司法試験管理委員会	一人	
計		43,488人	

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

昭和27年7月21日法律第241号

行政機関職員定員法 (昭和24年法律第126号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表法務府の項中「42,342人」を「41,197人」に、

「司法試験管理委員会 一人」を	「司法試験管理委員会 一人」	「司法試験管理委員会 一人
		公安審査委員会 一人に
		公安調査庁 1,712人」

「43,488人」を「44,055人」に、合計の項中「841,668人」を「842,235人」に改める。

I 法務省設置法 (改正 昭和22年12月17日 法律第193号
昭和27年7月31日 法律第268号
昭和27年7月31日 法律第286号)

第1条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第2条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 1 検察に関する事項
- 2 行刑に関する事項
- 3 恩赦及び更生保護に関する事項
- 4 国の利害に関係のある争訟に関する事項
- 5 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- 6 人権の擁護に関する事項
- 7 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- 8 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- 9 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- 10 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
- 11 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第3条 法務省に、大臣官房及び左の七局を置く。

- 民事局
- 刑事局
- 矯正局
- 保護局
- 訟務局
- 人権擁護局
- 入国管理局

大臣官房に経理部を置く。

第4条 訟務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第5条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
 - 2 機密に関する事項
 - 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
 - 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
 - 5 所管行政の考査に関する事項
 - 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
 - 7 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
 - 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
 - 9 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
 - 10 渉外事務に関する事項
 - 11 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
 - 12 司法試験に関する事項
 - 13 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
 - 14 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
 - 15 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
 - 16 管轄に関する事項
 - 17 他の部局に属しない法令案の作成に関する事項
 - 18 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
 - 19 法務に関する統計に関する事項
- 経理部においては前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

第6条 民事局においては、左の事務を掌る。

- 1 国籍に関する事項
- 2 戸籍に関する事項
- 3 住民登録に関する事項

- 4 登記に関する事項
- 5 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 6 供託に関する事項
- 7 公証に関する事項
- 8 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 9 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 10 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第7条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- 1 検察事務及び検察庁に関する事項
- 2 犯罪人の引渡に関する事項
- 3 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 4 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 5 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- 6 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第8条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- 1 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
- 2 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 3 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 4 犯罪人の指紋に関する事項
- 5 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 6 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第9条 保護局においては、左の事務を掌る。

- 1 恩赦に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 保護観察に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項

- 6 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 7 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 8 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- 9 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

第10条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- 1 民事に関する争訟に関する事項
- 2 行政に関する争訟に関する事項

第11条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- 1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第11条の2 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- 1 出入国の管理に関する事項
- 2 本邦における外国人の在留に関する事項
- 3 外国人の登録に関する事項
- 4 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

第11条の3 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第11条の4 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

法務研修所は、これを東京都に置く。

法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第12条 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置

は、別表1の通りとする。

中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第13条の2 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第8号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

法務大臣は、法務局の長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。

法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第13条の3 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。

法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の4 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の5 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

矯正管区の名称、位置及び管区の区域は、別表6の通りとする。

矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の6 極東軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を収容するため、法務大臣の管理に属する巣鴨刑務所を置く。

巣鴨刑務所は、これを東京都に置く。

巣鴨刑務所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の7 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第13条の8 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに保護観察所の支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第 13 条の 9 出入国管理令（昭和 26 年政令第 319 号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

入国者収容所の名称及び位置は、別表 9 の通りとする。

入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第 13 条の 10 法務大臣の管理の下に、第 11 条の 2 第 1 号及び第 2 号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表 10 の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表 11 の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第 13 条の 11 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第 13 条の 12 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）の定めるところによる。

第 13 条の 13 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和 27 年法律第 242 号）の定めるところによる。

第 13 条の 14 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和 27 年法律第 241 号）の定めるところによる。

第 13 条の 15 法務省及びその所管各庁におかれる職員については他の法律に特例の定のある場合を除く外、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところによる。

第 13 条の 16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

附 則（昭和 27 年 7 月 31 日法律第 268 号）

- 1 この法律は、昭和 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 入国管理庁設置令（昭和 26 年政令第 320 号）は、廃止する。
- 3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第 41 条、第 42 条（判事補の職権の特

例等に関する法律第 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 44 条、検察庁法第 19 条、弁護士法第 5 条並びに司法書士法第 2 条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

5 他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるは、「法務技官」と読み替えるものとする。

6 従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。

7 この法律による改正後の犯罪者予防更生法第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この法律の施行後最初に行われる中央更生保護審査会の委員の任命について準用する。

8 この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯罪者予防更生法第 6 条の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより、それぞれ、一年、二年及び三年とする。

附 則（昭和 27 年 7 月 31 日 法律第 286 号）（抄）

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して 60 日をこえない範囲内で、政令で定める。

別 表 1 （省略） II 附属機関〔後期〕矯正研修所参照

別 表 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。

種 類	目 的
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保護司選考会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副検事選考審査会	検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第2項の規定に基づき、副検事の選考に関する事務を行うこと。
検察官特別考試審査会	検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公証人審査会	公証人法（明治41年法律第53号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

- 別表 3 (省略) Ⅲ 地方支分部局〔後期〕法務局及び地方法務局 参照
- 別表 4 (省略) Ⅲ 地方支分部局〔後期〕矯正施設—刑務所 参照
- 別表 5 (省略) Ⅲ 地方支分部局〔後期〕矯正施設—少年院 参照
- 別表 6 (省略) Ⅲ 地方支分部局〔後期〕矯正施設—矯正管区 参照
- 別表 7 (省略) Ⅲ 地方支分部局〔後期〕地方更生保護委員会 参照
- 別表 8 (省略) Ⅲ 地方支分部局〔後期〕保護観察所 参照
- 別表 9 (省略) I 内部部局〔後期〕入国管理局—入国者収容所 参照
- 別表 10 (省略) I 内部部局〔後期〕入国管理局—入国管理事務所 参照
- 別表 11 (省略) I 内部部局〔後期〕入国管理局—港出張所 参照

Ⅱ 法務省組織令（昭和27年8月30日 政令第384号）

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条第3項及び第4項の規定に基づき、この政令を制定する。

目 次

第1章 本 省

第1節 大臣官房（第1条—第8条）

第2節 民事局（第9条—第15条）

第3節 刑事局（第16条—第20条）

第4節 矯正局（第21条—第27条）

第5節 保護局（第28条—第33条）

第6節 訟務局（第34条—第41条）

第7節 人権擁護局（第42条—第45条）

第8節 入国管理局（第46条—第52条）

第2章 外 局

第1節 公安調査庁（第53条—第69条）

第2節 公安審査委員会の事務局（第70条—第72条）

附 則

第1章 本 省

第1節 大 臣 官 房

（大臣官房の分課）

第1条 大臣官房に、経理部を置くものの外、左の三課を置く。

秘書課

人事課

調査課

2 経理部に左の三課を置く。

管理課

主計課

管 轄 課

(秘書課)

第2条 秘書課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 皇統譜副本の保管に関する事項
- 2 機密に関する事項
- 3 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 4 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 所管行政の考査に関する事項
- 6 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- 7 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
- 8 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- 9 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- 10 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
- 11 公文書類の翻訳に関する事項
- 12 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項

(人事課)

第3条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項
- 2 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項
- 3 職員の試験及び選考に関する事項
- 4 職員の職階及び給与に関する事項
- 5 職員の人事記録に関する事項
- 6 職員の服務及び能率に関する事項
- 7 職員の研究及び研修に関する事項
- 8 栄典及び表彰に関する事項
- 9 恩給及び公務災害補償に関する事項
- 10 司法試験管理委員会に関する事項
- 11 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項

(調査課)

第4条 調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 司法制度その他他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成に関する事項
- 2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- 3 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
- 4 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項
- 5 法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- 6 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- 7 民事統計、刑事統計その他法務に関する統計に関する事項
- 8 統計資料の編さん及び刊行に関する事項
(所掌の課の定まらない事務)

第5条 大臣官房の所掌に属する事務(経理部の所掌に属する事務を除く。)で前三条の規定により所掌の課が定まらないものは、法務大臣の定めるところにより、秘書課、人事課又は調査課がつかさどる。

(管理課)

第6条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 本省の歳入徴収に関する事項
- 2 本省の支出に関する事項
- 3 本省の物品会計に関する事項
- 4 共済組合に関する事項
- 5 職員の厚生に関する事項
- 6 庁内の警備及び保安に関する事項
- 7 運輸に関する事項
- 8 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
(主計課)

第7条 主計課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 2 会計の監査に関する事項
(営繕課)

第8条 営繕課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 営繕の企画及び経理計画に関する事項

- 2 営繕工事の設計及び実施に関する事項
- 3 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- 4 電気通信施設に関する事項

第2節 民事局

(民事局の分課)

第9条 民事局に左の五課及び一室を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 第四課
- 第五課
- 参事官室

(第一課)

第10条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公証に関する事項
- 2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- 3 民事局の所掌に係る事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 戸籍に関する事項
- 2 住民登録に関する事項
- 3 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 不動産登記その他の登記に関する事項 (第四課の所掌に属するものを除く。)
- 2 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 3 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 4 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 商事に関する事項
- 2 非訟事件に関する事項
- 3 商業登記に関する事項
- 4 法人の登記に関する事項
- 5 供託に関する事項
- 6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する事項
- 2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項
- 3 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) 附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官室)

第15条 参事官室においては、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務をつかさどる。

第3節 刑事局

(刑事局の分課)

第16条 刑事局に左の三課及び一室を置く。

- 総務課
- 刑事課
- 公安課
- 参事官室

(総務課)

第17条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 検察庁の組織及び運営に関する事項
- 2 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- 3 ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項

- 4 犯罪人の引渡に関する事項
- 5 刑の執行指揮に関する事項
- 6 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- 7 刑事局の所掌に係る事項で他の課及び室の所掌に属しないもの

(刑事課)

第 18 条 刑事課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 一般刑事事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(公安課)

第 19 条 公安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 2 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- 3 麻薬関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(参事官室)

第 20 条 参事官室においては、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務をつかさどる。

第 4 節 矯 正 局

(矯正局の分課)

第 21 条 矯正局に左の六課を置く。

総 務 課

矯 正 調 査 課

保 安 課

作 業 課

医 療 分 類 課

教 育 課

(総務課)

第 22 条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正（法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）の規定による監置の執行及び平和条約第 11 条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和 27 年法律第 103 号）の規定による刑の執行を含む。以下同じ。）

に関する一般的企画に関する事項

- 2 矯正に関する人事及び予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- 3 矯正職員（巣鴨刑務所の職員を含む。以下同じ。）の研修及び福利に関する事項

4 局内の事務の総合調整に関する事項

- 5 矯正局の所掌にかかる事項で他の課の所掌に属しないもの

(矯正調査課)

第 23 条 矯正調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- 2 矯正施設（巣鴨刑務所を含む。）の巡閲及び調査に関する事項
- 3 矯正審議会に関する事項
- 4 巣鴨刑務所の一般的運営に関する事項

(保安課)

第 24 条 保安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- 2 被収容者の収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- 3 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

(作業課)

第 25 条 作業課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

(医療分類課)

第 26 条 医療分類課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- 2 被収容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- 3 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第 27 条 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 被収容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- 2 被収容者の厚生及び教化に関する事項

第5節 保 護 局

(保護局の分課)

第28条 保護局に左の五課を置く。

- 総 務 課
- 調 査 連 絡 課
- 観 察 課
- 恩 赦 課
- 特 別 調 査 課

(総務課)

第29条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- 2 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- 3 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- 4 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- 5 中央更生保護審査会、更生保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- 6 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 2 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- 3 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- 5 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 6 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

(観察課)

第31条 観察課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 保護観察に関する事項
- 2 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項

- 3 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- 4 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- 5 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 恩赦制度の調査研究に関する事項
- 2 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- 3 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- 4 前科のまつ消に関する事項

(特別調査課)

第33条 特別調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項
- 2 中央更生保護審査会が行う赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する連絡及び関係書類の整備に関する事項
- 3 仮出所中の者の保護監督に関する事項
- 4 赦免、刑の軽減、仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事項

第6節 訟 務 局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に左の六課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課
- 第 五 課
- 第 六 課

(第一課)

第35条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国籍に関する争訟に関する事項
- 2 選挙に関する争訟に関する事項

- 3 出入国の管理に関する争訟に関する事項
- 4 国の利害に関係のある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- 5 訟務局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
(第二課)

第 36 条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国家賠償に関する争訟に関する事項
- 2 不法行為に基く損害賠償に関する争訟に関する事項
- 3 社会保障に関する争訟に関する事項
(第三課)

第 37 条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 契約に基く民事に関する争訟に関する事項
- 2 国の債権の回収に関する争訟に関する事項
(第四課)

第 38 条 第四課においては、農業、漁業、鉱業その他産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事務をつかさどる。
(第五課)

第 39 条 第五課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 国家公務員に関する争訟に関する事項
- 2 労働関係の争訟に関する事項
- 3 国税滞納処分及び間接税の賦課処分に関する争訟その他第六課の所掌に属しない税務に関する争訟に関する事項
- 4 財政及び金融関係の行政に関する争訟に関する事項
(第六課)

第 40 条 第六課においては、所得税、法人税その他直接税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。
(所掌事務に関する特例)

第 41 条 訟務局の各課は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課の所掌に属する事務をつかさどることができ。

第 7 節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第 42 条 人権擁護局に左の三課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
(第一課)

第 43 条 第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権擁護に関する企画に関する事項
- 2 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 3 人権擁護委員に関する事項
- 4 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
(第二課)

第 44 条 第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人権侵犯事件の調査に関する事項
- 2 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項
(第三課)

第 45 条 第三課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- 2 貧困者の訴訟援助に関する事項
- 3 自由人権思想の啓もう活動に関する事項

第 8 節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第 46 条 入国管理局に左の六課を置く。

- 総 務 課
- 入 国 審 査 課
- 資 格 審 査 課
- 審 判 課
- 警 備 課
- 登 録 課

(総務課)

第 47 条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- 2 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- 3 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- 4 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- 5 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- 6 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(入国審査課)

第 48 条 入国審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- 2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- 3 出入国の管理に関する般舶等の長及び運送業者の責任に関する事項

(資格審査課)

第 49 条 資格審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- 2 外国人の永住許可に関する事項
- 3 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第 50 条 審判課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 違反審査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- 3 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 4 通報者に対する報償金の交付に関する事項
- 5 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項

(警備課)

第 51 条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 違反調査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項

3 水難から救護された外国人の送還に関する事項

4 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項

5 保証金の納付、返還及び没取に関する事項

6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

(登録課)

第 52 条 登録課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の登録に関する事項
- 2 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

第 2 章 外 局

第 1 節 公安調査庁

(総務部の分課)

第 53 条 総務部に左の四課を置く。

総 務 課

職 員 課

資 料 課

審 理 課

(総務課)

第 54 条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- 5 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- 6 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- 7 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 8 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(職員課)

第 55 条 職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の定員に関する事項

- 2 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- 3 職員の厚生及び教養に関する事項
- 4 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- 5 行政の考査及び監察に関する事項

(資料課)

第 56 条 資料課においては、所掌事務に関する内外資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

(審理課)

第 57 条 審理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関する事項
- 2 所掌事務に関する法令の整備に関する事項

(調査第一部の分課)

第 58 条 調査第一部に左の五課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課
- 第 五 課

(第一課)

第 59 条 第一課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 1 号イに掲げる内乱に関する暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第二課)

第 60 条 第二課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 1 号イに掲げる外患に関する暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第 61 条 第三課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第 62 条 第四課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 1 号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第五課)

第 63 条 第五課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 1 号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(調査第二部の分課)

第 64 条 調査第二部に左の四課を置く。

- 第 一 課
- 第 二 課
- 第 三 課
- 第 四 課

(第一課)

第 65 条 第一課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びハ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第二課)

第 66 条 第二課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 2 号ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第 67 条 第三課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 2 号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第 68 条 第四課においては、破壊活動防止法第 4 条第 1 項第 2 号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)

第 69 条 第 41 条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。こ

の場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

第2節 公安審査委員会の事務局

(分課)

第70条 公安審査委員会の事務局に左の二課を置く。

総務課

審査課

(総務課)

第71条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 委員長の官印及び委員会の公印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 4 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事項
- 5 行政財産及び物品の管理に関する事項
- 6 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- 7 事務局の所掌に係る事項で審査課の所掌に属しないもの

(審査課)

第72条 審査課においては、破壊活動防止法の規定による処分の請求の審査に関する事務をつかさどる。

附則

この政令は、昭和27年9月1日から施行する。

理由

国家行政組織法の一部改正に伴い、法務省の本省並びに公安調査庁及び公安審査委員会事務局の課の設置及び所掌事務等を定める必要があるからである。

Ⅲ 法務省組織規程 (昭和27年8月30日 法務省令第18号)

(この規程の趣旨)

第1条 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号。以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

第2条 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- 1 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- 2 他の部局の所掌に属しない事項

(広報連絡室)

第3条 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

第4条 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

(調査課の事務)

第5条 調査課においては、令第4条に掲げる事務の外、法制審議会に関する事務をつかさどる。

(法規室及び統計室)

第6条 調査課に法規室及び統計室を置く。

2 法規室においては、令第4条第4号及び第5号の事務を、統計室においては、同条第6号から第8号までの事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

第7条 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

(特別な職)

第8条 民事局及び刑事局の参事官室に参事官を、広報連絡室、法規室及び統計室に主幹を置く。

附 則

- 1 この省令は、昭和27年9月1日から施行する。
- 2 法務省組織規程(昭和27年法務省令第1号)は、廃止する。

IV 法務省職員定数規程 (昭和27年8月1日 法務省令第8号)

- 1 法務省に置かれる職員の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局並びに検察庁の定数は、法務事務官、法務技官、法務教官、検察官、検察事務官、検察技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本省

区 分	定 数	備 考	
内部部局	大臣官房	513人	うち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の職員とし、362人は経理部の定数とする。
	民事局	73人	
	刑事局	70人	
	矯正局	47人	
	保護局	28人	
	訟務局	59人	
	人權擁護局	14人	
	入国管理局	136人	
附属機関	計	940人	
	法務研修所	56人	
	矯正研修所	29人	
	巢鴨刑務所	343人	
	入国者収容所	300人	
地方支分部局	計	728人	
	法務局 (地方法務局を含む)	8,338人	
	監獄	17,097人	
	少年院	2,326人	
	少年鑑別所	1,037人	
	矯正管区	240人	
	地方更生保護委員	256人	
	保護観察所	860人	
入国管理事務所	413人		
検 察 庁	計	30,567人	
		10,907人	
合 計	43,142人		

司法試験管理委員会（外局）

区	分	定数	備	考
		一人		

公安審査委員会（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	事務局	10人		

公安調査庁（外局）

区	分	定数	備	考
内部部局	総務部	145人		
	調査第一部	176人		
	調査第二部	141人		
	計	462人		
附属機関	公安調査庁研修所	一人		
地方支分部局	公安調査局	620人		
	地方公安調査局	620人		
	計	1,240人		
合	計	1,702人		

2 各矯正研修所、各入国者収容所、各法務局、各地方法務局、各監獄、各少年院、各少年鑑別所、各矯正管区、各地方更生保護委員会、各保護観察所、各入国管理事務所、各検察庁、各公安調査局及び各地方公安調査局別の定数は、前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別並びに検察庁の定数の範囲内において法務大臣又は外局の長が別に定める。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 法務府職員定数規程（昭和24年法務府令第51号）は、廃止する。

V 国家行政組織法（改正 昭和27年7月31日 法律第253号）抄

（総 則）

第1条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

第2条 1 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。
2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

（行政機関の設置、廃止、所掌事務等）

第3条 1 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。
2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
3 委員会及び庁は、総理府又は各省の外局として置かれるものとする。
4 第2項の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。

第4条 前条の行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律でこれを定める。

（行政機関の長）

第5条 1 総理府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣（以下各大臣と総称する。）とし、内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。
2 各省大臣は、国务大臣の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。但し、内閣総理大臣が、自らこれに当ることを妨げない。

（内部部局及び機関）

第7条 1 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官 房
局

課

2 庁には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことができる。

官 房

部

課

3 前二項の官房、局及び部の設置並びに所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、課（室その他課に準ずるものを含む。以下本項において同じ。）の設置及び所掌事務の範囲は、その法律の範囲内で、政令でこれを定める。但し、課を置く場合においては、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

4 委員会に事務局を置く。前二項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第9条 第3条の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第12条 1 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれの機関の命令（総理府令、又は省令）を発することができる。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、前項の命令を発することを求めることができる。

附 則

第24条 当分の間、第7条第1項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第2上欄に掲げる府又は省の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。

別表 第1

府 又 は 省	委 員 会	庁
法 務 省	司法試験管理委員会 公安審査委員会	公安調査庁

別表 第2

府又は省の官房又は局	部
法 務 省 大 臣 官 房	経 理 部

附 則

1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。但し、第7条第3項の改正規定は、昭和27年9月1日から施行する。

2 改正後の第7条第3項の規定に抵触する他の法律の規定は、昭和27年8月31日限りその効力を失う。

3 省 略

Ⅶ 行政機関職員定員法 (改正 昭和27年7月31日 法律第254号) 抄

(定義)

第1条 この法律において「行政機関」とは、総理府、各省、及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第4項及び第6項から第10項までに規定する場合を除き、行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者(2月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。)をいう。

(各行政機関の職員の定員)

第2条 各行政機関の職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分		定員	備考
法務省	本省	43,142人	うち10,907人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一人	
	公安審査委員会	10人	
	公安調査庁	1,702人	
	計	44,854人	

(内部部局、地方支分部局及び附属機関別の職員の定数)

第3条 各行政機関に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附属機関別の定数は、前条第1項に掲げる当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総府理令又は省令で定める。但し、法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

附則

- 1 この法律は、昭和27年8月1日から施行する。
- 8 各行政機関(調達庁、行政管理庁及び通商産業省の本省を除く。)においては、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第2条第1項の定員(前三項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)をこえる員数の職員は、昭和27年12月31日までの間は、定員の外に置くことができる。

第二篇 会 計

I 予算・決算

一 法務省所管 昭和28年度政府職員予算定員表

法務省所管の昭和28年度における政府職員の予算定員は

特別職の職員	3人	
一般職の職員	45,371人	(外 10人4ヶ月) (内 527人8ヶ月)
一般俸給表の適用を受けるもの	23,866人	(外 10人4ヶ月) (内 46人8ヶ月)
特別俸給表の適用を受けるもの	21,505人	(内 481人8ヶ月)
内 訳		
検 察 官	1,717人	
刑 務 職 員	18,866人	
入 国 警 備 官	922人	(内 481人8ヶ月)
合 計	45,374人	(外 10人4ヶ月) (内 527人8ヶ月)

であつて、その組織内の職階級別内訳は下記のとおりである。

1. 法務本省	933人
(1) 特別職の職員	3人
大 臣	1人
政 務 次 官	1人
秘 書 官	1人
(2) 一般職の職員	930人 (外 10人4ヶ月)

一般俸給表の適用を受けるもの			備 考
級 別	定 数 (人)		
十 五 級 職	2	内79人は検事をもつて充てる ことができる。この場合にお いては十級職以上の定員中か ら充てるものとする。	
十 四 級 職	7		
十 三 級 職	13		
十 二 級 職	39		
十 一 級 職	69		
十 級 職	123		
九 級 職	61		
八 級 職	122		
七 級 職	119		
六 級 職	114		

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
五	級職	128	
四	級職	88	
三	級職	36	
二	級職	9	
	計	930	

2. 法務研修所

一般職の職員 56人

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
十	四級職	1	内10人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十一級職以上の定員中から充てるとする。
十	三級職	4	
十	二級職	3	
十	一級職	6	
十	級職	6	
九	級職	4	
八	級職	4	
七	級職	5	
六	級職	6	
五	級職	10	
四	級職	4	
三	級職	2	
二	級職	1	
	計	56	

3. 法務局

一般職の職員 8,338人

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
十	三級職	8	内14人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十一級職以上の定員中から充てるとする。
十	二級職	21	
十	一級職	43	
十	級職	170	

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
九	級職	756	
八	級職	1,123	
七	級職	764	
六	級職	561	
五	級職	1,155	
四	級職	2,095	
三	級職	1,525	
二	級職	117	
	計	8,338	

4. 最高検察庁

一般職の職員 125人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの								
級	別	定数(人)	備考	級	別	定数(人)	備考				
十	三級職	1		検事	事	18	検事総長 次長検事 検事(特号、1号)				
十	一級職	3									
十	九級職	4									
十	八級職	10									
十	七級職	8									
十	七級職	17									
十	六級職	21									
十	五級職	16									
十	四級職	17									
十	三級職	7									
十	二級職	3									
	計	107						計		18	

5. 高等検察庁

一般職の職員

717人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			検 察 官		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十二級職	6		検 事	129	検事長 検事(1号-7号)
十一級職	3				
十級職	27				
九級職	44				
八級職	44				
七級職	56				
六級職	99				
五級職	122				
四級職	109				
三級職	68				
二級職	10				
計	588		計	129	

6. 地方検察官署

一般職の職員

10,065人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			検 察 官		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十二級職	8		検 事	833	検事(特号-18号)
十一級職	20		副 検 事	737	副検事(1号-14号)
十級職	164				
九級職	380				
八級職	607				
七級職	901				
六級職	1,154				
五級職	1,959				
四級職	1,795				
三級職	1,337				
二級職	170				
計	8,495		計	1,570	

7. 矯正管区

一般職の職員

240人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑 務 職 員		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十四級職	1		八級職	11	
十三級職	8		七級職	7	
十二級職	7		六級職	62	
七級職	6		五級職	39	
六級職	4		四級職	41	
五級職	7				
四級職	20				
三級職	24				
二級職	3				
計	80		計	160	

8. 矯正研修所

一般職の職員

29人

一般俸給表の適用を受けるもの		
級 別	定 数 (人)	備 考
十三級職	1	
十二級職	1	
十一級職	1	
十級職	4	
九級職	6	
八級職	7	
七級職	4	
五級職	2	
四級職	3	
計	29	

9. 刑 務 所

一般職の職員

16,917 人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑 務 職 員		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十三級職	15		八級職	71	
十二級職	46		七級職	150	
八級職	26		六級職	334	
七級職	164		五級職	738	
六級職	105		四級職	1,618	
五級職	271		三級職	2,479	
四級職	201		二級職	4,217	
三級職	298		一級職	6,006	
二級職	178				
計	1,304		計	15,613	

10. 少 年 院

一般職の職員

2,326 人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑 務 職 員		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十三級職	5		八級職	29	
十二級職	14		七級職	65	
七級職	29		六級職	109	
六級職	38		五級職	206	
五級職	80		四級職	266	
四級職	110		三級職	444	
三級職	98		二級職	378	
二級職	31		一級職	424	
計	405		計	1,921	

11. 少 年 鑑 別 所

一般職の職員

1,124 人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑 務 職 員		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十三級職	1		八級職	13	
十二級職	3		七級職	57	
七級職	10		六級職	47	
六級職	22		五級職	93	
五級職	36		四級職	156	
四級職	73		三級職	209	
三級職	119		二級職	149	
二級職	27		一級職	109	
計	291		計	833	

12. 巢 鴨 刑 務 所

一般職の職員

343 人

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの		
			刑 務 職 員		
級 別	定 数 (人)	備 考	級 別	定 数 (人)	備 考
十三級職	1		八級職	2	
十二級職	1		七級職	4	
六級職	1		六級職	8	
五級職	1		五級職	28	
			四級職	26	
			三級職	57	
			二級職	103	
			一級職	111	
計	4		計	339	

13. 地方更生保護委員会

一般職の職員 256人

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
十四	級職	1	内6人は検事をもつて充てる ことができる。 この場合においては十級職以 上の定員中から充てるものと する。
十三	級職	15	
十二	級職	36	
十一	級職	12	
十	級職	25	
九	級職	29	
八	級職	31	
七	級職	33	
六	級職	9	
五	級職	12	
四	級職	28	
三	級職	20	
二	級職	5	
	計	256	

14. 保護観察所

一般職の職員 953人

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
十二	級職	16	
十一	級職	33	
十	級職	65	
九	級職	97	
八	級職	131	
七	級職	118	
六	級職	116	
五	級職	98	
四	級職	132	
三	級職	106	
二	級職	41	
	計	953	

15. 地方入国管理官署

一般職の職員 1,240人 (内527人8ヶ月)

一般俸給表の適用を受けるもの			特別俸給表の適用を受けるもの				
			入国警備官				
級	別	定数(人)	備考	級	別	定数(人)	備考
十三	級職	2		八	級職	2	
十二	級職	6		七	級職	7	内1人8ヶ月
十一	級職	14		六	級職	20	内7人8ヶ月
十	級職	24		五	級職	32	内7人8ヶ月
九	級職	44		四	級職	58	内8人8ヶ月
八	級職	52	内2人8ヶ月	三	級職	138	内52人8ヶ月
七	級職	75	内6人8ヶ月	二	級職	329	内202人8ヶ月
六	級職	36	内7人8ヶ月	一	級職	336	内204人8ヶ月
五	級職	20	内10人8ヶ月				
四	級職	28	内15人8ヶ月				
三	級職	11	内6人8ヶ月				
二	級職	6					
	計	318			計	922	

16. 公安審査委員会

一般職の職員 10人

一般俸給表の適用を受けるもの			
級	別	定数(人)	備考
十三	級職	1	
十二	級職	1	
十一	級職	1	
十	級職	2	
九	級職	1	
六	級職	1	
五	級職	1	
四	級職	1	
二	級職	1	
	計	10	

17. 公安調査庁

一般職の職員

1,702人

一般俸給表の適用を受けるもの

級別	定数(人)	備考
十五級職	1	内24人は検事をもつて充てることができる。この場合においては十級職以上の定員中から充てるものとする。
十四級職	4	
十三級職	10	
十二級職	12	
十一級職	32	
十級職	57	
九級職	128	
八級職	494	
七級職	296	
六級職	245	
五級職	208	
四級職	131	
三級職	64	
二級職	20	
計	1,702	

二 法務府主管昭和26年度歳入決算額

主管別部款項	歳入予算額	徴収決定済額	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額
法務府	1,728,929,000.00	1,880,275,699.96	1,875,406,137.39	1,215,269.57	3,654,293.00
官業及官業務	1,700,000,000.00	1,843,817,030.02	1,838,962,002.45	1,200,734.57	3,654,293.00
官刑業務	28,929,000.00	36,458,669.94	36,444,134.94	14,535.00	0
官有財産	4,093,000.00	3,710,915.00	3,710,915.00	0	0
官有財産貸付	24,836,000.00	32,747,754.94	32,733,219.94	14,535.00	0
官有財産売却					
官有財産払込					
雑収入	1,046,267,000.00	1,501,710,952.63	1,498,558,417.39	1,644,696.39	1,507,838.85
雑収入	56,365,000.00	61,438,934.00	61,438,934.00	0	0
恩給法納金及特別会計等恩給負担金	173,334,000.00	315,937,871.23	315,937,871.23	0	0
特別会計受入金	546,974,000.00	687,171,959.63	687,171,959.63	0	0
懲罰没収金	8,777,000.00	28,529,385.51	25,527,438.27	1,643,686.39	1,358,260.85
弁償返納金	260,817,000.00	408,632,802.26	408,482,214.26	1,010.00	149,578.00
雑収入					
法務府主管計	2,775,196,000.00	3,381,986,652.59	3,373,964,554.78	2,859,965.96	5,162,131.85

三 法務府所管昭和26年

法務府所管経費の歳出予算現額は

歳出予算額	14,656,880,000.00 ^円
当初予算額	13,542,801,000.00
予算補正追加額	1,163,436,000.00
予算補正修正減少額	54,454,000.00
予算移替増加額	
大蔵省所管から移替を受けた金額	5,097,000.00
歳出予算決定後増加額	162,837,711.00
計	14,819,717,711.00

である。

上記の歳出予算決定後増加を生じたのは

前年度から繰越した金額	107,139,711.00
-------------	----------------

部 款 項 目	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額
(本府関係)			
法務総裁官房			
行政部費	659,471,000.00 ^円	0 ^円	39,000,000.00 ^円
法務府			
法務本府	690,374,000.00	0	39,000,000.00
2 職員基本給	51,338,300.00	0	0
4 超過勤務手当	5,700,400.00	0	0
5 諸手当	136,791,000.00	0	0
6 雑給与	2,065,000.00	0	0
8 旅費	7,353,500.00	0	0
9 物品費	23,358,500.00	0	0
11 役務費	161,312,500.00	0	13,392,000.00
12 食糧費	312,800.00	0	0
15 施設費	69,607,000.00	0	25,608,000.00
16 国家公務員共済組合負担金	230,472,000.00	0	0
17 交際費	900,000.00	0	0
18 賠償償還及払戻金	1,063,000.00	0	0
19 保証金	100,000.00	0	0

度 歳 出 決 算 額

予備費使用額	55,698,000.00
計	162,837,711.00

があつたためである。

法務府所管経費の

支出済歳出額は	14,530,618,805.85
であつて、これを歳出予算現額に比べると	289,098,905.15

を減少した。

上記の減少額のうち翌年度に繰越した金額は

財政法第42条但書の規定に依つて	80,092,874.00
であつて、全く不用となつた金額は	209,006,031.15

である。

上記の金額を部局別に説明すれば次表のとおりである。

流用等増減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
12,600,000.00 ^円	746,495,000.00 ^円	726,039,647.85 ^円	948,000.00 ^円	19,507,352.15 ^円
△ 576,000.00				
12,600,000.00	741,398,000.00	720,942,647.85	948,000.00	19,507,352.15
△ 576,000.00				
△ 600,000.00	50,738,300.00	50,269,287.00	0	469,013.00
976,000.00	6,676,400.00	6,676,369.00	0	31.00
38,500,000.00	175,291,000.00	173,570,969.00	0	1,720,031.00
0	2,065,000.00	2,062,928.00	0	2,072.00
△ 580,000.00	6,773,500.00	6,773,453.00	0	47.00
2,427,100.00	25,735,600.00	25,745,280.00	0	40,320.00
△ 2,427,100.00	172,277,400.00	171,790,038.00	0	487,362.00
400,000.00	712,800.00	712,648.00	0	152.00
6,100,000.00	101,315,000.00	100,086,540.00	948,000.00	280,460.00
△ 35,580,000.00	194,892,000.00	178,497,548.00	0	16,394,452.00
0	900,000.00	899,981.00	0	19.00
2,808,000.00	3,871,000.00	3,857,606.85	0	13,393.15
0	100,000.00	0	0	100,000.00

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
海外出張其他海外払関係諸費			
海外出張其他海外払関係諸費	5,097,000.00	0	0
8 旅 費	3,916,000.00	0	0
16 国際刑法及監獄委員会国際分担金	1,181,000.00	0	0
司 法 及 警 察 費			
法務官署營繕費	1,121,291,000.00	92,189,711.00	0
法務官署營繕事務費	58,003,000.00	146,596.00	0
2 職員基本給	19,772,600.00	0	0
3 特殊勤務手当	0	0	0
4 超過勤務手当	612,800.00	0	0
5 諸 手 当	1,481,000.00	0	0
6 雜 給 与	296,000.00	0	0
8 旅 費	18,125,000.00	146,596.00	0
9 物 品 費	8,889,300.00	0	0
11 役 務 費	5,957,800.00	0	0
12 食 糧 費	2,868,500.00	0	0
法務官署營繕工事費	1,063,288,000.00	92,043,115.00	0
檢察庁庁舎其他新營費	337,743,000.00	25,514,044.00	0
矯正保護管区本部庁舎其他新營費	7,778,000.00	5,290,000.00	0
刑務所施設整備費	388,364,000.00	18,327,749.00	0
少年院施設整備費	273,268,000.00	16,480,910.00	0
少年保護鑑別所施設整備費	37,001,000.00	8,745,351.00	0
保護観察所庁舎其他新營費	19,134,000.00	1,358,650.00	0
法務本府庁舎其他新營費	0	8,050,000.00	0
法務局庁舎其他新營費	0	8,276,411.00	0
法 務 府 総 裁 官 房 計	1,816,762,000.00	92,189,711.00	39,000,000.00
法 制 意 見 長 官			
行 政 部 費			
法 務 府			
法 務 本 府	71,643,000.00	0	0
2 職員基本給	23,086,900.00	0	0
4 超過勤務手当	2,271,900.00	0	0
5 諸 手 当	2,034,700.00	0	0
6 雜 給 与	742,000.00	0	0
8 旅 費	2,260,100.00	0	0

流 用 等 増 減 調	歲 出 予 算 現 額	支 出 済 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
	5,097,000.00	5,097,000.00	0	0
	3,916,000.00	3,916,000.00	0	0
	1,181,000.00	1,181,000.00	0	0
	1,213,480,711.00	1,133,208,584.00	79,144,874.00	1,127,253.00
△ 3,900,000.00	54,249,596.00	52,398,387.00	827,404.00	1,023,805.00
△ 186,664.00	19,585,936.00	18,732,170.00	0	853,766.00
14,664.00	14,664.00	13,778.00	0	886.00
256,000.00	868,800.00	865,544.00	0	3,256.00
0	1,481,000.00	1,342,411.00	0	138,589.00
△ 290,000.00	6,000.00	0	0	6,000.00
△ 84,000.00	18,187,596.00	17,341,660.00	827,404.00	18,532.00
10,700.00	8,290,000.00	8,288,724.00	0	1,276.00
△ 610,000.00	8,290,000.00	8,288,724.00	0	1,276.00
△ 3,010,700.00	2,947,100.00	2,946,309.00	0	791.00
0	2,868,500.00	2,867,791.00	0	709.00
3,900,000.00	1,159,231,115.00	1,080,810,197.00	78,317,470.00	103,448.00
3,900,000.00	367,157,044.00	319,483,236.00	47,588,906.00	84,902.00
0	13,068,000.00	10,456,860.00	2,611,140.00	0
0	406,691,749.00	402,596,587.00	4,094,110.00	1,052.00
0	289,748,910.00	267,438,816.00	22,298,084.00	12,010.00
0	45,746,351.00	44,019,332.00	1,725,230.00	1,789.00
0	20,492,650.00	20,488,955.00	0	3,695.00
0	8,050,000.00	8,050,000.00	0	0
0	8,276,411.00	8,276,411.00	0	0
12,600,000.00	1,959,975,711.00	1,859,248,231.85	80,092,874.00	20,634,605.15
△ 576,000.00				
299,000.00	71,742,000.00	71,484,938.00	0	257,062.00
△ 200,000.00				
△ 200,000.00	22,886,900.00	22,678,841.00	0	208,059.00
299,000.00	2,570,900.00	2,570,900.00	0	0
0	2,034,700.00	1,986,310.00	0	48,390.00
0	742,000.00	742,000.00	0	0
0	2,260,100.00	2,260,087.00	0	13.00

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
9 物 品 費	33,568,700.00	0	0
11 役 務 費	7,417,600.00	0	0
12 食 糧 費	261,100.00	0	0
刑 政 長 官			
行 政 部 費			
法 務 府			
法 務 本 府	431,112,000.00	12,350,000.00	217,000.00
2 職 員 基 本 給	171,799,400.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	1,801,500.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	8,500,300.00	0	0
5 諸 手 当	12,473,300.00	0	0
6 雜 給 与	62,000.00	0	0
7 報 償 費	44,430,000.00	0	0
8 旅 費	32,448,500.00	0	0
9 物 品 費	13,404,700.00	12,350,000.00	0
11 役 務 費	13,213,400.00	0	217,000.00
12 食 糧 費	1,077,900.00	0	0
14 旧陸海軍將校調査地方公共団体事務委託費	6,853,000.00	0	0
14 引揚調査地方公共団体事務委託費	5,100,000.00	0	0
14 追放者監察調査委託費	16,920,000.00	0	0
14 追放者監察地方公共団体事務委託費	27,056,000.00	0	0
14 諸団体調査委託費	22,920,000.00	0	0
14 諸団体調査地方公共団体事務委託費	53,052,000.00	0	0
民 事 法 務 長 官			
行 政 部 費			
法 務 府			
法 務 本 府	122,047,000.00	0	2,807,000.00
2 職 員 基 本 給	33,424,900.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	1,073,800.00	0	0
5 諸 手 当	2,525,000.00	0	0
6 雜 給 与	1,337,500.00	0	0
7 報 償 費	2,200,000.00	0	0
8 旅 費	4,810,100.00	0	0
9 物 品 費	14,920,600.00	0	0
11 役 務 費	17,022,800.00	0	0
12 食 糧 費	174,300.00	0	0

流 用 等 増 減 額	歲 出 予 算 現 額	支 出 済 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
2,650,000.00	36,218,700.00	36,218,486.00	0	214.00
△ 2,650,000.00	4,767,600.00	4,767,223.00	0	377.00
0	261,100.00	261,091.00	0	9.00
△ 7,065,000.00	436,614,000.00	433,254,534.00	0	3,359,466.00
△ 5,671,000.00	166,128,400.00	163,771,661.00	0	2,356,739.00
0	1,801,500.00	1,574,199.00	0	227,301.00
1,188,000.00	9,688,300.00	9,685,772.00	0	2,578.00
0	12,473,300.00	11,816,637.00	0	656,663.00
0	62,000.00	61,900.00	0	100.00
0	44,430,000.00	44,429,984.00	0	16.00
△ 1,182,000.00	31,483,500.00	31,471,255.00	0	12,245.00
2,492,500.00	28,247,200.00	28,247,184.00	0	16.00
△ 2,492,500.00	10,720,900.00	10,717,331.00	0	3,569.00
0	1,077,900.00	1,077,745.00	0	155.00
△ 90,000.00	6,763,000.00	6,760,896.00	0	2,104.00
△ 590,000.00	4,510,000.00	4,505,020.00	0	4,980.00
0	16,920,000.00	16,920,000.00	0	0
△ 720,000.00	26,336,000.00	26,243,000.00	0	93,000.00
0	22,920,000.00	22,920,000.00	0	0
0	53,052,000.00	53,052,000.00	0	0
1,914,000.00				
△ 1,719,100.00	125,048,900.00	123,346,710.00	0	1,702,190.00
△ 2,105,100.00	106,261,900.00	104,684,458.00	0	1,577,442.00
△ 176,000.00	33,248,900.00	31,797,426.00	0	1,451,474.00
254,000.00	1,327,800.00	1,327,796.00	0	4.00
△ 19,100.00	2,505,900.00	2,392,974.00	0	112,926.00
0	1,337,500.00	1,325,463.00	0	12,032.00
0	2,200,000.00	2,200,000.00	0	0
△ 464,000.00	4,346,100.00	4,345,609.00	0	491.00
5,844,000.00	20,764,600.00	20,764,219.00	0	381.00
△ 7,544,000.00	9,478,800.00	9,478,718.00	0	82.00
0	174,300.00	174,248.00	0	52.00

部 款 項 目	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額
14 解散団体財産管理地方公共団体事務委託費	27,347,000.00	0	0
16 住民登録地方公共団体事務費補助金	3,531,000.00	0	0
訟 務 費	13,680,000.00	0	2,807,000.00
6 雑 給 与	3,825,000.00	0	0
8 旅 費	5,761,000.00	0	0
9 物 品 費	314,000.00	0	0
11 役 務 費	723,000.00	0	2,307,000.00
14 訟 務 調 査 委 託 費	2,357,000.00	0	0
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	500,000.00	0	500,000.00
19 保 証 金	200,000.00	0	0
(附 属 機 関)			
法 務 府 研 修 所			
行 政 部 費			
法 務 府			
法 務 本 府	17,920,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	4,135,900.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	200,600.00	0	0
5 諸 手 当	311,000.00	0	0
6 雑 給 与	344,000.00	0	0
8 旅 費	11,946,000.00	0	0
9 物 品 費	320,800.00	0	0
11 役 務 費	659,600.00	0	0
12 食 糧 費	2,100.00	0	0
検 察 研 究 所			
行 政 部 費			
法 務 府			
検 察 研 究 所	18,887,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	6,261,600.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	237,000.00	0	0
5 諸 手 当	465,400.00	0	0
6 雑 給 与	739,000.00	0	0
8 旅 費	7,171,400.00	0	0
9 物 品 費	1,788,000.00	0	0
11 役 務 費	1,622,800.00	0	0
12 食 糧 費	88,800.00	0	0
14 検 察 研 究 委 託 費	513,000.00	0	0

流用等増減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額
0	27,347,000.00	27,347,000.00	0	0
0	3,531,000.00	3,531,000.00	0	0
2,300,000.00	18,787,000.00	18,662,252.00	0	124,748.00
0	3,825,000.00	3,821,980.00	0	3,020.00
2,300,000.00	8,061,000.00	8,059,272.00	0	1,728.00
286,321.00	600,321.00	600,321.00	0	0
△ 286,321.00	2,743,679.00	2,743,679.00	0	0
0	2,357,000.00	2,357,000.00	0	0
0	1,000,000.00	1,000,000.00	0	0
0	200,000.00	80,000.00	0	120,000.00
14,800.00	16,991,800.00	16,973,811.00	0	17,989.00
△ 943,000.00	4,396,900.00	* 4,385,243.00	0	11,657.00
261,000.00	225,600.00	225,600.00	0	0
25,000.00	325,800.00	325,100.00	0	700.00
14,800.00	344,000.00	343,999.00	0	1.00
0	10,717,000.00	10,715,557.00	0	1,443.00
△ 1,229,000.00	490,800.00	490,795.00	0	5.00
170,000.00	489,600.00	485,417.00	0	4,183.00
△ 170,000.00	2,100.00	2,100.00	0	0
0	18,862,300.00	18,795,907.00	0	66,393.00
75,300.00	6,332,600.00	6,268,592.00	0	64,008.00
△ 100,000.00	284,000.00	283,997.00	0	3.00
71,000.00	469,700.00	469,700.00	0	0
47,000.00	739,000.00	737,250.00	0	1,750.00
4,300.00	7,024,400.00	7,023,915.00	0	485.00
0	2,114,686.00	2,114,659.00	0	27.00
△ 147,000.00	1,296,114.00	1,296,113.00	0	1.00
326,686.00	88,800.00	88,681.00	0	119.00
△ 326,686.00	513,000.00	513,000.00	0	0

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
(地 方 部 局)			
法 務 局			
行 政 部 費			
法 務 府	1,246,445,000.00 ^円	0 ^円	2,589,000.00 ^円
法 務 局	1,092,297,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	774,118,500.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	15,257,600.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	51,496,500.00	0	0
5 諸 手 当	56,056,500.00	0	0
6 雜 給 与	797,000.00	0	0
7 報 償 費	122,500.00	0	0
8 旅 費	40,890,500.00	0	0
9 物 品 費	53,973,600.00	0	0
11 役 務 費	86,024,000.00	0	0
12 食 糧 費	2,240,300.00	0	0
13 渡 切 費	7,152,000.00	0	0
17 交 際 費	245,000.00	0	0
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,923,000.00	0	0
登 記 諸 費	154,148,000.00	0	2,589,000.00
8 旅 費	9,687,000.00	0	0
9 物 品 費	91,806,800.00	0	2,363,700.00
11 役 務 費	52,654,200.00	0	225,300.00
(檢 察 庁)			
最 高 檢 察 庁			
司 法 及 警 察 費			
檢 察 庁	511,460,000.00	2,600,000.00	0
最 高 檢 察 庁	36,995,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	22,604,800.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	825,000.00	0	0
5 諸 手 当	1,688,300.00	0	0
6 雜 給 与	40,000.00	0	0
7 報 償 費	1,152,000.00	0	0
8 旅 費	1,614,200.00	0	0
9 物 品 費	6,429,800.00	0	0
11 役 務 費	1,204,900.00	0	0
12 食 糧 費	94,000.00	0	0
14 檢 察 調 查 委 託 費	1,042,000.00	0	0

流 用 等 増 減 額	歲 出 予 算 現 額	支 出 済 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
1,700,000.00 ^円				
△ 6,000,000.00	1,244,734,000.00 ^円	1,240,458,143.00 ^円	0 ^円	4,275,857.00 ^円
1,700,000.00				
△ 7,015,000.00	1,086,982,000.00	1,082,721,018.00	0	4,260,982.00
△ 17,350,000.00	756,768,500.00	753,905,924.00	0	2,862,576.00
0	15,257,600.00	14,931,481.00	0	326,119.00
10,598,000.00	62,094,500.00	62,091,616.00	0	2,884.00
400,000.00	56,456,500.00	55,555,194.00	0	901,306.00
0	797,000.00	773,966.00	0	23,034.00
0	122,500.00	121,919.00	0	581.00
△ 2,343,000.00	38,547,500.00	38,525,108.00	0	22,392.00
△ 1,308,142.00	52,665,458.00	52,663,911.00	0	1,547.00
4,688,142.00	90,712,142.00	90,644,067.00	0	68,075.00
0	2,240,300.00	2,239,861.00	0	439.00
0	7,152,000.00	7,150,666.00	0	1,334.00
0	245,000.00	244,987.00	0	13.00
0	3,923,000.00	3,872,318.00	0	50,682.00
1,015,000.00	157,752,000.00	157,737,125.00	0	14,875.00
135,000.00	9,822,000.00	9,819,888.00	0	2,112.00
7,008,692.00	101,179,192.00	101,178,636.00	0	556.00
427,000.00				
△ 6,555,692.00	46,750,808.00	46,738,601.00	0	12,207.00
8,000,000.00	522,060,000.00	518,740,652.00	0	3,319,348.00
0	36,995,000.00	34,216,431.00	0	2,778,569.00
△ 107,000.00	22,497,800.00	19,930,577.00	0	2,567,223.00
107,000.00	932,000.00	931,955.00	0	45.00
0	1,688,300.00	1,479,780.00	0	208,520.00
0	40,000.00	39,650.00	0	350.00
0	1,152,000.00	1,151,976.00	0	24.00
0	1,614,200.00	1,613,678.00	0	522.00
△ 950,000.00	5,479,800.00	5,479,719.00	0	81.00
950,000.00	2,154,900.00	2,153,166.00	0	1,734.00
0	94,000.00	93,951.00	0	49.00
0	1,042,000.00	1,042,000.00	0	0

部 款 項 目	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額
17 交 際 費	300,000.00	0	0
検 察 費	474,465,000.00	2,600,000.00	0
6 雑 給 与	30,117,000.00	0	0
8 旅 費	224,556,000.00	0	0
9 物 品 費	116,886,000.00	0	0
11 役 務 費	102,906,000.00	2,600,000.00	0
高 等 検 察 庁			
司 法 及 警 察 費			
検 察 庁			
高 等 検 察 庁	158,574,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	122,811,300.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	1,421,300.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	4,347,300.00	0	0
5 諸 手 当	9,171,400.00	0	0
6 雑 給 与	168,000.00	0	0
7 報 償 費	2,192,000.00	0	0
8 旅 費	3,154,000.00	0	0
9 物 品 費	9,465,600.00	0	0
11 役 務 費	3,761,100.00	0	0
12 食 糧 費	689,000.00	0	0
14 検 察 調 査 委 託 費	1,313,000.00	0	0
17 交 際 費	80,000.00	0	0
地 方 検 察 庁			
司 法 及 警 察 費			
検 察 庁			
地 方 検 察 庁	1,179,198,000.00	0	7,224,000.00
2 職 員 基 本 給	878,932,300.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	14,089,000.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	63,557,600.00	0	1,135,000.00
5 諸 手 当	64,957,600.00	0	0
6 雑 給 与	676,000.00	0	0
7 報 償 費	8,482,000.00	0	0
8 旅 費	42,399,000.00	0	2,709,000.00
9 物 品 費	77,603,700.00	0	1,598,000.00
11 役 務 費	21,803,400.00	0	1,782,000.00
12 食 糧 費	3,489,400.00	0	0
14 検 察 調 査 委 託 費	2,708,000.00	0	0
17 交 際 費	500,000.00	0	0

流用等増減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額
0	300,000.00	299,979.00	0	21.00
8,000,000.00	485,065,000.00	484,524,221.00	0	540,779.00
△ 12,200,000.00	17,917,000.00	17,517,891.00	0	399,109.00
4,200,000.00	228,756,000.00	228,737,952.00	0	18,048.00
4,549,377.00	121,435,377.00	121,415,472.00	0	19,905.00
12,000,000.00				
△ 549,377.00	116,956,623.00	116,852,906.00	0	103,717.00
8,000,000.00	150,574,000.00	144,534,764.00	0	6,039,236.00
△ 8,617,000.00	114,194,300.00	109,369,963.00	0	4,824,337.00
0	1,421,300.00	1,218,728.00	0	202,572.00
617,000.00	4,964,300.00	4,964,137.00	0	163.00
0	9,171,400.00	8,292,932.00	0	878,468.00
0	168,000.00	165,700.00	0	2,300.00
0	2,192,000.00	2,185,739.00	0	6,261.00
0	3,154,000.00	3,147,084.00	0	6,916.00
1,970.00	9,467,570.00	9,466,483.00	0	1,087.00
△ 1,970.00	3,759,130.00	3,642,126.00	0	117,004.00
0	689,000.00	688,956.00	0	44.00
0	1,313,000.00	1,313,000.00	0	0
0	80,000.00	79,916.00	0	84.00
0	1,186,422,000.00	1,172,346,004.00	0	14,075,996.00
△ 8,413,000.00	870,519,300.00	857,847,298.00	0	12,672,002.00
20,000.00	14,109,000.00	14,099,675.00	0	9,325.00
6,893,000.00	71,585,600.00	71,584,375.00	0	1,225.00
0	64,957,600.00	63,735,555.00	0	1,222,045.00
0	676,000.00	633,986.00	0	12,014.00
0	8,482,000.00	8,480,781.00	0	1,219.00
1,500,000.00	46,608,000.00	46,506,858.00	0	101,142.00
△ 722,800.00	78,478,900.00	78,453,616.00	0	25,284.00
722,800.00	24,308,200.00	24,280,490.00	0	27,710.00
0	3,489,400.00	3,487,791.00	0	1,609.00
0	2,708,000.00	2,705,730.00	0	2,270.00
0	500,000.00	499,849.00	0	151.00

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
区 檢 察 庁			
司 法 及 警 察 費			
檢 察 庁			
区 檢 察 庁	455,089,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	339,519,300.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	5,960,500.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	41,160,300.00	0	0
5 諸 手 当	25,129,500.00	0	0
7 報 償 費	795,000.00	0	0
8 旅 費	10,343,000.00	0	0
9 物 品 費	22,963,600.00	0	0
11 役 務 費	6,306,300.00	0	0
12 食 糧 費	1,685,500.00	0	0
14 檢 察 調 查 委 託 費	1,226,000.00	0	0
(矯 正 関 係)			
矯 正 保 護 管 区 本 部			
司 法 及 警 察 費			
矯 正 保 護 費			
矯 正 保 護 官 署	57,767,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	39,573,000.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	680,500.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	3,935,700.00	0	0
5 諸 手 当	3,205,300.00	0	0
7 報 償 費	240,000.00	0	0
8 旅 費	4,651,300.00	0	0
9 物 品 費	3,657,500.00	0	0
11 役 務 費	1,676,400.00	0	0
12 食 糧 費	147,300.00	0	0
矯 正 保 護 研 修 所			
司 法 及 警 察 費			
矯 正 保 護 費			
矯 正 保 護 官 署	17,737,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	3,896,800.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	250,700.00	0	0
5 諸 手 当	285,300.00	0	0
6 雜 給 与	300,000.00	0	0
8 旅 費	11,867,400.00	0	0
9 物 品 費	830,700.00	0	0

流 用 等 増 減 額	歲 出 予 算 現 額	支 出 済 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
0	455,089,000.00	445,244,108.00	0	9,844,892.00
△ 2,861,000.00	336,658,300.00	328,327,135.00	0	8,331,165.00
0	5,960,500.00	5,946,903.00	0	13,597.00
1,861,000.00	43,021,300.00	42,989,963.00	0	31,337.00
0	25,129,500.00	23,739,356.00	0	1,390,144.00
0	795,000.00	794,793.00	0	207.00
1,000,000.00	11,343,000.00	11,307,548.00	0	35,452.00
△ 648,300.00	22,315,300.00	22,282,767.00	0	32,533.00
648,300.00	6,954,600.00	6,947,387.00	0	7,213.00
0	1,685,500.00	1,684,586.00	0	914.00
0	1,226,000.00	1,223,670.00	0	2,330.00
2,859,000.00	60,596,000.00	59,278,329.00	0	1,317,671.00
△ 30,000.00				
△ 731,500.00	38,841,500.00	37,824,816.00	0	1,016,684.00
0	680,500.00	646,347.00	0	34,153.00
366,000.00	4,301,700.00	4,301,658.00	0	42.00
2,865,500.00	6,865,500.00	5,838,056.00	0	232,744.00
0	240,000.00	239,995.00	0	5.00
△ 121,000.00	4,530,300.00	4,529,592.00	0	708.00
△ 420,000.00	3,237,500.00	3,212,100.00	0	25,400.00
870,000.00	2,546,400.00	2,538,490.00	0	7,910.00
0	147,300.00	147,275.00	0	25.00
488,000.00	18,225,000.00	17,973,392.00	0	251,608.00
450,000.00	4,346,800.00	4,105,888.00	0	240,912.00
45,000.00	295,700.00	295,700.00	0	0
8,000.00	293,300.00	292,600.00	0	700.00
0	300,000.00	299,914.00	0	86.00
△ 374,000.00	11,493,400.00	11,492,886.00	0	514.00
3,500.00	834,200.00	834,180.00	0	20.00

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
11 役 務 費	303,100.00	0	0
12 食 糧 費	3,000.00	0	0
刑 務 所			
司 法 及 警 察 費			
矯 正 保 護 費	7,185,049,000.00	0	1,803,000.00
矯 正 保 護 官 署	2,763,432,000.00	0	1,803,000.00
2 職 員 基 本 給	1,954,625,400.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	38,830,800.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	382,767,400.00	0	558,000.00
5 諸 手 当	143,600,800.00	0	0
6 雜 給 与	598,400.00	0	0
7 報 償 費	1,249,000.00	0	0
8 旅 費	47,783,000.00	0	715,000.00
9 物 品 費	166,115,400.00	0	189,000.00
11 役 務 費	24,765,000.00	0	341,000.00
12 食 糧 費	1,296,800.00	0	0
15 施 設 費	1,800,000.00	0	0
矯 正 保 護 収 容 費	3,223,154,000.00	0	0
6 雜 給 与	6,162,200.00	0	0
8 旅 費	252,188,200.00	0	0
9 物 品 費	910,952,600.00	0	0
11 役 務 費	99,808,500.00	0	0
12 食 糧 費	1,856,055,000.00	0	0
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	97,987,500.00	0	0
刑 務 所 作 業 費	1,198,463,000.00	0	0
6 雜 給 与	55,600,000.00	0	0
8 旅 費	19,982,000.00	0	0
9 物 品 費	220,463,000.00	0	0
10 原 材 料 費	802,418,000.00	0	0
11 役 務 費	100,000,000.00	0	0
少 年 院			
司 法 及 警 察 費			
矯 正 保 護 費	691,017,000.00	0	0
矯 正 保 護 官 署	284,938,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	186,145,100.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	2,146,000.00	0	0

流 用 等 増 減 額	歲 出 予 算 現 額	支 出 済 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
359,000.00	658,600.00	649,224.00	0	9,376.00
△ 3,500.00				
0	3,000.00	3,000.00	0	0
11,370,000.00	7,178,650,000.00	7,058,887,714.00	0	119,762,286.00
△ 21,982,000.00				
59,386,000.00	2,824,621,000.00	2,820,993,566.00	0	3,627,434.00
11,370,000.00	1,964,008,400.00	1,961,704,119.00	0	2,304,281.00
△ 1,987,000.00				
2,680,000.00	36,150,800.00	35,885,603.00	0	267,197.00
5,605,000.00	388,930,400.00	388,928,407.00	0	1,993.00
47,613,000.00	191,213,800.00	190,476,460.00	0	737,340.00
0	598,400.00	597,763.00	0	637.00
0	1,249,000.00	1,248,672.00	0	328.00
△ 3,195,000.00	45,303,000.00	45,085,303.00	0	217,697.00
△ 9,666,800.00	156,637,600.00	156,539,852.00	0	97,748.00
9,666,800.00	34,772,800.00	34,772,761.00	0	39.00
0	1,296,800.00	1,296,686.00	0	114.00
2,660,000.00	4,460,000.00	4,459,940.00	0	60.00
△ 67,588,000.00	3,155,566,000.00	3,043,479,870.00	0	112,086,130.00
0	6,162,200.00	6,160,749.00	0	1,451.00
0	252,188,200.00	248,162,081.00	0	4,026,119.00
8,070,000.00	908,108,000.00	908,005,764.00	0	102,236.00
△ 10,914,600.00				
18,914,600.00	118,723,100.00	118,723,063.00	0	37.00
△ 83,658,000.00	1,772,397,000.00	1,666,345,498.00	0	106,051,502.00
0	97,978,500.00	96,082,715.00	0	1,904,785.00
0	1,198,463,000.00	1,194,414,278.00	0	4,048,722.00
△ 4,000,000.00	51,600,000.00	47,646,363.00	0	3,953,637.00
0	19,982,000.00	19,980,187.00	0	1,813.00
20,441,800.00	240,904,800.00	240,904,729.00	0	71.00
△ 14,500,000.00	787,918,000.00	787,917,588.00	0	412.00
△ 1,941,800.00	98,058,200.00	97,965,411.00	0	92,789.00
10,819,000.00	677,958,000.00	666,057,525.00	0	11,900,475.00
△ 23,878,000.00				
2,111,000.00	263,171,000.00	261,224,954.00	0	1,946,046.00
△ 23,878,000.00				
△ 26,533,000.00	159,612,100.00	158,940,252.00	0	671,848.00
0	2,146,000.00	1,977,031.00	0	168,969.00

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
4 超 過 勤 務 手 当	52,884,800.00	0	0
5 諸 手 当	14,116,600.00	0	0
6 雜 給 与	275,000.00	0	0
7 報 償 費	290,000.00	0	0
8 旅 費	6,237,500.00	0	0
9 物 品 費	19,886,000.00	0	0
11 役 務 費	2,855,600.00	0	0
12 食 糧 費	101,400.00	0	0
矯 正 保 護 収 容 費	406,079,000.00	0	0
6 雜 給 与	6,172,000.00	0	0
8 旅 費	18,001,300.00	0	0
9 物 品 費	160,885,300.00	0	0
10 原 材 料 費	7,471,800.00	0	0
11 役 務 費	18,283,600.00	0	0
12 食 糧 費	195,265,000.00	0	0
少 年 保 護 鑑 別 所			
司 法 及 警 察 費			
矯 正 保 護 費	279,952,000.00	0	0
矯 正 保 護 官 署	154,055,000.00	0	0
2 職 員 基 本 給	103,316,600.00	0	0
3 特 殊 勤 務 手 当	2,441,000.00	0	0
4 超 過 勤 務 手 当	24,609,700.00	0	0
5 諸 手 当	7,578,300.00	0	0
6 雜 給 与	100,000.00	0	0
7 報 償 費	250,000.00	0	0
8 旅 費	5,562,400.00	0	0
9 物 品 費	8,697,700.00	0	0
11 役 務 費	1,256,700.00	0	0
12 食 糧 費	82,600.00	0	0
15 施 設 費	160,000.00	0	0
矯 正 保 護 収 容 費	125,897,000.00	0	0
6 雜 給 与	2,530,000.00	0	0
8 旅 費	14,928,600.00	0	0
9 物 品 費	42,470,100.00	0	0
11 役 務 費	6,997,300.00	0	0

流 用 等 增 減 額	歲 出 予 算 現 額	支 出 濟 歲 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
1,060,000.00	53,944,800.00	53,853,923.00	0	90,877.00
2,111,000.00				
△ 1,062,000.00	15,165,600.00	14,181,939.00	0	983,661.00
0	275,000.00	271,440.00	0	3,560.00
0	290,000.00	288,496.00	0	1,504.00
△ 260,000.00	5,977,500.00	5,975,230.00	0	2,270.00
709,707.00	20,595,707.00	20,583,396.00	0	12,311.00
2,917,000.00				
△ 709,707.00	5,062,893.00	5,052,012.00	0	10,881.00
0	101,400.00	101,235.00	0	165.00
8,708,000.00	414,787,000.00	404,832,571.00	0	9,954,429.00
1,418,000.00	7,590,000.00	6,366,311.00	0	1,223,689.00
3,690,000.00	21,691,300.00	21,394,061.00	0	297,239.00
3,600,000.00				
△ 671,714.00	163,813,586.00	163,754,351.00	0	59,235.00
0	7,471,800.00	7,427,882.00	0	43,918.00
671,714.00	18,955,314.00	18,950,283.00	0	5,031.00
0	195,265,000.00	186,939,683.00	0	8,325,317.00
9,868,000.00	289,820,000.00	279,748,671.00	0	10,071,329.00
13,012,000.00	167,067,000.00	165,650,703.00	0	1,416,297.00
8,640,000.00				
△ 394,000.00	111,562,600.00	110,302,694.00	0	1,259,906.00
△ 390,000.00	2,051,000.00	2,050,659.00	0	341.00
1,517,000.00	26,126,700.00	26,124,338.00	0	2,362.00
1,012,000.00	8,590,300.00	8,461,002.00	0	129,298.00
0	100,000.00	94,389.00	0	6,411.00
0	250,000.00	240,813.00	0	9,187.00
△ 517,000.00	5,045,400.00	5,042,619.00	0	2,781.00
1,101,000.00	9,798,700.00	9,797,768.00	0	932.00
2,211,000.00				
△ 168,000.00	3,299,700.00	3,293,822.00	0	5,878.00
0	82,600.00	82,530.00	0	70.00
0	160,000.00	159,869.00	0	131.00
△ 3,144,000.00	122,753,000.00	114,097,968.00	0	8,655,032.00
0	2,530,000.00	2,462,888.00	0	67,112.00
7,000,000.00	21,928,600.00	20,947,908.00	0	980,692.00
626,000.00	43,095,100.00	43,078,838.00	0	17,262.00
2,360,000.00				
△ 131,000.00	9,226,300.00	9,210,102.00	0	16,198.00

部 款 項 目	歲 出 予 算 額	前 年 度 繰 越 額	予 備 費 使 用 額
12 食 糧 費	58,971,000.00	0	0
中央更生保護委員会			
司法及警察費			
矯正保護費			
矯正保護官署	33,834,000.00	0	1,259,000.00
2 職員基本給	9,109,900.00	0	0
4 超過勤務手当	202,700.00	0	0
5 諸手当	695,900.00	0	0
6 雜給与	63,000.00	0	0
7 報償費	120,000.00	0	0
8 旅費	1,649,000.00	0	173,000.00
9 物品費	2,752,000.00	0	974,000.00
11 役務費	1,266,400.00	0	73,000.00
12 食糧費	66,100.00	0	39,000.00
14 更生保護研究委託費	143,000.00	0	0
16 更生保護会補助金	17,766,000.00	0	0
地方保護委員会			
司法及警察費			
矯正保護費			
矯正保護官署	74,181,000.00	0	302,000.00
2 職員基本給	41,315,900.00	0	0
3 特殊勤務手当	706,000.00	0	0
4 超過勤務手当	3,888,400.00	0	58,000.00
5 諸手当	3,055,200.00	0	0
6 雜給与	41,000.00	0	0
7 報償費	320,000.00	0	0
8 旅費	17,469,200.00	0	149,000.00
9 物品費	4,909,900.00	0	0
11 役務費	2,316,400.00	0	95,000.00
12 食糧費	159,000.00	0	0
保護観察所			
司法及警察費			
矯正保護費			
矯正保護官署	286,569,000.00	0	497,000.00
2 職員基本給	99,486,600.00	0	0
3 特殊勤務手当	1,787,000.00	0	0
4 超過勤務手当	14,931,800.00	0	237,000.00
5 諸手当	7,262,000.00	0	0

流用等増減額	歲 出 予 算 現 額	支 出 済 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
△ 12,999,000.00	45,972,000.00	38,398,232.00	0	7,573,768.00
△ 700,000.00	34,393,000.00	34,219,488.00	0	173,512.00
△ 780,000.00	8,329,900.00	8,250,959.00	0	78,941.00
96,000.00	298,700.00	291,200.00	0	7,500.00
0	695,900.00	610,952.00	0	84,948.00
0	63,000.00	63,000.00	0	0
0	120,000.00	120,000.00	0	0
△ 16,000.00	1,806,000.00	1,805,877.00	0	123.00
0	3,726,000.00	3,726,000.00	0	0
0	1,339,400.00	1,337,400.00	0	2,000.00
0	105,100.00	105,100.00	0	0
0	143,000.00	143,000.00	0	0
0	17,766,000.00	17,766,000.00	0	0
4,601,000.00	79,084,000.00	78,772,008.00	0	311,992.00
300,000.00	41,615,900.00	41,434,971.00	0	180,929.00
0	706,000.00	673,945.00	0	32,055.00
271,000.00	4,217,400.00	4,217,176.00	0	224.00
2,176,000.00	5,231,200.00	5,143,822.00	0	87,378.00
0	41,000.00	40,350.00	0	650.00
0	320,000.00	319,300.00	0	700.00
0	17,618,200.00	17,617,523.00	0	677.00
957,000.00	5,804,100.00	5,794,931.00	0	9,169.00
△ 62,800.00	3,371,200.00	3,371,131.00	0	69.00
959,800.00	159,000.00	158,859.00	0	141.00
0				
4,446,000.00	291,241,000.00	289,661,394.00	0	1,579,606.00
△ 271,000.00	96,848,600.00	96,287,063.00	0	561,537.00
△ 2,638,000.00	1,787,000.00	1,713,181.00	0	73,819.00
0	16,467,800.00	16,465,811.00	0	1,989.00
1,299,000.00	9,482,000.00	9,126,478.00	0	355,522.00
2,220,000.00				

部 款 項 目	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額
6 雑 給 与	26,758,500.00	0	0
8 旅 費	30,381,400.00	0	181,000.00
9 物 品 費	7,517,200.00	0	0
11 役 務 費	7,593,800.00	0	79,000.00
12 食 糧 費	699,700.00	0	0
14 更生保護委託費	27,151,000.00	0	0
18 賠償償還及払戻金	63,000,000.00	0	0
国立国会図書館支部図書館			
行政部費			
法務府			
法 務 本 府	1,637,000.00	0	0
2 職員基本給	789,100.00	0	0
4 超過勤務手当	24,800.00	0	0
5 諸 手 当	58,900.00	0	0
9 物 品 費	698,600.00	0	0
11 役 務 費	63,500.00	0	0
12 食 糧 費	2,100.00	0	0
法 務 府 所 管 合 計	14,656,880,000.00	107,139,711.00	55,698,000.00

四 昭和 26 年度法務府所

昭和26年度歳出予算現額は海外出張其の他海外払関係諸経費の使用により、昭

部 局 別 部 款 項 目	歳出予算現額	移 替 増 加 額	
		歳出予算額	予算決定後増加額
(法務府総裁官房)			
行政部費			
海外出張其の他海外払関係諸費			
海外出張其の他海外払関係諸費	0	5,097,000.00	0
8 旅 費	0	1,181,000.00	0
16 国際刑法及監獄委員会分担金	0	3,916,000.00	0
その他の他	14,814,620,711.00	0	0
法 務 府 所 管 合 計	14,814,620,711.00	5,097,000.00	0

流用等増減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額
0	26,758,500.00	26,756,980.00	0	1,520.00
△ 452,000.00	30,110,400.00	30,106,833.00	0	3,567.00
4,055,000.00	11,572,200.00	11,572,179.00	0	21.00
4,030,000.00	10,893,800.00	10,863,966.00	0	29,834.00
△ 809,000.00	699,700.00	699,243.00	0	457.00
0	24,651,000.00	24,182,505.00	0	468,495.00
△ 2,500,000.00	61,970,000.00	61,887,155.00	0	82,845.00
△ 1,030,000.00	1,637,000.00	1,592,482.00	0	44,518.00
0	789,100.00	751,935.00	0	37,165.00
0	24,800.00	24,771.00	0	26.00
0	58,900.00	51,600.00	0	7,300.00
0	698,600.00	698,577.00	0	23.00
0	63,500.00	63,499.00	0	1.00
0	2,100.00	2,100.00	0	0
0	14,819,717,711.00	14,530,618,805.85	80,092,874.00	209,006,031.15

管 歳 出 予 算 現 額 移 替 書

和26年度において歳出予算現額の移し替えをしたものは下記のとおりである。

移 替 減 少 額	移替後の増減額	差引歳出予算現額	備 考
0	0	0	大蔵省所管から移替増
0	0	5,097,000.00	
0	0	1,181,000.00	
0	0	3,916,000.00	
0	0	14,814,620,711.00	
0	0	14,819,717,711.00	

五 法務府所管特別会計昭和26年度歳入歳出決算額

法務府所管 解散団体財産収入金

歳 入

款 項	歳入予算額	徴収決定済額
解散団体財産収入	208,334,000.00	250,882,929.85
財産売却収入	202,334,000.00	247,297,729.90
財産収入	6,000,000.00	3,585,199.95
前年度繰越資金受入		
前年度繰越資金受入	80,000,000.00	80,661,984.94
歳入合計	288,334,000.00	331,544,914.79

款 項	収納済歳入額	不納欠損額	収納未済歳入額
解散団体財産収入	242,295,361.35	43,150.00	8,544,418.50
財産売却収入	239,419,637.90	18,530.00	7,859,562.00
財産収入	2,875,723.45	24,620.00	684,856.50
前年度繰越資金受入			
前年度繰越資金受入	80,661,984.94	0	0
歳入合計	322,957,346.29	43,150.00	8,544,418.50

歳 出

款 項	歳出予算額	前年度繰越額	昭和26年度特別会計 決算補正(特第1号) 決算補正総則第6号 に基く使用額
解散団体財産収入金支出	288,334,000.00	0	142,603,871.23
解散団体債務償還金	65,000,000.00	0	0
一般会計へ繰入	173,334,000.00	0	142,603,871.23
朝鮮人福利厚生事業交付金	50,000,000.00	0	0

款 項	流用等 増減額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額
解散団体財産収入金支出	0	322,957,346.29	0	107,980,524.94
解散団体債務償還金	0	7,019,475.06	0	57,980,524.94
一般会計へ繰入	0	315,937,871.23	0	0
朝鮮人福利厚生事業交付金	0	0	0	50,000,000.00

六 昭和28年度法務省主管歳入予算額

昭和28年度法務省主管の歳入予算額は 3,232,297,000円
であつて、これを前年度予算額 3,053,305,000円
に比較すると 178,992,000円

を増加する。

今これを部、款、項、目に区分し、各目について、見積の事由及び計算の基礎を示すと、次のとおりである。

(前年度予算額は、本年度予算額との比較対照のため組替掲記したので、成立予算額とは符合しない。)

部 款 項 目	昭和28年度予 算額 (円)	前年度予算額 (円)	昭和28年度予算額の見積 の事由及び計算の基礎
官業益金及官業収入			
官業収入	1,920,295,000	1,813,995,000	
刑務作業収入			
刑務作業収入	1,899,564,000	1,803,170,000	本年度の刑務所作業費支出予算額に対して、昭和26年度の作業収入に対する作業費の回収実績率を基礎として算出した。
製品等売払収入			
少年院収入	20,731,000	10,825,000	昭和27年度の収入実績を基礎として算出した。
政府資産整理収入			
回収金等収入			
特別会計等整理収入			
解散団体財産収入金 特別会計整理収入	202,338,000	0	解散団体財産収入金特別会計の廃止に伴つて、一般会計が承継した債権の本年度回収見込額によつた。
雑収入	1,109,664,000	1,239,310,000	
官有財産利用収入			
官有財産貸付料	4,401,000	3,832,000	
土地及水面貸付料	246,000	234,000	法務本省用地等の本年度貸付見込坪数によつて算出した。

部 款 項 目	昭和28年度予 算額 (円)	前年度予算額 (円)	昭和28年度予算額の見積 の事由及び予算の基礎
建物及物件貸付料	45,000	5,000	法務本省庁舎等の本年度 貸付見込坪数によつて算 出した。
公務員宿舍貸付料	4,110,000	3,593,000	本年度の宿舍貸付見込坪 数によつて算出した。
諸 収 入	1,105,263,000	1,235,478,000	
恩給法納金及特別会 計等恩給負担金			
恩 給 法 納 金	69,861,000	70,417,000	昭和27年度の収入実績を 基礎として算出した。
不用物品等売払代			
不用物品売払代	30,170,000	23,286,000	昭和24年度以降3ヶ年度 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
懲 罰 及 沒 収 金	709,739,000	610,418,000	
罰 金 及 科 料	486,093,000	421,359,000	昭和24年度以降3ヶ年度 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
過 料	2,142,000	1,907,000	同
沒 収 金	221,504,000	187,152,000	昭和26・27両年度の収入 実績を基礎として算出し た。
弁 償 及 返 納 金	25,801,000	8,733,000	
弁 償 及 違 約 金	24,410,000	7,636,000	昭和26・27両年度の収入 実績を基礎として算出し た。
延滞金及期満後収入	634,000	368,000	同
返 納 金	757,000	729,000	昭和24年度以降3ヶ年度 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
雑 入	269,692,000	255,826,000	
保険料被保険者負担 金	6,000	0	昭和27年度の収入実績を 基礎として算出した。
雑 収	269,686,000	255,826,000	昭和24年度以降3ヶ年度 間の平均収入実績を基礎 として算出した。
特別会計受入金	0	266,798,000	
計	3,232,297,000	3,053,305,000	

七 昭和28年度法務省所管歳出予算額項目別表

項 目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △ 減 (円)
法 務 本 省	1,124,168,000	1,435,766,000	△ 311,598,000
2 職 員 基 本 給	227,612,000	176,641,000	50,971,000
3 職 員 諸 手 当	2,722,000	2,286,000	436,000
3 職 員 特 別 手 当	28,407,000	22,653,000	5,754,000
4 超 過 勤 務 手 当	12,896,000	8,716,000	4,180,000
5 司 法 試 験 委 員 手 当	317,000	204,000	113,000
5 検 察 官 適 格 審 査 会 等 委 員 手 当	161,000	106,000	55,000
5 法 制 審 議 会 委 員 手 当	492,000	330,000	162,000
5 委 員 手 当	1,469,000	201,000	1,268,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	2,412,000	1,538,000	874,000
5 休 職 者 給 与	87,403,000	74,032,000	13,370,000
5 公 務 災 害 補 償 費	24,278,000	20,128,000	4,150,000
5 退 官 退 職 手 当	95,000,000	72,427,000	22,573,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給	2,416,000	2,416,000	0
6 諸 謝 金	4,408,000	4,030,000	378,000
7 報 償 金	2,250,000	2,500,000	△ 250,000
8 職 員 旅 費	7,548,000	10,881,000	△ 3,333,000
8 赴 任 旅 費	626,000	641,000	△ 15,000
8 会 計 職 員 講 習 旅 費	2,042,000	2,273,000	△ 231,000
8 人 権 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	363,000	503,000	△ 140,000
8 環 境 調 査 旅 費	126,000	0	126,000
8 委 員 旅 費	1,340,000	1,680,000	△ 340,000
8 参 考 人 等 旅 費	52,000	0	52,000
9 庁 費	47,433,000	66,884,000	△ 19,451,000
9 常 勤 勞 務 者 給 与	706,000	0	706,000
9 情 報 宣 伝 費	1,916,000	2,758,000	842,000
9 図 書 購 入 費	25,378,000	25,226,000	152,000
9 判 例 整 備 用 庁 費	27,592,000	9,506,000	18,086,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9	国会図書館支部庁費	506,000	728,000	△ 222,000
9	人権擁護宣伝費	998,000	910,000	88,000
9	研修庁費	138,000	219,000	△ 81,000
9	正規入国審査費	1,872,000	4,706,000	△ 2,834,000
9	在留資格変更審査費	373,000	438,000	△ 65,000
9	通信専用料	88,212,000	76,547,000	11,665,000
9	庁舎借料	3,121,000	3,121,000	0
9	各所修繕	179,748,000	222,495,000	△ 42,747,000
9	会議費	1,347,000	1,436,000	△ 89,000
9	戸籍附票等作成費外1目	0	82,425,000	△ 82,425,000
14	更生保護研究委託費	127,000	136,000	△ 9,000
16	国家公務員共済組合負担金	237,213,000	257,255,000	△ 19,943,000
16	住民登録市町村補助金	0	273,480,000	△ 273,480,000
17	交際費	2,340,000	2,600,000	△ 260,000
18	賠償償還及払戻金	610,000	610,000	0
19	保証金	100,000	100,000	0
	国際会議其他諸費	3,572,000	1,786,000	1,786,000
8	外国旅費	2,384,000	0	2,384,000
16	国際刑法及国際監獄委員 会分担金	1,188,000	1,786,000	△ 598,000
	法務省施設費	861,116,000	1,075,457,000	△ 214,341,000
6	諸謝金	240,000	292,000	△ 52,000
8	職員旅費	10,018,000	14,438,000	△ 4,420,000
9	庁費	7,396,000	10,801,000	△ 3,405,000
9	会議費	1,818,000	2,216,000	△ 398,000
15	不動産購入費	20,726,000	34,000,000	△ 13,274,000
15	検察庁庁舎其他新営費	305,458,000	236,228,000	69,230,000
15	矯正管区庁舎其他新営費	2,619,000	3,800,000	△ 1,181,000
15	刑務所施設整備費	227,172,000	256,900,000	△ 29,728,000
15	少年院施設整備費	178,483,000	442,294,000	△ 263,811,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
15	少年鑑別所施設整備費	81,271,000	14,966,000	66,305,000
15	巢鴨刑務所施設整備費	4,686,000	0	4,686,000
15	保護観察所庁舎其他新営 費	8,029,000	9,803,000	△ 1,774,000
15	各所新営	13,200,000	49,719,000	△ 36,519,000
	解散団体財産処理費	10,838,000	27,322,000	△ 16,494,000
8	職員旅費	433,000	1,098,000	△ 665,000
9	庁費	1,961,000	6,402,000	△ 4,441,000
14	解散団体財産管理都道府 県委託費	7,444,000	19,832,000	△ 12,388,000
18	解散団体責務償還金	1,000,000	0	1,000,000
	衆議院議員総選挙及参議院議 員通常選挙取締諸費	83,071,000	74,993,000	8,078,000
4	超過勤務手当	8,763,000	3,367,000	5,396,000
7	報償費	2,080,000	1,660,000	480,000
8	職員旅費	7,586,000	5,807,000	1,779,000
8	検察旅費	39,910,000	40,311,000	△ 401,000
9	庁費	2,944,000	2,309,000	635,000
9	検察庁費	21,182,000	21,125,000	57,000
9	会議費	606,000	474,000	132,000
	厚生保護会補助			
16	更生保護会助成金	23,344,000	20,236,000	3,108,000
	訟務費	21,830,000	28,575,000	△ 6,745,000
6	諸謝金	4,500,000	5,000,000	△ 500,000
8	訟務旅費	8,652,000	9,181,000	△ 529,000
9	庁費	2,546,000	737,000	1,809,000
9	訴訟用印紙類購入費	2,150,000	10,300,000	△ 8,150,000
14	訟務調査委託費	2,982,000	2,357,000	625,000
18	賠償償還及払戻金	500,000	500,000	0
19	保証金	500,000	500,000	0
	外国人登録事務費	54,462,000	124,164,000	△ 69,702,000
8	職員旅費	75,000	206,000	△ 131,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9	外国人登録庁費	3,124,000	14,631,000	△ 11,507,000
9	会議費	218,000	364,000	△ 146,000
9	指紋採取庁外1目	0	22,859,000	△ 22,859,000
14	外国人登録事務地方公共 団体委託費	51,045,000	86,104,000	△ 35,059,000
	法務研修所	46,146,000	46,143,000	3,000
2	職員基本給	17,986,000	13,611,000	4,375,000
3	職員諸手当	307,000	362,000	△ 55,000
3	職員特別手当	2,249,000	1,807,000	442,000
4	超過勤務手当	269,000	230,000	39,000
6	諸謝金	1,114,000	1,116,000	△ 2,000
8	職員旅費	515,000	502,000	13,000
8	赴任旅費	55,000	80,000	△ 25,000
8	研修生旅費	13,864,000	15,260,000	▽ 1,396,000
8	法務研究旅費	571,000	753,000	△ 182,000
9	検察研究旅費	4,069,000	5,985,000	△ 1,916,000
9	庁費	4,449,000	5,672,000	△ 1,223,000
9	庁舎借料	200,000	200,000	0
9	会議費	126,000	165,000	△ 39,000
14	検察研究委託費	372,000	400,000	△ 28,000
	法務局	1,465,231,000	1,307,861,000	157,370,000
2	職員基本給	1,053,411,000	917,233,000	136,178,000
3	職員諸手当	80,960,000	69,000,000	11,960,000
3	職員特別手当	131,678,000	121,354,000	10,324,000
4	超過勤務手当	28,402,000	19,029,000	9,373,000
6	諸謝金	692,000	768,000	△ 76,000
7	報償費	111,000	123,000	△ 12,000
8	職員旅費	13,214,000	19,562,000	△ 6,348,000
8	赴任旅費	12,979,000	19,086,000	△ 6,107,000
8	人権侵犯事件調査旅費	2,142,000	1,159,000	983,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
8	国籍関係調査旅費	1,080,000	0	1,080,000
8	委員旅費	720,000	1,177,000	△ 457,000
9	庁費	55,456,000	76,590,000	△ 21,134,000
9	常勤労務者給与	56,571,000	37,535,000	19,036,000
9	庁舎借料	11,000,000	9,291,000	1,709,000
9	会議費	2,225,000	2,836,000	△ 611,000
13	渡切費	10,446,000	8,950,000	1,496,000
17	交際費	221,000	245,000	△ 24,000
18	人件擁護委員実費弁償金	3,923,000	3,923,000	0
	登記諸費	159,613,000	167,345,000	△ 7,732,000
8	登記登録旅費	12,072,000	10,496,000	1,576,000
9	庁費	147,541,000	156,849,000	△ 9,308,000
	最高検察庁	51,455,000	45,107,000	6,348,000
2	職員基本給	36,680,000	30,872,000	5,808,000
3	職員諸手当	925,000	678,000	247,000
3	職員特別手当	4,486,000	1,417,000	3,069,000
4	超過勤務手当	748,000	386,000	362,000
6	諸謝金	36,000	40,000	4,000
7	報償費	1,800,000	1,102,000	698,000
8	職員旅費	840,000	1,069,000	△ 229,000
8	赴任旅費	238,000	268,000	△ 30,000
9	庁費	3,422,000	6,720,000	△ 3,298,000
9	情報宣伝費	296,000	405,000	△ 109,000
9	会議費	99,000	108,000	9,000
14	検察調査委託費	1,435,000	1,542,000	107,000
17	交際費	450,000	500,000	△ 50,000
	検察費	409,067,000	494,572,000	△ 85,505,000
6	諸謝金	4,500,000	5,000,000	△ 500,000
8	検察旅費	201,384,000	242,007,000	△ 46,623,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9	庁費	203,183,000	247,565,000	△ 44,382,000
高	等 検 察 庁	257,162,000	192,019,000	65,143,000
2	職 員 基 本 給	202,749,000	147,533,000	55,216,000
3	職 員 諸 手 当	7,538,000	4,057,000	3,481,000
3	職 員 特 別 手 当	24,988,000	19,951,000	5,037,000
4	超 過 勤 務 手 当	3,646,000	3,190,000	456,000
6	諸 謝 金	152,000	168,000	△ 16,000
7	報 償 費	3,600,000	1,992,000	1,608,000
8	職 員 旅 費	1,659,000	2,168,000	△ 509,000
8	赴 任 旅 費	602,000	300,000	302,000
9	庁 費	9,686,000	9,805,000	△ 119,000
9	情 報 宣 伝 費	405,000	553,000	△ 148,000
9	会 議 費	555,000	589,000	△ 34,000
14	検 察 調 査 委 託 費	1,222,000	1,313,000	△ 91,000
17	交 際 費	360,000	400,000	△ 40,000
地	方 検 察 官 署	2,504,165,000	2,130,022,000	374,143,000
2	職 員 基 本 給	1,832,834,000	1,526,163,000	306,671,000
3	職 員 諸 手 当	181,630,000	127,699,000	53,931,000
3	職 員 特 別 手 当	229,106,000	193,508,000	35,598,000
4	超 過 勤 務 手 当	58,318,000	41,736,000	16,582,000
6	諸 謝 金	609,000	676,000	△ 67,000
7	報 償 費	36,289,000	23,227,000	13,062,000
8	職 員 旅 費	19,390,000	28,731,000	△ 9,341,000
8	赴 任 旅 費	19,020,000	17,296,000	1,724,000
8	司 法 警 察 職 員 修 習 旅 費	5,150,000	8,414,000	△ 3,264,000
8	司 法 修 習 生 旅 費	296,000	483,000	△ 187,000
9	庁 費	69,105,000	82,971,000	△ 13,866,000
9	常 勤 勞 務 者 給 与	2,408,000	0	2,408,000
9	自 動 車 購 入 費	16,203,000	38,500,000	△ 22,297,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9	採 証 器 具 費	7,283,000	9,962,000	△ 2,679,000
9	無 電 機 材 費	17,200,000	20,000,000	△ 2,800,000
9	庁 舎 借 料	1,132,000	1,073,000	59,000
9	会 議 費	3,183,000	4,149,000	△ 966,000
14	検 察 調 査 委 託 費	3,659,000	3,934,000	△ 275,000
17	交 際 費	1,350,000	1,500,000	△ 150,000
矯	正 官 署	4,395,101,000	4,237,045,000	158,056,000
2	職 員 基 本 給	3,063,037,000	2,818,993,000	244,044,000
3	職 員 諸 手 当	144,145,000	151,351,000	△ 7,206,000
3	職 員 特 別 手 当	382,885,000	375,331,000	7,554,000
4	超 過 勤 務 手 当	520,323,000	506,418,000	13,905,000
5	矯 正 審 議 会 委 員 手 当	94,000	516,000	△ 422,000
5	非 常 勤 職 員 手 当	5,631,000	5,080,000	551,000
6	諸 謝 金	1,485,000	1,028,000	457,000
7	報 償 費	1,958,000	2,174,000	△ 216,000
8	職 員 旅 費	25,067,000	33,782,000	△ 8,715,000
8	赴 任 旅 費	18,789,000	24,459,000	△ 5,670,000
8	研 修 生 旅 費	16,986,000	19,857,000	△ 2,871,000
8	委 員 旅 費	100,000	146,000	△ 46,000
9	庁 費	114,085,000	138,117,000	△ 24,032,000
9	常 勤 勞 務 者 給 与	2,758,000	0	2,758,000
9	看 守 等 被 服 費	90,577,000	115,660,000	△ 25,083,000
9	警 備 用 器 具 費	3,655,000	40,223,000	△ 36,568,000
9	会 議 費	3,526,000	3,910,000	△ 384,000
矯	正 収 容 費	3,681,059,000	3,874,040,000	△ 192,981,000
6	諸 謝 金	12,445,000	13,856,000	△ 1,411,000
6	収 容 者 作 業 賞 与 金	52,258,000	52,317,000	△ 59,000
6	職 業 補 導 賞 与 金	3,743,000	3,389,000	354,000
8	護 送 旅 費	231,851,000	293,199,000	△ 61,348,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 減 (円)
8	歸住旅費	2,921,000	3,801,000	△ 880,000
9	収容諸費	890,152,000	899,633,000	△ 9,481,000
9	収容者被服費	233,120,000	272,821,000	△ 39,701,000
9	収容者食糧費	2,139,115,000	2,227,627,000	△ 88,512,000
10	原材料費	16,239,000	10,759,000	5,480,000
18	自治体警察実費弁償金	99,215,000	96,638,000	2,577,000
刑務作業費				
8	職員旅費	14,471,000	19,053,000	△ 4,582,000
9	作業諸費	223,018,000	243,761,000	△ 20,743,000
9	作業場等借料	3,140,000	3,526,000	△ 386,000
9	作業用器具費	27,900,000	73,794,000	△ 45,894,000
9	物品税	1,423,000	2,800,000	△ 1,377,000
9	木材引取税	279,000	1,340,000	△ 1,061,000
10	原材料費	750,090,000	809,096,000	△ 59,006,000
巢鴨刑務所				
2	職員基本給	53,060,000	45,303,000	7,757,000
3	職員諸手当	574,000	416,000	158,000
3	職員特別手当	6,634,000	6,131,000	503,000
4	超過勤務手当	6,418,000	5,242,000	1,176,000
6	諸謝金	189,000	108,000	81,000
6	作業賞与金	6,334,000	118,000	6,216,000
7	報償費	54,000	66,000	△ 6,000
8	職員旅費	68,000	11,000	57,000
8	赴任旅費	3,188,000	4,688,000	△ 1,500,000
8	作業旅費	218,000	272,000	△ 54,000
8	護送旅費	40,000	0	40,000
8	一時出所者同行旅費	12,155,000	0	12,155,000
8	歸住旅費	625,000	781,000	△ 156,000
9	庁費	3,554,000	1,967,000	1,587,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 減 (円)
9	常勤勞務者給与	6,444,000	4,194,000	2,250,000
9	収容諸費	40,827,000	12,769,000	28,058,000
9	作業諸費	3,557,000	4,589,000	△ 1,032,000
9	看守等被服費	1,532,000	1,568,000	△ 36,000
9	収容者被服費	1,584,000	1,700,000	△ 16,000
9	土地借料	1,323,000	641,000	682,000
9	物品税	43,000	50,000	△ 7,000
9	各所修繕	1,874,000	2,449,000	△ 575,000
9	会議費	116,000	108,000	8,000
9	収容者食糧費	39,729,000	28,470,000	11,259,000
9	器具整備費	0	55,000,000	△ 55,000,000
10	原材料費	2,276,000	26,453,000	△ 24,177,000
17	交際費	45,000	50,000	△ 5,000
更生保護官署				
2	職員基本給	285,811,000	166,501,000	119,310,000
3	職員諸手当	27,201,000	24,881,000	2,320,000
3	職員特別手当	35,727,000	21,777,000	13,950,000
4	超過勤務手当	7,850,000	4,802,000	3,048,000
6	諸謝金	24,131,000	26,772,000	△ 2,641,000
7	報償費	288,000	320,000	△ 32,000
8	職員旅費	3,498,000	6,144,000	△ 2,646,000
8	赴任旅費	2,016,000	2,091,000	△ 75,000
8	仮釈放等審査旅費	12,307,000	20,341,000	△ 8,034,000
8	保護司研修旅費	1,497,000	2,445,000	△ 948,000
9	庁費	12,912,000	13,521,000	△ 609,000
9	庁舎借料	510,000	418,000	92,000
9	会議費	796,000	962,000	△ 166,000
補導援護費				
6	諸謝金	1,088,000	0	1,088,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
8	補導援護旅費	21,144,000	19,763,000	1,381,000
9	庁費	16,938,000	15,077,000	1,861,000
14	更生保護委託費	23,436,000	27,151,000	△ 3,715,000
18	保護司実費弁償金	85,827,000	75,600,000	10,227,000
地方入国管理官署		256,375,000	154,193,000	102,182,000
2	職員基本給	169,518,000	91,710,000	77,808,000
3	職員諸手当	1,464,000	684,000	780,000
3	職員特別手当	21,580,000	12,920,000	8,660,000
4	超過勤務手当	14,108,000	5,307,000	8,801,000
6	諸謝金	106,000	150,000	△ 44,000
8	職員旅費	1,940,000	1,495,000	445,000
8	赴任旅費	2,006,000	1,219,000	787,000
8	証人等旅費	245,000	360,000	△ 115,000
9	庁費	10,251,000	18,775,000	△ 8,524,000
9	常勤労務者給与	7,294,000	2,160,000	5,134,000
9	正規入国審査費	3,566,000	3,506,000	60,000
9	警備艇費	4,515,000	2,360,000	2,155,000
9	装備用器具費	15,867,000	11,441,000	4,426,000
9	庁舎借料	3,540,000	1,729,000	1,811,000
9	会議費	375,000	377,000	△ 2,000
護送収容費		185,353,000	152,621,000	32,732,000
5	非常勤職員手当	320,000	320,000	0
6	諸謝金	776,000	515,000	261,000
7	報償費	495,000	500,000	△ 5,000
8	職員旅費	4,105,000	4,401,000	△ 296,000
8	護送旅費	67,675,000	81,044,000	△ 13,369,000
8	海難救助旅費	120,000	149,000	△ 29,000
9	収容諸費	19,408,000	15,846,000	3,562,000
9	護送備船費	37,484,000	20,000,000	175,484,000

項	目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9	収容者被服費	9,884,000	0	9,884,000
9	入国者収容所備品整備費	3,873,000	0	3,873,000
9	海難外国人送還庁費	565,000	656,000	△ 91,000
9	護送収容者食糧費	40,648,000	29,190,000	11,458,000
公安審査委員会		6,712,000	514,000	6,198,000
2	職員基本給	2,765,000	181,000	2,584,000
3	職員諸手当	269,000	0	269,000
3	職員特別手当	347,000	96,000	251,000
4	超過勤務手当	59,000	2,000	57,000
5	委員手当	2,203,000	235,000	1,968,000
8	職員旅費	88,000	0	88,000
8	委員旅費	127,000	0	127,000
8	参考人等旅費	48,000	0	48,000
9	庁費	658,000	0	658,000
9	会議費	13,000	0	13,000
17	交際費	135,000	0	135,000
公安調査庁		633,620,000	388,435,000	245,185,000
2	職員基本給	322,474,000	186,115,000	136,359,000
3	職員諸手当	24,031,000	5,608,000	18,423,000
3	職員特別手当	40,309,000	27,899,000	12,410,000
4	超過勤務手当	11,823,000	6,421,000	5,402,000
6	諸謝金	27,000	0	27,000
7	団体等調査報償費	124,950,000	55,804,000	69,146,000
8	職員旅費	1,458,000	593,000	865,000
8	赴任旅費	1,374,000	0	1,374,000
8	団体等調査旅費	53,224,000	28,149,000	25,075,000
8	研修生旅費	4,052,000	0	4,052,000
8	参考人等旅費	34,000	0	34,000
9	庁費	40,390,000	18,132,000	22,258,000

項 目	昭和28年度要 求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増 △減 (円)
9 庁 舎 借 料	4,126,000	3,360,000	766,000
9 会 議 費	558,000	586,000	△ 28,000
14 団体等調査事務地方公共 団体委託費	0	55,768,000	△ 55,768,000
15 無電施設整備費	4,700,000	0	4,700,000
17 交 際 費	90,000	0	90,000
恩赦事務処理費	0	6,375,000	△ 6,375,000
法務省所管合計	18,009,319,000	17,769,675,000	239,644,000

八 昭和27年度法務官署営繕費

(附 昭和28年度予算額、△建設省経由)

事 項	昭和27年度予算額 (円)	昭和28年度予算額 (円)	備 考
法務本省	△ 50,711,833	△ 65,000,000	
法務省研修所	△ 7,098,167		
検 察 庁	△ 171,078,000 129,088,000	△ 149,095,000 156,363,000	
法 務 局	△ 56,864,000 64,113,000	△ 60,751,000 58,881,000	
矯正管区	3,800,000	2,619,000	
刑 務 所	249,900,000	4,686,000 227,172,000	上段は巢鴨刑務所分
少 年 院	402,294,000	178,483,000	
少年鑑別所	14,966,000	81,271,000	
保護観察所	9,803,000	8,029,000	
各所新営	29,719,000	13,200,000	
公安調査庁	0	△ 19,174,000	
入国管理局	167,450,000	△ 19,012,000	
計	△ 285,752,000 1,071,133,000	△ 313,032,000 730,704,000	
合 計	1,356,885,000	1,043,736,000	

Ⅱ 財 産

法務府所管国有財産現在額 (昭和27年3月31日現在)

(一) 行政財産 (公用財産)

庁名	土 地		立 木 竹		建 物	
	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
法務本府	坪 17,553.00	円 14,431,996.99	本 955.00 石 0 束 0	円 206,033.00	(建坪) 3,374.299 延坪 6,194.299	円 169,210,548.36
裁判所	43,633.00	9,577,358.55	288.00 0 0	2,530.00 0 0	7,924.374 14,047.374	25,397,064.14
検察庁	174,531.06	164,489,853.11	830.00 31.00 0	425,709.67 8,676.50 0	24,851.060 56,421.340	795,001,706.06
法務局	153,074.10	74,023,566.18	1,075.00 0 0	95,118.90 0 0	30,195.294 37,942.794	322,363,392.96
矯正保護 管区本部	14,513.00	19,123,596.40	28.00 0 0	8,579.50 0 0	2,818.000 3,958.000	63,452,281.77
刑務所	9,971,129.21	130,777,642.01	24,375.00 55,237.25 1,000.00	383,852.90 341,082.75 35,000.00	321,824.714 377,809.799	1,493,820,839.98
少年 刑務所	684,287.00	7,384,609.42	635.00 0 0	4,458.42 0 0	38,533.417 46,465.642	158,031,871.16
拘置所	109,701.66	44,912,423.23	132.00 0 0	1,733.00 0 0	22,811.375 33,403.125	112,004,355.01
少年院	1,076,804.00	31,261,426.34	516.00 2,623.00 0	398,115.00 1,459,070.66 0	42,149.087 46,682.107	504,163,080.80
少年保護 鑑別所	78,216.00	46,927,193.95	240.00 0 0	39,144.00 0 0	14,693.335 17,666.795	324,361,240.00
矯正保護 研修所	—	—	—	—	142.000 246.000	3,889,548.72
地方少年 保護 事務局	446.00	309,088.00	—	—	302.000 575.400	9,034,731.22
少年保護 観察所	49,706.00	9,841,405.24	28.00 0 0	7,230.00 0 0	3,658.105 4,835.230	54,341,427.84
合 計	12,373,594.03	553,060,159.50	29,102.00 57,891.25 0	1,572,504.39 1,808,829.91 35,000.00	531,277.760 646,247.995	4,035,071,908.04

工 作 物	法第2条第1 項第5号に 掲げる権利		船 舶		機 械 器 具	合 計
	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格
38,217,732.31	—	—	—	—	—	222,066,310.66
4,139,342.91	—	—	—	—	—	39,116,295.60
120,814,569.19	21	1,267.50	—	—	—	1,080,741,782.11
25,213,681.64	181	13,267.40	—	—	—	421,709,027.08
9,959,467.49	—	—	—	—	—	92,543,925.16
345,490,379.63	—	—	2 4 9	10.50 8.00 8,709.00	5,708.70 89,470.00 59,270,316.39	2,030,223,001.36
66,871,319.59	—	—	0 3 6	0 89.17 2,253.10	0 153,615.66 —	232,448,127.35
74,529,671.08	—	—	—	—	—	231,448,182.32
95,140,049.13	—	—	0 0 5	0 0 175,600.00	0 0 640,503.00	633,237,844.93
67,133,965.74	—	—	—	—	—	438,461,543.71
632,890.72	—	—	—	—	—	4,522,439.44
1,021,994.42	—	—	—	—	—	10,365,813.64
5,878,297.19	—	—	—	—	—	70,068,180.27
55,043,361.04	202	14,534.90	2 7 20	10.50 97.17 186,562.10	5,708.70 243,085.66 59,910,819.39	5,506,952,473.63

備考

- 1 裁判所は現在最高裁判所にて使用中。
- 2 検察庁のうち浦和、大阪、神戸、山口、秋田、札幌、函館はいずれも裁判所庁舎
- 3 法務局は全庁分。
- 4 矯正保護管区本部は東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の八カ
- 5 刑務所は全庁分。
- 6 少年刑務所は川越、水戸、松本、姫路、奈良、愛知、岩国、新光、佐賀、盛岡、
- 7 拘置所は東京、京都、大阪、神戸、名古屋、広島の六カ所とす。
- 8 少年院は多摩、東京、愛光、千葉、茨城、榛名、印幡、八街、関東、東海、有明、
- 各務原、湖南、富山、広島、貴船原、美保、福岡、筑紫、佐世保、人吉、四国、丸
- 9 少年保護鑑別所は全庁分。
- 10 地方少年保護事務局は関東、近畿、中部の三カ所とす。
- 11 少年保護観察所は東京、横浜、浦和、千葉、宇都宮、前橋、静岡、甲府、新潟、
- 岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、東北、仙台、

(二) 普通財産

庁名	土地	
	数量	価格
法務本庁	9215 歩	1,124,756.18 円
法務局	1,2324	56,442.72
刑務所	9626	200,977.92
合計	3,1305	1,382,176.84

(三) (解散団体財産収入金特別会計)

庁名	土地		建物	
	数量	価格	数量	価格
解散団体財産売却理事会	21,220.07 歩	1,357,031.60 円	9,175.560 (建坪延坪)	209,010,697.53 円
合計	21,220.07	1,357,031.60	9,175.560	209,010,697.53

B 業務の実施状況

さて、昭和27年1月1日から同年7月31日の間において、この局の処理した事務をふりかえつみれば、おおむね次の如くである。

1) 意見・勧告

法令の疑義に関する照会は、文書によるものと口頭又は電話によるものがあることは、従来通りである。この局の任務が次第にひろく理解され、かつその意見・勧告が重視せられてきたために、その件数は、逐年増加してきたのである。これら意見・勧告がどのような機関に対してなされたかをみると、文書によるものの傾向は、別表(1・2)に示されるとおりである。

2) 調査研究

調査研究については、時々法律問題に伴つてなされるものとこれを離れて一定の計画の下になされるものがあることは、従来の通りであるが、後者の意味において本年において一応努力を払つたものは、フランス行政法の調査である。

別表(1)

年度別 月別 件数	昭和26年度				昭和27年度(7月末迄)			
	受理件数	文書による回答数	口頭、私文、取下等による処理件数	未済件数	受理件数	文書による回答数	口頭、私文、取下等による処理件数	未済件数
前年度より繰	73			73	79			79
1月	10	2	6	75	12	8		83
2月	15	7	5	78	9	17	16	59
3月	17	3	7	85	15	9	6	59
4月	13	11	5	82	14	16	5	52
5月	10	5	7	80	9	5	2	54
6月	17	13	10	74	15	9	23	37
7月	29	5	1	97	11	10	13	25

年度別 月別	昭和26年度				昭和27年度(7月末迄)			
	受理件数	文書による 回答件数	口頭、私 文、取下 等による 処理件数	未済件数	受理件数	文書による 回答件数	口頭、私 文、取下 等による 処理件数	未済件数
8月	23	5		115				
9月	17	7	7	118				
10月	23	32	8	101				
11月	11	21	7	84				
12月	22	20	7	79				
計	280	131	70		164	74	65	
次年度へ 繰越				79				25

別表(2)

意見・勧告行政庁別一覧表 (文書による回答)			
(昭27.1.1~同7.31)			
庁名	件数	庁名	件数
人事院	1	農林省	5
総理府本府	1	通商産業省	1
統計委員会	1	運輸省	6
特別調達庁	2	電気通信省	1
地方自治庁	1	経済安定本部	1
法務府	2	地方公共団体	41
外務省	1	政府に準ずる機関	3
大蔵省	4		
文部省	1		
厚生省	2	計	74

=備考=
1. 総理府を除く各府及び省には、その外局を含む。

3 法制意見第二・三局

A 目的

法制意見第二局においては、主として外事、財政、金融又は文教に関する事項その他法制意見第三局又は法制意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに条約案の審議に関する事務を、法制意見第三局においては主として産業、経済、厚生、労働、運輸又は通信に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務をつかさどることになっている。

B 業務の実施状況

法律案が、制定される過程には、二つの途がある。その一は、法律案が議員から発議される場合であり、その二は、法律案が内閣から提出される場合である。法律案について両局が関与するのは、前者においては内閣より議員に提案を依頼する場合と内閣から提出される後者の場合とであるが、政令は、内閣が制定するものであるからその全部について右両局がこれに関与することはいうまでもない。(但し、このうち法務関係の法律案及び政令案については、法制意見第四局の所掌とされているので右両局はこれに関与しない。)このうち内閣提出の法律案及び政令案も、両局を中心にして考えると、他の各省(総理府、経済安定本部を含む。以下同じ。)で起案されたものを審議する場合と両局がみずから起案する場合と二つの場合がある。

先ず、各省で起案されたものを審議する場合について述べれば、法律案又は政令案が、それぞれの主務省で起案されると、主務大臣は、その法令案についての閣議を請求する。この閣議請求の書類が内閣総理大臣にあてて提出されると、内閣官房では、これを法務府に回付し、法務府では、法律案又は政令案の内容によつて、これを法制意見第二局又は法制意見第三局の所掌と定めるのである。その局では、主務省担当官の説明に基づいて審議を行うのであるが、その法令案の内容が他の各省の所管事務にも関係があるものであるときは、関係各当局の係官の出席を求めて、その意見を徴し、相互の間に意見の相違があるときは、審議の過程において、これを取捨調整し、第一には、その法律案又は政令案が憲法及びこれに基づく一般法体系との間に矛盾がないように、第二には、各規定の表現が、その立法の目的を達成する上において正確であり、用語その

他法文の形式が適当であるように各条ごとに綿密な検討を加え、原案に対して必要な加筆修正をほどこすのである。かくして、最後の仕上げがなされ、法制意見長官の補佐に基いて、法務総裁がその法律案又は政令案を閣議決定してよいと認めるに至つたときは、先に回付された閣議請求の書類を内閣官房を経て閣議に送り、閣議決定があつたとき内閣としての意思が確定するのである。若し、その案件が政令案であれば、それは閣議決定により成立し、直ちに公布の手続がとられるが、法律案であれば、閣議で決定の上国会に提出される運びとなり、これで内閣の手を離れることになるわけである。この場合に、議員に提案を依頼するものについては、内閣官房は、閣議了解（又は閣議決定）後、与党に対し依頼の手続をとるのである。

次に両局で起案する場合は、その法律案又は政令案が直ちに法務総裁から閣議に提出の運びとなることはいうまでもない。

昭和27年1月1日から7月末日まで〔昭和27年8月1日、法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和27年法律第268号）によつて法務府が法務省と改称され、他方、法制局設置法（昭和27年法律第252号）によつてあらたに内閣に法制局が設置されて右の所掌事務は、同局第二部及び第三部に移された。〕に両局関係で審議立案された法律案及び政令案の件数は、次の通りである。

法律案・政令案・条約案処理件数調（昭和27年1月31日—7月31日）

	法律	政令	条約	計		法律	政令	条約	計
内閣 (総理府)	63 (1)	64		127 (1)	郵政省	8	3		11
外務省	8	9	26	43	電通省	8	3		11
大蔵省	72	113		185	労働省	5	6		11
文部省	14	12		26	建設省	18 (3)	12		30 (3)
厚生省	10	10		20	経本	7	10		17
農林省	30 (6)	44		74 (6)					
通産省	18	29		47					
運輸省	20	16		36	計	281 (10)	331	26	638 (10)

備考 括弧内は内書とし、議員に提案依頼のものを表わす。

4 法制意見第四局 [後期] 大臣官房調査課(139頁)参照

- イ 法規課 ロ 資料課 ハ 統計課
- ◎ 法務図書館

二 刑 政 部

1 刑政長官総務室

設置法 第5条
組織規程 第8条

A 目 的

- (1) 刑政長官の所属三局に対する企画、立案の指導、各局事務の連絡調整推進等及び部内の支出負担行為事務その他長官の各局に対する指導監督に関する事務を遂行する。
- (2) 刑政長官は法務総裁を助けて、検務局、矯正保護局及び特別審査局の所管事務を統轄している。

刑政長官の検務局所管事務に対する指導監督は、全国検察庁の担任する検察事務一般に関する事務であり、矯正保護局所管事務に対する指揮監督は、全国刑務所、少年院等の矯正保護一般に関する事務であり、又特別審査局の所管事務に対する指揮監督は、団体等規正令の適用による各種団体の調査、旧陸海軍将校調査、追放者監察等に関する事務である。

刑政長官のこれらの指揮監督の事務は、いずれもわが国の治安を確保し、犯罪者を矯正し、わが国を平和にして、民主的な国家として再建するために重要な事務である。総務室は、刑政長官のこれらの指揮監督事務の円滑適正な遂行を補佐するものである。

2 検 務 局 [後期] 刑事局(258頁)参照

イ 総務課 ロ 調査課 ハ 刑事課
ニ 公安課 ホ 経済課 ヘ 財政課

3 **矯正保護局** [後期] 矯正局(273頁)参照

イ 総務課 ロ 保安課 ハ 作業課
ニ 医療科学分類課 ホ 教育課 ヘ 職員課
ト 予算管理課

4 **特別審査局** 第四篇 外局 公安調査庁(540頁)参照

イ 総務課 ロ 連絡課 ハ 監査第一課
ニ 監査第二課 ホ 監査第三課 ヘ 調査第一課
ト 調査第二課 チ 調査第三課

三 民事法務部

1 **民事法務長官総務室**

設置法 第5条
組織規程 第12条

A 業務内容

民事法務長官の所属四局——民事訟務局、行政訟務局、民事局及び人権擁護局——に対する企画、立案の指導及び各局事務の連絡調整推進等その他長官の各局に対する指揮監督に関する事務を掌る。

B 業務の実施状況

長官の所属各局に対する指揮監督の方法は、所属各局長に対しその所管事項につき一般的計画的指示を与える外特に重要なものでない限り個々具体的な指示は与えないで処理を任せ、必要に応じて報告を求めている。文書によるもの

一部共用す。

所とす。

函館の十一カ所とす。

新潟、浪速、交野、宇治、京都、神戸、鈴蘭、加古川、瀬戸、豊ヶ岡、明德、豊浦、三重、亀、東北、置賜、北海の三十九カ所とす。

大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山、名古屋、津、福井、金沢、富山、広島、山口、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、旭川、徳島、高知、松山の四十四カ所とす。

立 木		竹	工 作 物	合 計
数	量	価 格	価 格	価 格
		円	円	円
本	—	—	—	1,124,756.18
石	—	—	—	
束	—	—	—	
	1	3.00		
	0	0	92.50	56,538.24
	0	0		
	—	—	—	
	—	—	216.18	201,194.10
	—	—	—	
	1	3.00		
	0	0	308.68	1,382,488.52
	0	0		

工 作 物	機 械 器 具	有 価 証 券 そ の 他		合 計
価 格	価 格	数 量	価 格	価 格
円	円		円	円
21,516.00	3,000.00		229,710.00	210,621,955.13
21,516.00	3,000.00		229,710.00	210,621,955.13

第三篇 本省(府)

I 内部部局

○ 局課分掌業務の目的及び実施概要

〔前期〕 法務府

一 法制意見部

1 法制意見長官総務室

A 目的

法制意見長官総務室においては、法制意見長官所属の各局——法制意見第一局、同第二局、同第三局及び同第四局——の指揮監督に関する事務を掌る。すなわち、法務総裁の権限に属し、又はその管理する事務のうち、

- (イ) 法律問題に関する政府の最高顧問としての内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対する意見の陳述勧告に関する事務
- (ロ) 内閣提出の法律案及び政令案の審議立案に関する事務
- (ハ) 条約案の審議に関する事務
- (ニ) 内外及び国際法制の調査に関する事務（法務府設置法第1条第2項、第3項）

について法務総裁を補佐する法制意見長官の指揮監督を受けて、長官所属各局の連絡調整を図るのである。

B 業務

総務室の事務の内容は、部内の事務の連絡調整、予算の編成、部内の組織に関する事項、部内の人事、会計及び庶務、部外との連絡等管理的、行政的事務が主であるが、併せて部内各局の事務についても、長官を助けて一般的にこれを監督する。

なお、昭和27年8月1日法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和27年法律第268号）及び法制局設置法（昭和27年法律第252号）によつて法務府は法務省と改称されるとともに、あらたに、内閣に法制局が設置され、法制意

見長官総務室、法制意見第一局、同第二局及び第三局の事務並びに法制意見第四局の事務の一部が法制局に移管されて同局の長官総務室、第一部、第二部及び第三部が引き継ぐこととなつた。

2 法制意見第一局

A 目 的

法務府設置法によれば、法務総裁は、法律問題に関する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し、意見を述べ、又は勧告するという任務を有し（第1条第2項）、また、内外及び国際法制の調査に関する事項をその所掌事務としていたのであり（同条3項）、そのための補助機関として、法制意見長官の指揮監督の下に、法制意見第一局が置かれていたのであるが（第5条第1項及び第6条第1項）、昭和27年8月1日、法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和27年法律第268号）によつて法務府が法務省と改称され、他方、法制局設置法（昭和27年法律第252号）によつてあらたに内閣に法制局が設置されて右の法務総裁の所掌事務は、法制局長官に移されるときともに、法制局に第一部が置かれて法制意見第一局の所掌事務を継承することとなつたのである。

法律問題について意見を陳述し、又は勧告するという任務は、法務総裁の任務のうちでも重要なものとされていたのであつて、新憲法によつてすべての法律、命令及び行政処分が裁判所による審査に服することとなつた結果、政府のなす法令の立案、解釈及びその適用が憲法その他の法令に違反し、後日裁判所によつて違法の判断を受け、国政上混乱を引き起こすことのないように、政府の最高法律顧問として行政各部に法律上の意見を陳述又は勧告するものである。いかえれば、この局の担当する法律上の意見の陳述又は勧告は、いわゆる行政解釈として最高の權威をもつものであつて、あたかも、司法裁判所の法律解釈が終局的には最高裁判所によつて統一されるのとその軌を一にするものである。しかしながら、この意見の陳述又は勧告は、純粹に法律問題に限つて行われるのであつて、事実の認定や政策に関する問題を取り扱うのではない。従つて、法律問題である限り、どんな問題でもこれを回避することはできないが、その範囲を超えた事実認定の問題や政策に関する問題は、その権限外にある。

は、恒常的なもの、先例のあるもの、軽易なものは局長限りで処理させ、その他のものは長官の決裁を求めさせて長官限りで処理し、又は更に総裁の決裁を求める。総裁の決裁を求めるものの例示としては法律、政令の制定改廃、府令、告示、総裁訓令及び特に主要な通達等である。

以上が長官の指揮監督の大要であつて、主幹は長官の命を受けて総務室の職員を指揮監督し、上記の指揮監督に関する事務を処理している。事務は多岐にわたり範囲が広いが大体下記のとおりである。

1 書類の検閲

部内各局から長官に提出される決裁文書、報告書類は全部長官に提出される前に主幹が検閲し、書類中に不備の点又は不明の点があれば責任者から説明を求め、必要に応じ変更訂正を求める。

2 支出負担行為

部内の人件費、諸謝金、報償費、旅費、委託費等について支出負担行為担当官として支出負担行為書を作成し、認証官の認証を求めて支出負担行為をする。

3 予 算

部内の予算は部内の局課長と協議して編成し、取纏めた上経理部に提出する。

4 年 次 計 画

部内の局課長と協議して部内の年次計画を立案する。

5 人 事

部内の定員配置、欠員の補充について関係局課長と協議をして決定し人事課と折衝する。

6 部内庶務主任会議

内部各局庶務主任を以て編成する会議を随時開催し、部内各局の庶務的事項につき連絡調整のため必要な指示をする。

7 部内各局間の事務調整

8 府内他部及び官房各課との連絡

9 部 内 の 設 備

部内各局の事務室の決定、部屋割等について関係係官と交渉連絡をする。

10 国会関係

部内各局長の政府委員任命、部内各局関係法律案の提出、国会両院委員会における質問、請願等に対する説明答弁等につき関係局課長と打合せをする。

2 **民事訟務局** [後期] 訟務局(356頁)参照

3 **行政訟務局** 同 上

4 **民事局** [後期] 民事局(207頁)参照

イ 第一課 ロ 第二課 ハ 第三課
ニ 第四課 ホ 第五課 ヘ 第六課

5 **人権擁護局** [後期] 人権擁護局(376頁)参照

イ 第一課 ロ 第二課 ハ 第三課

四 官 房 [後期] 大臣官房(131頁)参照

イ 秘書課 ロ 人事課 ○ 検察官適格審査会
ハ 経理部 ニ 渉外課 ホ 情報課

[後期] 法務省

一 大臣官房

イ **秘書課**

A 目的

皇統譜副本の保管、機密に関する事項、大臣の官印及び省印の管守、各部局の所掌事務の連絡調整、所管行政の考査、本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項、最高裁判所との連絡交渉、公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存の外他の部局の所掌に属しない事務を行う。

B 業務の実施状況

公文書類の接受件数	11,001
同 発送件数	18,918
法務省専用電信取扱件数受領	113,677
同 発送	74,046

会 同

- (1) 2月16日検事長会同
協議事項 人事、経理、公安事項
- (2) 3月31日検事長会同
協議事項 人事に関する事項
- (3) 8月7日から8月9日まで検事長、検事正会同
協議事項
現下の情勢に鑑み検察運営上特に考慮すべき事項如何
- (4) 9月13日検事長、検事正会同
協議事項 選挙事犯取締に関する事項
- (5) 11月11日検事長会同
 - (1) 協議事項
公安係検事の強化について
 - (2) 新任検事の配置方針について

(ハ) 司法修習生指導係検事の強化について

(6) 12月6日検事長会同

協議事項 人事、経理、検察事項

◇ 広報連絡室

昭和27年7月31日までの部

渉外課

設置法9条 組織規程17条

A 業務内容

法務府における渉外事務を統一的行つており、その事務は、連合国軍関係との連絡交渉、外務省その他の関係官庁との渉外事務の連絡交渉、連合軍官憲より発せられる指令、覚書、その他の公文書類の接受及びその連絡、公文書類のほん訳、連合国官憲に対する文書の作成及び提出、渉外関係資料の収集、編さん及び保存である。

B 業務の実施状況

法務府関係の渉外事務全般におよぶので、その内容も多方面に亘っている。特に総司令部法務局、経済科学局、民政局及び第八軍法務局とは常に緊密な連絡を保ち、渉外事務の円滑化に努めている。

情報課

設置法9条 組織規程17条

A 業務内容

法令の成立、公布その他の法務府所管の事務全般につき情報を収集し、これを国民に周知徹底させるために法務府における情報活動の中心となり普及及び宣伝啓発に関して企画し、実施する。

B 業務の実施状況

法令の周知徹底、法務府及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝を行う。(実施状況については昭和27年1月1日から同年12月31日までを一括して、同年8月1日以後の部に記述する)

昭和27年8月1日以後の部

昭和27年7月31日、法律第268号、並びに昭和27年8月1日、法務省令第1号により、従前の法務総裁官房情報課及び渉外課の業務は法務大臣官房秘書課広報連絡室で行うこととなつた。

秘書課広報連絡室

設置法5条 組織規程3条及び4条

1) 渉外係

A 業務内容

法務省における渉外事務全般におよび、その事務の内容は、外務省その他関係官庁との渉外事務の連絡交渉、公文書類のほん訳、渉外関係資料の収集、編さん及び保存等である。

B 業務の実施状況

昭和27年4月28日の講和条約の効力発生までは前年通り連合国軍総司令部との渉外連絡の事務を行つたがこれ以後は駐留軍及び外国公館との渉外連絡の事務、日米安全保障条約に基く行政協定による合同委員会、裁判管轄権分科委員会関係の事務、国際連合その他各種国際機関及び国際会議との連絡通信の事務及び海外渡航手続の円滑化に努める。

会議

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 合同委員会 裁判管轄権分科委員会 (民事及び刑事部会) | 28回 |
| 2 外務省における技術援助連絡会議 | 26回 |
| 3 外務省におけるその他の連絡会議 | 15回 |

国際会議

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 1 西独国際法律家会議 | |
| 7月26日—8月1日、西ベルリンにて開催最高検検事松本武祐 出席 | |
| 2 国際連合国際法委員会及び著作権条約に関する会議 | |
| 7月30日—9月6日、ジュネーブにて開催法制意見第二局長 林修二 出席 | |
| 3 アメリカ矯正会議 | |
| 10月5日—10月10日、アトランティック・シティにて開催 | |
| 保護局長 斉藤三郎 出席 | |

4 国際連合犯罪予防及び犯罪者処遇に関する協議グループ会議

国際刑法及び監獄財団会議

12月7日—12月17日 ジュネーブにて開催

最高検 次席検事 岸本義広

東京矯正管区長 巢山末七 出席

2) 広 報 係

A 業 務 内 容

広報係は法務に関する法令の周知徹底、本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝

B 業務の実施状況

- 1 法務大臣、各局課係官の談話の発表
- 2 特殊案件の新聞発表 82回
- 3 新聞放送記者の定期会見 17回
- 4 外務省における情報担当官連絡会議 26回
- 5 内閣審議室における広報課長会議 12回
- 6 中央及び地方における人権相談所 中央58回 地方1,453回
- 7 刊 行 物 「公証制度の話」…6,000部 「婦人と法律」……5,000部
パンフレット 「会社更生法」……3,000部 「保護司制度の話」6,000部
「霧はれず」(人権)…10,000部
リーフレット 「社会を明るくする運動」 50,000部
「法務省のしおり」 50,000部
「 ” 」(英文) 5,000部
「世界人権宣言」 50,000部
ス ラ イ ド 「世界人権週間」 300組
フィルムストリップ 「更生保護」(2種) 114本
映画フィルム 「更生保護大会記念映画」(16ミリ) 1本
ポ ス タ ー 「憲法記念」 50,000部
「住民登録」(2種) 200,000部
「社会を明るくする運動」 50,000部
「世界人権週間」 20,000部

8 講演会等

- 憲法普及講演会 9回 社会を明るくする運動講演会 1回
- 人権擁護講演会(中央1回地方1,257回) 全国更生保護大会 1回
- 法律相談と講演会 5回 検察文化の会 1回
- 討 論 会 2回 展示会 2回

9 ラジオ放送

- N H K { 中 央 215回
地 方 1,822回
- 民間放送 { 中 央 約120回
地 方 不 明

□ 人 事 課

A 目的及び内容

法務省並びに同所管官庁の人事行政全般の事務を遂行し、併せて分課規程により当課の所掌に属せしめられた事務を行う。

法務省及び同所管官庁である法務研修所、矯正研修所、巣鴨刑務所、入国者収容所、検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区、拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所及び入国管理事務所並びに公安審査委員会及び公安調査庁の職員45,371人に対する進退、身分、給与、規律、定員及び配置等に関する事務、司法試験管理委員会、副検事選考審査会、検察官特別考試審査会及び検察官適格審査会の庶務に関する事項をもつかさどっている。

B 業務の実施状況

改正国家公務員法の実施以来、公務の民主的運営を目標とする新しい近代的人事管理制度の確立のために人事事務の殆んど全分野にわたり新制度への切替が着着実施せられた結果、事務量が著しく増加したのみならず事務内容も複雑化し屢々各種の困難な場面に直面したが、良くその難関を切り抜け漸くその成果をみるようになった。而して、成案を得た職階制を基礎とする新任用制度の制定あるいは給与準則及び勤務評定制の実施作業等一連の科学的人事管理制度の複雑化に伴い、来年度は益々繁忙を極めるものと推察せられる。

任用関係取扱人員数 (但本省並びに入国管理事務所入国者収容所において
は雇、傭人以上、その他は職務の級9級以上のもの)

(自昭和27年1月1日 至昭和27年7月31日) 取扱数		(自昭和27年8月1日 至昭和27年12月31日) 取扱数	
項 目	件 数	項 目	件 数
採 用	251	採 用	143
任 命	11	昇 任	672
転 官	62	転 任	51
転 任	20	配 置	733
兼 職	211	任 官	8
昇 任	814	出 向	17
配 置	802	休 職	24
復 職	2	復 職	2
辞 職	461	併 任	317
休 職	34	同 解除	41
兼 職 解 除	52	失 職	1
出 向	7	免 職	1
懲 戒 免 職	1	辞 職	105
退 職	28	退 職	14
外国出張	2	外国出張	3
事務代理	2	事務代理	2
同 解除	4	同 解除	1
療 養	56	休 職 延 長	6
職務復帰	5		
組織変更	11		
補 職	6		
同 解除	1		

その他の事務

恩給請求書調査	1,217 件
公務災害報告事件	406 件
公証人任免	{任 37人 免 22人

◇ 検察官適格審査会

(内閣総理大臣の監督に属し庶務のみを当課において行う。)

A 目 的

検察庁法第23条第2項に規定する検察官の適格審査を行う。

B 業務の実施状況

昭和27年中においては同検察官中不適格と判定された者はなかった。

C 法 規

検察官適格審査会令 {昭和23年9月16日 政令第292号
昭和26年5月8日 政令第134号
昭和27年7月21日 政令第305号}

内閣は、検察庁法(昭和22年法律第61号)第23条第8項の規定に基きここに検察官適格審査会令を制定する。

第1条 検察官適格審査会(以下「審査会」という。)の委員のうち、衆議院議員及び参議院議員たる委員以外の者は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣がこれを任命する。

- 1 検 事 総 長
- 2 法 務 事 務 次 官
- 3 最高裁判所判事 1人
- 4 日本弁護士連合会の会長
- 5 日本学士院会員 1人

2 前項第3号及び第5号の委員は、それぞれ最高裁判所判事及び日本学士院会員の互選による。

第2条 前条第1項第1号の委員の予備委員は、次長検事につき、同項第2号の委員の予備委員は、法務省刑事局長につき、同項第4号の委員の予備委員は、日本弁護士連合会の副会長のうち年長者1名につき、それぞれ内閣総理大臣がこれを任命する。

2 前条第1項第3号及び第5号の委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者につき、内閣総理大臣がこれを任命する。この場合には、同条第2項の規定を準用する。

第3条 第1条第1項第1号及び第2号の委員以外の委員並びにその予備委員

の任期は、2年とする。

第3条の2 委員及び予備委員は、非常勤とする。

第4条 委員のうちから互選された者は、会長として会議を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ審査会の定める順序により、他の委員が臨時にその職務を行う。

第5条 審査会は、委員9人以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

第6条 審査会は、審査のため必要があるときは、法務大臣又は検察庁の長に対し書類の提出を求め、又は必要な事項の報告を徴することができる。但し、捜査中の犯罪事件については、この限りでない。

第7条 審査会は、審査に付された検察官及びその者の属する検察庁の長をして会議に出席して意見を述べさせることができる。

2 審査会は、審査に附された検察官に不適格の疑があるときは、当該検察官に対し、あらかじめ相当な期間を置いて会議の理由を通告した上、会議に出席して弁解し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

第8条 審査会の庶務は、法務大臣官房において処理する。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

検察官適格審査委員会官制（昭和22年政令第85号）は、これを廃止する。

附 則 （昭和24年政令第143号）（抄）

この政令は昭和24年6月1日から施行する。

検 察 庁 法（昭和22.4.1.法律第61号）（抄）

第23条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適当なときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免することができる。

検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合

2 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合

3 職権で各検察官について随時審査を行う場合

検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適当かどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに不適当な旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務省の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された11人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる国会議員は、衆議院議員4人及び参議院議員2人とし、それぞれ衆議院及び参議院において選出す。

検察官適格審査会に、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員を置く。

各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選出する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

前7項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

ハ 調 査 課

A 目 的

1 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない事項に関する法令案の作成

司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない事項に関する法令案、すなわち裁判所法、裁判所の設立及び管轄区域に関する法律、裁判官の報酬等に関する法律、検察官の俸給等に関する法律、裁判所職員定員法、執行吏に関する法律等司法制度に関する法令及び法務省所管事項中他の部局の

所掌に属しないものに関する法令については当課が主管部局として立案の事務をつかさどる。すなわちそのための調査研究、案文の起草、各方面との連絡折衝、法令案の国会提出及び提出後における説明等の任に当る。

なお、裁判所検察庁及びその支部の設立廃止及び管轄区域については、常時陳情及び請願があり、また行政区画、交通状況等の変化も著しいので、全国各地（全国に下級裁判所は674ヶ所、支部を併せると1,144ヶ所あり）の土地の状況、交通の便否、行政区画の廃合及び裁判所の設立廃止、管轄区域の変更に関する各方面の意向等について常時調査連絡に当たっている。

2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行

(a) 調査

(1) 調査委嘱

学者その他の権威者に対し司法制度及び法務に関する調査を委嘱するもので、当面は主として各国の基本法制の調査及び所管の法令の立案につき特に必要と思われるものに重点を置いている。

(b) 翻訳

司法制度及び法務に関する英・独・仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するものである。主として外国の基本法の翻訳に重点を置いている。

(c) 資料

当課資料係の担当事務として司法制度及び法務全般に関する調査研究の資料を収集整備すると共に、法務資料、司法制度調査資料、法務年鑑等の各種の資料を編さん刊行し、部内各局課及び関係各庁に配布し立案の資料に供するほか、執務上の参考に供している。また管下各庁の執務参考用に既成の図書資料を配布する事務も併せ行っている。

3 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（この事項については第175頁国立国会図書館支部法務図書館の項参照）

4 法制審議会に関する事項

法制審議会は民事法、刑事法その他法務に関する基本的な法令についての改正立案を要する場合、法務大臣の諮問に応じて、これにつき調査審議をする機関であつて、法務大臣を会長とし、最高裁判所裁判官その他の関係各庁

の職員及び学識経験のある者のうちから任命された委員二十数名の外専門別の部会毎に別に任命される部会委員及び幹事数十名で組織されている。当課はこの法制審議会のいわば事務局として庶務その他に関する事務を掌っている。

5 内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項、法令集等の編さん及び刊行

これらの事務処理のためには当課内に法規室が設けられている。この事務の詳細については、145頁法規室の項参照。

6 法務に関する統計の整備、改善および企画、刑事統計、民事統計、矯正統計その他法務に関する統計及び統計資料の編さんおよび刊行

これらの事務処理のためには当課内に統計室が設けられている。この事務の詳細については、148頁統計室の項参照。

B 業務の実施状況

1 立案

○ 司法制度に関する法律案及び他の部局に属しない法律案を立案し、公布したものをみると次のとおりである。

（昭和27年8月1日から12月末日まで——機構改革直後であり且つ期間が短かつたので国会提出の法案は比較的少い。なお昭和27年1月から8月までの分については旧法制意見第四局業務実施状況—171頁—参照）

○ 第15回国会に提出のもの。

(1) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

一般の政府職員の給与の増額等に伴い、裁判官の報酬を増額する等の措置を講じたものである。

(2) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

一般の政府職員の給与の増額等に伴い、検察官の俸給を増額する等の措置を講じたものである。

2 司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備、編さん及び刊行

(1) 資料の調査

(a) 調査委託

本年中に調査を委託した主なものは、

- (イ) 米国に於ける刑事訴訟手続
- (ロ) ドイツ刑事訴訟法改正点の研究
- (ハ) ソヴィエートの裁判法における証拠の理論
- (ニ) 米国のディスカヴァリー・デポジション及びアフィダヴィットに関する現行制度
- (ホ) 中国婚姻法の研究
- (ヘ) 米国破産法の研究
- (ト) 戦時戦後犯罪の総合的研究
- (チ) 米英における会社更生手続及び裁判所補助機関に関する研究
- (リ) 裁判所法及び刑事訴訟法の改正問題についての調査

(b) 翻訳

昭和27年中に翻訳を了したもの及び目下翻訳中のもの(○印)は次のとおりである。

- (イ) マサチューセッツ州刑事法研究
- (ロ) 白カラー犯罪の研究
- (ハ) ドイツ裁判所構成法民事関係規定の研究
- (ニ) ドイツ刑事訴訟法改正条文

(註) この外に当課内で翻訳したものは、「ウオールタ・シー・レックレス 犯罪問題(売淫の部)」「エドガー・ボーデンハイマー 占領軍の命令の効力に関する判決」「ジャン・ドルザツカ 賭博と法律—スロット・マシン」「エモリ・エイチ・ナイルズ バルテイモア青年裁判所」「ヂェムズ・ドッゲット カリフォルニアの過失事件に於ける慣習に関する証拠」等がある。

(2) 資料の収集、整備

- (イ) 法務省各部局及び他官庁ならびに各種団体等から、その刊行した資料であつて法務上の参考となるものを収集し、部外の刊行した資料については部内に於ける執務上の参考資料として、関係部局に配布し、更に収集の全種類を整理して法務図書館へ納める。

昭和27年中(1月から12月迄)に於ける各庁別種別冊数は、A表に示す通りで総種類495、総部数11,396冊となつている。

A表 各庁別収集資料の種類と冊数

庁名	種類	冊数	庁名	種類	冊数
総理府	16	63	文部省	39	61
調達庁	7	21	厚生省	26	60
行政管理庁	1	1	農林省	3	12
自治庁	1	2	食糧庁	1	1
経済審議庁	15	27	水産庁	1	2
物価庁	2	5	通商産業省	12	47
法務省	91	680	工業技術院	2	2
外務省	2	2	特許庁	4	4
大蔵省	4	18	運輸省	9	46
海難審判所	3	16	国立国会図書館	36	267
郵政省	21	36	最高裁判所	90	9,665
労働省	38	91	日本国有鉄道	2	3
建設省	9	41	電信電話公社	12	39
会計検査院	3	9	都道府県	26	91
人事院	5	28	警視庁	3	27
衆議院	1	3			
参議院	10	26	合計	495	11,396

- (ロ) 本省各部局及び所管各地方庁の執務上必要とする図書資料を選択し、配布する業務である。昭和27年中に配布した総部数は524種、166,692冊(雑誌を含む)、その内本省(府)へは365種、3,883冊、検察庁関係へは74種108,157冊、矯正並びに保護関係へは43種8,588冊、法務局関係へは42種46,064冊となつている。なおこの数は、機構改革に拘らず歴年比較の便宜上、年間を通じての計数をかかげること上に同じ。

(3) 資料の編さん及び刊行

- (a) 法務省各部局及び所管各庁あるいは一般行政官庁の執務上の便宜に供するため、次の資料を編さん、刊行し配布した。

- (イ) 法務資料 内外の諸法制、その運用状況の外、刑事政策、労働、経済、

その他広く諸方面にわたり法務に関連ある事項の調査研究を収録するものであつて、司法資料を前身とし30年の刊歴を有する。実務に対する貴重な参考資料として配布する。当課発足の昭和27年8月以降は期間の関係上次の一種を印刷に付した。

号	題名	著 者	頁数	刊行年月	体 裁
322	英米刑事訴訟法に於ける情況証拠 (司法研修所刊、司法研究 報告書5輯4号の複製)	足立 勝義	283	27. 12	A 5 判 仮 装

(ロ) 法務総裁意見年報

政府の法律顧問たる法務総裁の提出意見及び質疑に対する回答を収録して、これに索引、参照条文等を付して年報として刊行する。昭和27年11月に第4巻(A5判本文343頁)を刊行し、これに昭和26年中のケース全部を取めた。

なお本年8月の機構改革によつて、本資料刊行業務も法制局の所管に移り、従つて爾後の分は同局から刊行される。

(ハ) 法 務 年 鑑

法務本省、検察庁、法務局、矯正保護関係各庁その他管下各庁にわたる年次の組織、定員、会計、業務の実態、諸統計その他の事項をとりまとめ収録する。法務省全般の業績を、歴年的に記録したものであつて、司法一覧、法務一覧を前身として50余年の刊歴を有する。昭和27年11月に、昭和26年版(A5判584頁)を刊行した。

(ニ) 司法制度調査資料

諸外国特に英・米・独・仏・伊等の現行司法制度に関する諸調査をまとめ、主として制度改革の立法に具へて刊行配布するものであるが、昭和27年8月から12月までの間に刊行したものはない。

(b) 以上の刊行資料等を次のB表の通り本省(府)管下各庁、最高裁判所、他官庁、各大学、各種団体等へ配布したが、昭和27年中における配布総部数は26,171冊となつている。

B表 配布先別配布数

計	
532	
97	
10	
13	
68	
65	
76	
71	
資	
革	
ては	
明	
が、	
規	
省	
整	
貫	
機	
か	
報	

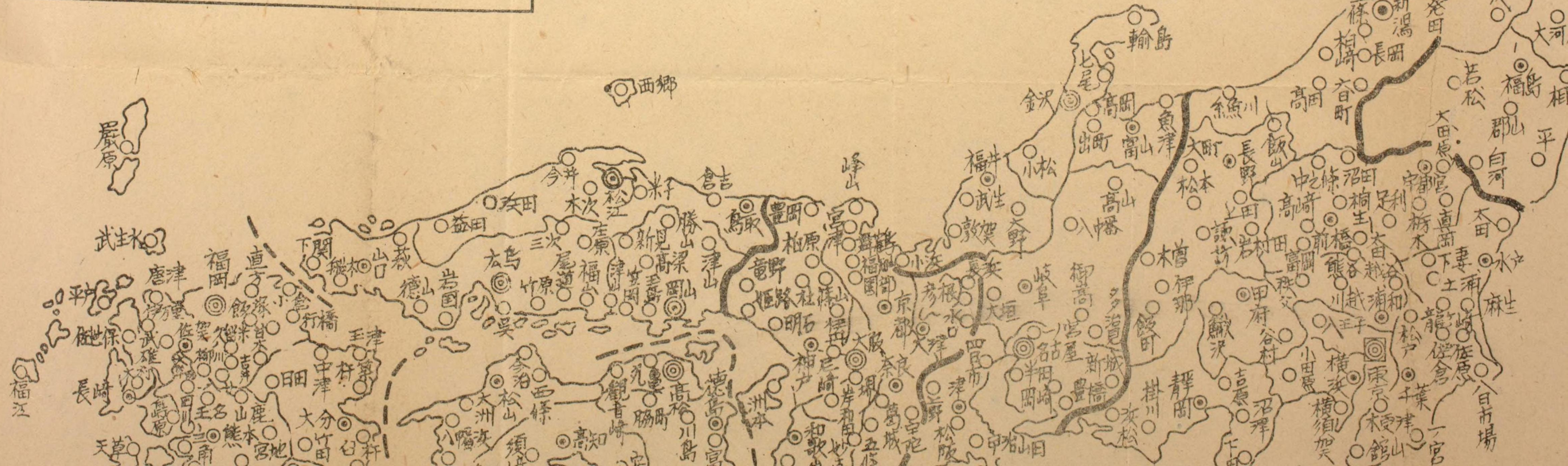
全國檢察庁所在一覽

(昭和27 12 31 現在)

註 区検のみ所在地については紙幅の関係

凡例

- 最高檢察庁
- ◎ 高等檢察庁地方檢察庁区檢察庁
- ◎ 高等檢察庁支部地方檢察庁区檢察庁
- 地方檢察庁及び区檢察庁
- 地方檢察庁支部及び区檢察庁



研究を収録するも
。実務に対する貴
3月以降は期間の関

刊行年月	体	裁
27. 12	A 5	判 装
	仮	装


に対する回答を収録
刊行する。昭和27年
し昭和26年中のケ
務も法制局の所管に

の他管下各庁にわた
の他の事項をとりま

全國檢察庁所在一覽

(昭和27 12 31 現在)

註 区検のみ所在地については紙幅の関係とこれを省く



凡例

- 最高検察庁
- ◎ 高等検察庁 地方検察庁 区検察庁
- 高等検察庁 支部 地方検察庁 区検察庁
- 地方検察庁 支部 及び 区検察庁
- 地方検察庁 支部 及び 区検察庁

収録するも
に対する貴
は期間の関

体 裁
A 5 判
仮 装

回答を収録
。昭和27年
26年中のケ

判局の所管に

各庁にわた
事項をとりま
ものであつて
昭和27年11月

る諸調査をま
であるが、昭

最高裁判所、
ける配布総部



長方区検査庁
検査庁区検査庁
区検査庁

西諸島



庄内
出羽
越前
山形
秋田
岩手
宮城
福島

南西諸島

その他広く諸方面にわたり法務に関連ある事項の調査研究を収録するも

号
322

(口)

(イ)

(エ)

(b)

B表 配布先別配布数

	法務資料	意見年報	法務年鑑	法務研究報告書	合計
内 部 部 局	532	166	121	713	1,532
附 属 機 関	116	41	24	316	497
地 方 支 分 部 局 (法務局、矯正管区関係)	1,460	772	2,539	1,839	6,610
検 察 庁	4,430	1,497	1,140	6,946	14,013
公安調査庁その他外局	119	80	79	990	1,268
裁 判 所	330	225	220	90	865
諸官庁、団体、大学等	224	196	127	829	1,376
計	7,211	2,977	4,250	11,723	26,171

(註) この表には、法務資料のうちの一部及び法務研究報告書等法制意見第四局資料課時代刊行のものを含むが、当課が残務を処理して居るので便宜上改機構革に拘らず一括計上した。(旧資料課の説明参照)

3 国立国会図書館支部法務図書館の業務の実施状況

(註) 国立国会図書館支部法務図書館の昭和27年における業務の実施状況については法務図書館の項に詳記した。

4 法制審議会の業務の実施状況

(註) 法制審議会の昭和27年における業務の実施状況についてはⅡ附属機関〔後期〕六 法制審議会の項に詳記した。

◇ 法 規 室

A 業 務 内 容

当室は、もと法規課として、昭和23年法務庁設置と共に発足したのであるが、その後法務庁は法務府となり、更に27年8月1日法務省と組織が変更して法規室となつたけれども、当室のつかさどる事務は、現在の法務省設置法、法務省組織令及び法務省組織規程にあるように、「内外の法令及び判例の収集及び整備に関する事項、法令集等の編さん及び刊行に関する事項」ということに一貫している。

而して、ここに、いわゆる法令、判例の「整備」の事務は、単なる形式的機械的な整備に止るものでなく、実質的内容的な整備を行つて居るのである。かような事務を行うために、室の機構は、法令整備係、法令編さん係、法令月報

係、条例、外国法令係、判例整備係というように分れて、各々事務を分担しているのであるが、これらの各係は事務の性質上また自ら相互に有機的に関連を保つて仕事を進めている。

B 業務の実施状況

1 法令の整備

(1) 法令整備カードの作成

新らしく制定せられる法律以下告示訓令指令に至る総ての法令を正確迅速に整備することは勿論、従前の総ての法令について、その制定、改正、廃止の経過を明らかにして整備する詳細な仕事を行つている。これがために、ありとあらゆる法令を、その現行たると非現行たるとを問わず、徹底的に究明して拾い上げ、一法令毎にその新制定、改正、廃止に応じて、その公布、施行、改廃経過、根拠法、他法令との関係を記入した基礎カードを作成し、これを五十音別及び法令別に分類し、キャビネットに収納して法令の一大戸籍簿とも称すべきものを完成しつつある。昭和27年末までにおいて、この事業は、(a) 現行法令全部については完了し、(b) 省令以上の法令については、カード作成は一応完了し、個々の的に再検討を為しつつあり、(c) その他の法令については、右の完成を待つて取りかかる予定である。

(2) 法令制定改廃経過一覧の作成

さきに、終戦後新たに制定改廃された約6,000件の法令について、その改廃経過を明確にした、「終戦後の法令の制定改正廃止経過一覧」A5判566頁の書冊を刊行したが、これが継続事業として、更に、現行法令約5,000件につき、その制定、改正の沿革並びに昭和24年1月1日以降昭和27年1月1日までの間において廃止失効した法令約3,500件につき各法令毎に制定、改廃の沿革及び失効理由等を註記し、五十音索引を附した「法令の制定改廃経過一覧」B5判622頁を刊行した。この事業は、法令整備事務の成果を一冊の書冊に収約し、法令の効力及び制定改廃の経過を簡易に検索し得ることを特色とするもので、法令整備事務の進捗に相応じて、適当な時期を画して刊行して行くものである。

(3) 法令の過誤不統一の是正

法令整備の上から各種法令について、その立法技術上の不統一、立法上の過誤をとり上げて、これを旧来の法令の改廃及び将来の立法に資すべく材料を整備し、「法令整備意見」を印刷配布する外、随時法令立案当局に連絡し、協議会をも開いて法令の完璧化につとめている。

2 法令の編さん

(1) 現行日本法規の編さん刊行

これは、従来の各種法規集が種々不正確不完全であるので、当室の責任において、権威ある決定版を作成し、普く一般の利便に供しようとするもので、この編集は、単純な官報の収録というような安易な方法を一切排除して、前記法令整備の基礎調査を利用して、全法令の有効無効をせん別して、現行の全法令を遺漏なく収録し、条文の正確を確保し、改廃等の経過につき法令自体の沿革にとどまらず各条文毎に全部改正、一部改正、追加削除、条文繰上、繰下その他の経過及び根拠を各条に互り逐一註記したのであり、編成配列についても、新憲法の実施による法制の一大変革に応じて斬新な方法をとつた。17編21巻21,741頁索引1巻660頁に及ぶ事業で、25年9月に全巻を完成し、その後加除式によつて引続き法令の制定改廃に伴う迅速なる追録を編集印刷配布して居るが、平和条約の発効に伴う法制の変革と新法令の増加とに応じて編成を若干新たにするとともに各巻の分冊を行い、今や台本は、34冊約30,000頁になつている。

(2) 国会制定法律の印刷配布

国会制定の法律について、これを速報すべく毎会期毎に一纏めにして印刷配布することも行事となつて居り、昭和27年末までには「第13回国会法律集」まで完了した。これは、官報を待たず国会の審議と併行しつつ各法律の公布前から資料を整備編集して、国会が閉会するや逸早く印刷配布するものである。

3 法令月報の印刷配布

頻繁に行われる法令の制定改廃について、その内容を可及的迅速に知らせて執務上これが適正な運営に資するため、各月中に公布された全法令の要旨、国会における法案の審議経過、立案中の法案、法令の改廃経過その他を登載した「法令月報」A5判約50頁を毎月1回印刷配布している。

4 条例の整備

地方公共団体の条例規則もこれをすべて収集し、事項別、府県別に分類整理し、その立法技術、特に法定刑その他の点について整備上の問題として、これを検討し、その完全正確化につき協力助言する仕事もしている。

5 判例の整備

(1) 判決、決定の収集整備

最高裁判所及び高等裁判所の刑事、民事事件の判決、決定をすべて収集して、これを分類整理している。

(2) 判例要旨カードの印刷配布

最高検察庁以下全国検察庁に対し、最高裁判所判例につき、その判示事項、裁判要旨、反対意見、適用条文、事件番号、事件名、被告人の氏名、言渡年月日、上告結果等を記入した「判例要旨カード」を印刷し、整備用キャビネットと共に配布し、これを年別、法条別等に整理せしめ、法令運営に供している。

なお、最高裁判所の民事判例については、配布準備が整ったので、近く昭和22年度分より逐次印刷配布する運びとなつて居り、高等裁判所の刑事、民事判例についても、同様計画を準備している。

(3) 判例資料の配布

最高裁判所裁判集、大審院判例集その他の判例関係の資料の印刷配布を行つている。

◇ 統 計 室

A 目 的

- (1) 法務に関する統計の整備、改善および企画に関する事項
- (2) 刑事統計、民事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
- (3) 統計資料の編さんおよび刊行に関する事項

B 業務の内容と実施状況

第1 検 察 統 計

a 調製規定の整備改善

1 検察統計月報、期報関係

昭和25年から実施した検察統計月報調製要領（昭和24年11月30日法務府法意四分発第100号通達）による月別統計調査及び同年7月1日から実施した検察統計期報調製要領（昭和25年2月2日附同第23号通達）による期別統計調査は、(1) 法令の新設改廃 (2) 公安関係事件の重要性の増大 (3) 経済統制法令の大幅撤廃等の社会事情の変化に伴い調査事項の改廃が必要となり、かたがた、月報及び期報に関する調製規定を整理統一するため、再検討を加え、昭和27年5月新調製要領を制定し同年7月1日からこれを実施した。改正の主なる点は次のとおりである。

- (1) 通常警察から送致を受けた被疑者については、ある程度これを罪名別に知り得るようにしたこと。
- (2) 外国人被疑者の受理人員数とその国籍別を調査することとしたこと。
- (3) 受理人員、起訴人員及び起訴猶予人員についてその体性別を調査することとしたこと。
- (4) 被疑者の処遇——逮捕区分、身柄の処置、勾留期間——に関する調査を恒久的に行うこととしたこと。
- (5) 次の違反者を調査罪名として挙示したこと。
 - (あ) 破壊活動防止法
 - (い) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法
 - (う) 爆発物取締罰則
 - (え) 公安条例
 - (お) 売春取締条例
 - (か) 麻薬取締法
 - (き) 酒税法
- (6) 経済事犯として調査をしていた次の法令違反者を調査罪名から削除し、特別法犯のその他の被疑者中に一括包含させたこと。
 - (あ) 臨時物資需給調整法
 - (い) 物価統制令
 - (う) 食糧緊急措置令

2 検察統計年報関係

検察統計年報の整備改善については引続き検討中であるが、現在実施中の調査で最も不備と思われる点は被疑者の個人に関する調査が、専ら起訴猶予者についてだけ行い、起訴者を除外しているためこの統計のみによつては犯罪者に対する全般的な観察ができないことである。将来はこの点を解決するとともに職業、前科等被疑者の身上に関する部分を拡充する予定をもつて構想を進めている。

3 本年末現在における検察統計に関する基本規程は次のとおりである。

(1) 刑事統計調製規程(昭和17年9月1日司法省調第318号訓令)(年報に適用)

(2) 検察統計月報、同期報調製要領

(昭和27年5月31日法務府法意四発第171号通達)

b 統計資料作成の状況

検察統計に関する統計調査は主として検察庁において受理した被疑者を対象としている。被疑者以外のものを対象としているものは刑の執行猶予者に関する調査、本刑に通算した未決勾留に関する調査及び公訴の取消に関する調査の三種である。

なお、起訴猶予者について、犯罪の時期、年齢、教育程度の調査を行つて居るが、この調査は裁判所において行われている有罪犯人に対する個人的調査と一環をなすものとして古くから行われて来たものである。

統計調査の時期については、定期に行うものと、臨時に行うものに区分される。臨時的なものとしては国会等の要求によつてするもの或は新法令の新設に伴いその実施状況を観察するためにするもの等があり、これらのものについては随時調査計画を立て検察庁に照会し又は保管資料等に基づいて行つている。定期的なものは一年次調査と、毎月、四半期、二半期に調査するものとの四種類である。年次調査は、月報等により調査をしていない事項について年一回年報として調査する建前になつている。

定期的な調査についての主要調査事項を挙げれば次のとおりである。

- 1 被疑者の総人員及びその処理状況(主要罪名別)……………毎月
- 2 未処理被疑者の未済期間及び同被疑者中勾留されているものの数……

……………毎月

- 3 被疑者の処遇(逮捕区分、身柄の処置、勾留期間)……………毎月
- 4 被疑者の体性別……………毎月
- 5 外国人被疑者の国籍別……………毎月
- 6 保釈中の犯罪及び保釈の取消……………毎月
- 7 少年被疑者の年齢別及び罪名別受理並びに処理の状況……………毎3箇月
- 8 外国人被疑者のうち朝鮮人に関する罪名別処理状況……………毎6箇月
- 9 年間におけるものとして
 - (あ) 被疑者の全法令別受理及び処理状況
 - (い) 処理被疑者の処理期間
 - (う) 捜査の端緒
 - (え) 公訴取消理由(罪名別)
 - (お) 起訴猶予の年齢、犯罪時期及び教育程度(罪名別)
 - (か) 起訴した者のうち起訴猶予の再犯者及び再犯までの期間(罪名別)
 - (き) 刑の執行猶予者の刑及び執行猶予の期間(罪名別)
 - (く) 刑の執行猶予取消の理由及び取消までの期間(罪名別)
 - (け) 本刑に通算した未決勾留日数(刑名刑期等の別)

c 統計事務の指導、連絡

正確な統計調査の結果を得るための措置として、高等検察庁管内別にブロック会同を実施し、資料作成上必要な諸規定の解説及び質疑に対する回答をしているが、本年は予算の関係上4月15日に大阪高等検察庁、11月26日に福岡高等検察庁において各管内地方検察庁統計係員との会同を行つただけで、他は次年度に持越すこととなつた。

d 刊行事情

検察に関する統計調査の結果を公表するための刊行物としては、検察統計年報と法務統計月報の2種がある。前者は明治8年の創刊であり、本年刊行すべき第77検察統計年報は目下印刷中である。又後者は昭和25年検察統計月報として発足したものであるが、本年8月の機構改革以後は民事、矯正その他の統計と併せ登載することとして改題した。本年は13回刊行し、主として、昭和26年10月分から本年10月分までの統計を登載した。

第2 民事統計

a 統計報告調製様式の改正

登記統計及び登録税額等の報告は、次の通達に根拠をおき、一定の様式により各登記所で行った登記につき法務局又は地方法務局で管内分を取りまとめ報告することとなっている。この報告の様式については事務簡捷と予算節約の面からできる限り簡略化すべく検討中のところ、次の改正通達をもつて新法令の公布に伴う事項を加えるとともに報告様式を簡易化し実施した。

年表の種別	根拠通達	改正通達
登記統計年表	昭24.6.24 法務府法意四発第12号法制意見第四局長通達	昭27.4.23 法務府法意四発第137号法制意見第四局長通達
登録税額報告表	昭24.5.11 法務庁資統局発第171号資料統計局長通達	昭27.5.1 法務府法意四
登録税免除件数調		発第146号法制意見第四局
手数料額報告表		長通達

この改正の重要な点は、登記統計年表についてであるが、

- 後に述べるb(1)ないし(4)の各報告表中から登録税額欄及び手数料欄を削除したこと。
 - 組合その他の法人登記百数十種について、一つの組合又は法人毎に別用紙をもつて報告させていたが、これを組合、法人の名称を列記し登記事項を共通とする一表に記載するように改めたこと。
 - 登記簿の謄本、抄本、閲覧、証明等の請求数は、各種登記統計表のそれぞれの表に記載欄を設けていたが、これをこれらの統計表から削除し別の一表に取りまとめ報告させるように改めたこと。
 - 前記b(1)及び(2)以外の登記については、極めて稀にしか生じない登記事項の欄を削除する等により様式を簡易化したこと。
- 等である。

b 登記統計

全国登記所で行った登記の状況を知るため、次の種類の登記について

統計調査を実施し、登記統計年報を編さん刊行して本省関係方面及び官公庁、学校図書館等に配付し広く利用の便をはかっている。

- (1) 不動産及び不動産とみなされる登記(土地、建物、財団、立木、船舶等)
- (2) 商業登記(各種会社、商号、未成年者及び支配人等の登記)
- (3) 農業用動産抵当登記
- (4) 各種組合その他の法人登記
- (5) 登記所別登記の総数、登録税及び手数料

c 登録税及び手数料額調(会計年度)

本省所管の収入印紙による歳入総額を調査するため、次の(1)及び(2)の統計調査を行い、これに(3)の経理部調査にかかるものを合算して大蔵省ならびに国税庁に報告し、また、登記統計年報及び法務統計月報に掲載している。

- (1) 登記の登録税額(登録税法の各条項号別)
- (2) 登記簿の謄本、抄本、閲覧、証明等の手数料額
- (3) 全国検察庁の取り扱った罰金、科料、過料、追徴金等の収入額

d 登録税免除件数調

登記所において取り扱った登記のうち、法令により登録税を免除されたものの件数を各法令別に調査集計し、法務統計月報及び登記統計年報に掲載している。

e 刊行事情

民事関係統計として「第64登記統計年報(昭和25年)」を刊行し関係方面に配布した。

なお、法務統計月報に収録された資料は次のとおりである。

- (1) 昭和26年分法務局、地方法務局別登記の総数、登録税及び手数料(昭和27年10月号)
- (2) 昭和26年度登録税額調(同11月号)
- (3) 昭和26年度法務省所管印紙総収入による区別(同12月号)
- (4) 昭和26年度収入印紙貼用額調(同上)
- (5) 昭和26年度登録税免除件数調(同上)

◎ 各種組合及びその他の法人登記の名称等調

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
1	産業組合登記	明治33. 3. 7 法 37号	産業組合法
2	産業組合連合会登記	明治42. 4. 6 法 27号	産業組合法中改正
3	産業組合中央会登記	同上	同上
4	産業組合中央金庫登記	大正12. 4. 9 法 42号	産業組合中央金庫法
5	農林中央金庫登記	昭和18. 3. 11 法 46号	農林中央金庫法
6	産業組合監査連合会登記	昭和13. 3. 18 法 15号	産業組合自治監査法
7	農業団体監査連合会登記	昭和18. 3. 11 法 46号	農業団体自治監査法
8	農業協同組合監査連合会登記	昭和22. 11. 19 法 133号	農業協同組合自治監査法
9	農林組合登記	明治40. 4. 23 法 43号	森林法
10	森林組合連合会登記	昭和14. 3. 12 法 18号	森林法中改正
11	森林組合登記	昭和26. 6. 26 法 249号	(新) 森林法
12	森林組合連合会登記	同上	同上
13	漁業組合登記	明治43. 4. 12 法 58号	漁業法
14	漁業組合連合会登記	同上	同上
15	水産業団体登記 (漁業会、製造業会、道府県) (水産業会、中央水産会)	昭和18. 3. 11 法 47号	水産業団体会法
16	水産協同組合登記 (漁業協同組合) (漁業生産組合) (漁業協同組合連合会) (水産加工業協同組合) (水産加工業協同組合連合会) (水産業協同組合共済会)	昭和23. 12. 15 法 242号	水産協同組合法
17	住宅組合登記	大正10. 4. 12 法 66号	住宅組合法
18	海外移住組合登記	昭和 2. 3. 30 法 25号	海外移住組合法
19	海外移住組合連合会登記	同上	同上
20	家畜保険組合登記	昭和 4. 3. 28 法 19号	家畜保険法
21	養蚕実行組合登記	昭和 6. 3. 30 法 24号	蚕糸業組合法
22	牧野組合登記	昭和 6. 4. 1 法 37号	牧野法
23	工業組合登記	昭和 6. 4. 2 法 62号	重要輸出品工業組合法中改正(工業組合法に改める)

(昭和 27 年 12 月 31 日調)

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
廃止	昭和23. 7. 30 法200号	消費生活協同組合法	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
改称	昭和18. 3. 11 法 46号	農業団体会法附則 120 条にて「農林中央金庫法」に改める。	
改称	昭和18. 3. 11 法 46号	農業団体会法附則 121 条にて「農業団体自治監査法」に改める。	
同上	昭和22. 11. 19 法 133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体等の整理に関する法律	同法附則25条にて「農業協同組合自治監査法」と改める。
解散	昭和24. 5. 25 法 104号	農業協同組合自治監査法を廃止する法律	
廃止	昭和26. 6. 26 法 249号	(新) 森林法	
同上	同上	同上	
廃止	昭和18. 3. 11 法 47号	水産業団体会法	
同上	同上	同上	
同上	昭和23. 12. 15 法 243号	水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体等の整理に関する法律	
廃止	昭和25. 4. 1 法 93号	海外移住組合法廃止に関する法律	
同上	同上	同上	
同上	昭和22. 12. 15 法 185号	農業災害補償法	
同上	昭和22. 11. 19 法 133号	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律	
同上	昭和25. 5. 20 法 194号	新牧野法	
同上	昭和18. 3. 11 法 53号	商工組合法	

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
24	工業組合連合会登記	昭和6.4.2法62号	重要輸出品工業組合法中改正(工業組合法に改める)
25	工業組合中央会登記	昭和8.3.28法20号	工業組合法中改正
26	工業小組合登記	昭和14.4.4法65号	同上
27	商業組合登記	昭和7.9.6法25号	商業組合法
28	商業組合連合会登記	同上	同上
29	商業組合中央会登記	昭和15.4.4法97号	商業組合法中改正
30	商業小組合登記	同上	同上
31	商工組合登記 (統制組合、施設組合)	昭和18.3.11法53号	商工組合法
32	商工組合中央会登記	同上	同上
33	商工協同組合登記	昭和21.11.11法51号	商工協同組合法
34	商工協同組合中央会登記	同上	同上
35	商工組合中央金庫登記	昭和11.5.27法14号	商工組合中央金庫法
36	農事実行組合登記	昭和7.9.7法30号	産業組合法中改正
37	負債整理組合登記	昭和8.3.29法21号	農村負債整理組合法
38	蚕糸共同施設組合登記 (蚕糸協同組合、蚕糸業会)	昭和11.5.26法11号	蚕糸業法中改正
39	肥料製造業組合登記	昭和11.5.29法30号	重要肥料業統制法
40	日本競馬会登記	昭和11.5.29法31号	競馬法中改正
41	漁船保険組合登記	昭和12.3.31法23号	漁船保険法
42	漁船保険組合登記 (地域組合、業態組合)	昭和27.3.31法28号	漁船損害補償法
43	漁船保険中央会登記	同上	同上
44	貿易組合登記 (輸出組合、輸入組合)	昭和12.8.14法74号	貿易組合法
45	貿易組合連合会登記 (輸出組合連合会、輸入組合連合会、輸出入組合連合会)	同上	同上
46	貿易組合中央会登記	同上	同上
47	輸出組合登記	昭和27.8.5法299号	輸出取引法
48	百貨店組合登記	昭和12.8.14法76号	百貨店法
49	恩給金庫登記	昭和13.4.1法57号	恩給金庫法
50	庶民金庫登記	昭和13.4.1法58号	庶民金庫法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
廃止	昭和18.3.11法53号	商工組合法	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	昭和21.11.11法51号	商工協同組合法	
同上	同上	同上	
同上	昭和24.6.1法182号	中小企業等協同組合法	
同上	同上	同上	
同上	昭和23.7.30法200号	消費生活協同組合法	
同上	昭和20.12.23法57号	新蚕糸業法	
同上	昭和22.11.19法130号	重要肥料統制法	
同上	昭和23.7.13法158号	新競馬法	
同上	昭和27.3.31法28号	漁船損害補償法	
同上	昭和21.10.21法123号	貿易組合法を廃止する法律	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	昭和22.12.19法212号	百貨店法を廃止する法律	
同上	昭和24.5.20法49号	国民金融金庫法	
同上	同上	同上	

番号	登記の名称	基本法令公布の年月日及び番号	基本法令の名称
51	農業保険組合登記	昭和13. 4. 1 法 68号	農業保険法
52	農業保険組合連合会登記	同上	同上
53	軍用保護馬鍛錬中央会登記	昭和14. 4. 7 法 76号	軍馬資源保護法
54	製酪業組合登記	昭和14. 3.25 法 27号	酪農業調整法
55	造船組合登記	昭和14. 4. 5 法 70号	造船事業法
56	造船組合連合会登記	同上	同上
57	海運組合登記	昭和14. 4. 5 法 69号	海運組合法
58	海運組合連合会登記	同上	同上
59	宗教団体登記 (教派、宗派、教団、 寺院、教会)	昭和14. 4. 8 法 77号	宗教団体会法
60	宗教法人登記 (宗派、教派、教団、 神社、寺院、教会)	昭和20.12.28 勅719号	宗教法人令
61	神社、寺院、教会、財産登記	同上	同上
62	宗教法人登記 (教派、宗派、教団、神社、寺 院、教会、修道会、司教会)	昭和26. 4. 3 法126号	宗教法人法
63	自動車運送事業組合登記	昭和15. 4.10 法106号	自動車交通事業法
64	自動車運送事業組合連合会 登記	同上	同上
65	住宅営団登記	昭和16. 3. 7 法 46号	住宅営団法
66	貸家組合登記	昭和16. 3. 7 法 47号	貸家組合法
67	貸家組合連合会登記	同上	同上
68	貸室組合登記	同上	同上
69	貸室組合連合会登記	同上	同上
70	国民更生金庫登記	昭和16. 3. 6 法 42号	国民更生金庫法
71	帝都高速度交通営団登記	昭和16. 3. 7 法 51号	帝都高速度交通営団法
72	農地開発営団登記	昭和16. 3.13 法 65号	農地開発営団法
73	統制組合登記	昭和16. 8.30 勅331号	重要産業団体会令
74	港湾運送事業地区別団体登記	昭和16. 9.17 勅860号	港湾運送事業統制令
75	産業設備営団登記	昭和16.11.26 法 92号	産業設備営団法

廃止その他	廃止等の根拠の法令公布の年月日及び番号	根拠の法令名	備考
廃止	昭和22.12.15 法185号	農業災害補償法	
同上	同上	同上	
同上	昭和20.11.21 勅643号	軍馬資源保護法等廃止に関する件	ポツダム宣言の受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
同上	昭和24. 6. 1 法180号	酪農業調整法廃止に関する法律	
同上	昭和22.12.13 法177号	造船事業法廃止に関する法律	
同上	昭和22.12.13 法177号	同上	
同上	昭和22. 8.19 法 94号	海運組合法廃止に関する法律	
同上	同上	同上	
同上	昭和20.12.28 勅713号	宗教団体会法廃止に関する件	ポツダム宣言の受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
同上	昭和26. 4. 3 法126号	宗教法人法	
同上	同上	同上	
同上	昭和22.12.16 法191号	道路運送法	
同上	同上	同上	
閉鎖	昭和22. 1.27	閉鎖機関指定	
同上	昭和22.12.7 閣令、大蔵、外務、商工、運輸、司法省令1号	同上	
同上		同上	
廃止	昭和20.12.16 法 44号	国家総動員法及戦時緊急措置法廃止による	ポツダム宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク
同上	同上	同上	同上
同上	昭和21.10.19 法 46号	産業復興営団法	産業設備営団は閉鎖機関指定